

外国人集住都市会議 みのかも2007

多文化共生社会をめざして ～すべての人が参加する地域づくり～

報 告 書



平成19年11月28日(水)
午前10時～午後4時30分
美濃加茂市文化会館

外国人集住都市会議会員都市：太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・可児市・浜松市
富士市・磐田市・袋井市・湖西市・豊橋市・岡崎市・豊田市
西尾市・小牧市・津市・四日市市・鈴鹿市・伊賀市・長浜市
湖南市・美濃加茂市

主催：外国人集住都市会議
後援：岐阜県

同時開催

- 多文化共生をめざして活動する
民間国際交流団体のパネル展
- 外国人集住都市会議会員都市で作成
している多言語による各種資料展示



目 次

| | |
|---------------------------------------|-----|
| プロ グ ラ ム..... | 1 |
| 外国人集住都市会議会員都市首長 プロフィール..... | 2 |
| 外国人集住都市会議アドバイザー プロフィール..... | 5 |
| 外国人集住都市会議 みのかも2007 省庁報告者..... | 5 |
| 開会・座長あいさつ..... | 6 |
| ブ ロ ッ ク 報 告..... | 9 |
| 省 庁 か ら の 報 告..... | 29 |
| 首長と関係省庁との討論会..... | 44 |
| みのかも2007メッセージ..... | 69 |
| 閉 会..... | 70 |
| 資 料 編..... | 72 |
| ◆多文化共生社会をめざして すべての人が参加する地域づくり..... | 73 |
| ◆省庁関係資料..... | 107 |
| ◆多文化共生をめざして活動する民間国際交流団体のパネル展 参加団体… | 126 |
| ◆外国人集住都市会議会員都市で作成している多言語による各種資料展示… | 127 |
| ◆外国人集住都市会議の概要..... | 128 |
| ◆外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ | 129 |
| ◆外国人集住都市会議の規制改革要望書..... | 130 |

プログラム

| 時間 | 内容 |
|-------|--|
| 9:15 | 開場・受付開始 |
| 10:00 | 開会・座長あいさつ(美濃加茂市長) 総合司会:池上重弘氏 |
| 10:10 | ブロック報告 コーディネーター:山脇啓造氏 『生活者としての外国人と 地域コミュニティとの関わり』 群馬・静岡ブロック(湖西市長) 太田市、大泉町、浜松市、富士市、磐田市、袋井市、湖西市 |
| | 『地域における企業の外国人への支援及び 自治体との連携』 長野・愛知ブロック(上田市長) 上田市、飯田市、豊橋市、岡崎市、豊田市、西尾市、小牧市 |
| | 『外国人児童生徒の教育について』 岐阜・三重・滋賀ブロック(鈴鹿市長) 大垣市、可児市、津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、長浜市、湖南市、美濃加茂市 |
| 11:45 | 休憩 |
| 13:00 | 省庁からの報告 総務省、法務省、文部科学省 |
| 14:05 | 休憩 |
| 14:15 | 首長と関係省庁との討論会 コーディネーター:井口泰氏 |
| 16:25 | みのかも2007メッセージ(美濃加茂市長) |
| 16:30 | 閉会 |

*内容などにつきましては、事情により一部変更となる場合があります。

同時
開催

9:15~16:30

- 多文化共生をめざして活動する
民間国際交流団体のパネル展
- 外国人集住都市会議会員都市で作成している
多言語による各種資料展示



プロフィール

外国人集住都市会議会員都市 首長プロフィール

【凡 例】2007.11.28現在



都市名

氏 名

経歴

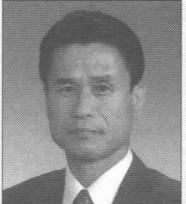
首長がめざす多文化共生社会とは



群馬県太田市長
清水 聖義

しみず まさよし
1941年12月7日生
前職：群馬県議会議員
就任年：2005年4月
(旧太田市長、1995年)
当選回数：1期目(旧太田市長、3期)

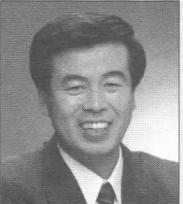
人的鎖国を解き放ち、誰もが個性や能力を発揮して、笑顔と活力あるまちづくりをめざしています。



群馬県大泉町長
長谷川 洋
はせがわ ひろし

1949年12月1日生
前職：大泉町議会議員
就任年：2001年4月
当選回数：2期目

「秩序ある多文化共生」を目標に掲げている大泉町では、習慣や言葉の異なる国から来た人たちに、日本で暮らすために必要な基本的ルールや生活上の情報などを正しく伝え、しっかりと理解して頂くことが重要と考えています。国籍を問わずすべての住民が、それぞれの知恵と力を出し合い、支え合う協働のまちづくりを進めていきます。



長野県上田市長
母袋 創一
もたい そういち

1952年7月6日生
前職：長野県議会議員
就任年：2006年4月
(旧上田市長、2002年)
当選回数：1期目(旧上田市長、1期)

上田市は本年9月に、新市の「第一次総合計画」を定め、地域が自立し個性が光り輝くまちづくりを市民との協働で進めています。外国人施策においても、全ての市民が認め合い、尊重し合って暮らせる社会をめざし、行政、市民団体、企業等による上田市外国籍市民支援会議において、「上田市多文化共生のまちづくり推進指針」を定め、事業の推進を図っています。



長野県飯田市長
牧野 光朗
まきの みつお

1961年8月16日生
前職：日本政策投資銀行
就任年：2004年10月
当選回数：1期目

飯田市内に様々な国籍の居住者が増えたことにより、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことが出来る「多文化共生社会」の実現が必要となり、この構築は、現在の当市の大きな課題となっています。当市では市民・事業者・ボランティア団体等と連携・協力して外国籍市民に係わる施策等を体系的かつ総合的に推進していきます。



岐阜県大垣市長
小川 敏
おがわ びん

1950年11月15日生
前職：株式会社小川紙店 代表取締役社長
就任年：2001年4月
当選回数：2期目

国際的な感覚や知識を備えた人材を育成し、また、在住外国人と共生できる社会を実現するための多文化共生推進体制の充実をはじめ、外国人市民へのコミュニケーション支援や外国人市民の生活支援の充実を図り、多文化共生の地域づくりや国際交流・国際貢献の推進に努めています。そして国籍・性別・年齢などを問わず、市民一人ひとりが様々な分野での社会参加や地域貢献を通して、誰もがまちづくりに共同参画・創造できる社会をめざします。



岐阜県可児市長
山田 豊
やまだ ゆたか

1932年2月4日生
前職：可児市収入役
就任年：1994年11月
当選回数：4期目

互いの文化や習慣等の理解を深め、共に安心して生きられる地域社会の形成に資することで、市の将来像である「心豊かな活力とうるおいのある住みよいまち・可児」の実現をめざします。



静岡県浜松市長
鈴木 康友
すずき やすとも

1957年8月23日生
前職：衆議院議員
就任年：2007年5月
当選回数：1期目

浜松市は日本人市民と外国人市民がお互いに認め合い、共に生活していく「共生」の地域社会づくりを進めます。



静岡県富士市長
鈴木 尚
す ず き ひ さ し

1946年11月21日生
前 職：静岡県議会議員
就 任 年：2002年1月
当選回数：2期目

国籍を越えて、市民一人ひとりが互いの文化や価値観などの違いを認め、快適に安心して暮らしてゆける地域社会の実現をめざしています。



静岡県磐田市長
鈴木 望
す ず き のぞむ

1949年4月20日生
前 職：旧厚生省
就 任 年：2005年4月
(旧磐田市長、1998年)
当選回数：1期目(旧磐田市長、2期)

外国人も日本人も地域社会を支えていくパートナーです。国籍や文化、生活習慣など、それぞれの違いを認めた上で、外国人もまちづくりに参画していくための環境を整え、共に築く多文化共生のまちをめざしていきます。



静岡県袋井市長
原田 英之
は ら だ ひ で ゆ き

1943年1月12日生
前 職：静岡県健康福祉部長
就 任 年：2005年4月
(旧袋井市長、2001年)
当選回数：1期目(旧袋井市長、2期)

袋井市は、「人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康新文化都市」を目指して、共生・協働・交流をもって、人づくりとまちづくりに取り組んでいます。

市内で暮らす外国人の方々が、安心していきいきと暮らすことができるよう、自治会活動に積極的に参加したり、子どもたちが円滑な学校生活を送ったりすることなどができるまちづくりを推進しています。



静岡県湖西市長
三上 元
み か み は じ め

1945年1月5日生
前 職：1994年船井総合研究所
取締役
就 任 年：2004年12月
当選回数：1期目

市民が国際性豊かな幅広い視野を身につけるための環境を整えるとともに、外国籍住民への日本語教育の充実と健康保険への加入促進を行い、外国人が暮らしやすいまちづくりを進める。



愛知県豊橋市長
早川 勝
は や か わ まさる

1940年12月21日生
前 職：衆議院議員
就 任 年：1996年11月
当選回数：3期目

豊橋市では、国際交流協会や日系ブラジル人自らが設立した豊橋ブラジル協会とともに様々な共生事業を推進してきました。また、愛知万博での多様な交流により、新たに発足した国際交流団体が民間レベルでの異文化交流を行っています。

そして、昨年は、市制施行100周年を機に、「平和・交流・共生の都市宣言」をし、人や地域、世界の国々とのつながりを大切にし、多様な文化や生活習慣への理解を深め、「すべての人とともに生きる」多文化共生のまちづくりをめざします。



愛知県岡崎市長
柴田 紘一
しばた こういち

1940年11月10日生
前 職：愛知県議会議員
就 任 年：2000年9月
当選回数：2期目

市民同士の相互理解を推進することにより、岡崎在住の外国人を同じ市民として受け入れ、多文化共生のコミュニティの実現と、市民が一体となり、主体的に交流し、協働することによる地域の活性化を目指します。また、これまで市民に培われた国際感覚と交流の輪を活かしながら、地球市民として世界の人々と共生を図るために、世界平和と繁栄に向けた国際貢献を進めるとともに、岡崎の文化と伝統を守り育てながら、新しい文化を創造することで人が輝く国際文化都市をめざします。



愛知県豊田市長
鈴木 公平
す ず き こうへい

1939年3月20日生
前 職：豊田市助役
就 任 年：2000年2月
当選回数：2期目

豊田市では、日本人と外国人の相互理解を基本とした恵みある社会の実現には、市民の理解が不可欠だと考えます。外国人住民の権利の確保と義務の履行が保障されるとともに、国際化の進展に対する市民の不安や懸念を解消し、夢を与えられるよう、誰もが安全で安心して暮らせる魅力あるまちづくりをめざします。



愛知県西尾市長
中村 晃毅
なかむら こうき

1938年1月1日生
前 職：愛知県議会議員
就 任 年：2005年9月
当選回数：1期目

地域に住む外国人と日本人が互いの文化や考え方についての理解を深めながら、ともに安心して暮らしていく共生のまちづくりを推進します。



プロフィール



**愛知県小牧市長
中野 直輝**
なかの なおてる

1945年3月26日生
前職：弁護士
就任年：1995年2月
当選回数：4期目

日本人も外国人も同じ小牧市民。市民の皆様と手を携えながら、教育・文化・環境、そして、安心・安全に配慮しつつ、「人と緑かがやく創造のまち」の実現をめざしています。



**三重県津市長
松田 直久**
まつだ なおひさ

1954年5月8日生
前職：三重県議会議員
就任年：2006年2月
当選回数：1期目

本市は、平成18年1月に10市町村が合併し、新たな「津市」が誕生いたしました。市域の広がりと近年の急速な国際化により、文化や慣習の違う様々な国の方が本市に住み、働いています。

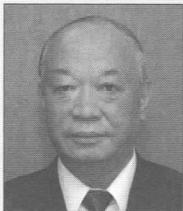
本市では、これまでの姉妹友好都市などとの国際交流の成果と併せ、お互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を基本に、地域社会の構成員として共に生きていこうとする、多文化共生への取組みをめざします。



**三重県四日市市長
井上 哲夫**
いのうえ てつお

1938年7月12日生
前職：参議院議員
就任年：1996年12月
当選回数：3期目

「人と文化と自然を育む活気あふれる港まち四日市」の実現に向けて、国や地域が違っても、ともにパートナーとして理解し尊重し合い、助け合って幸せに暮らせる多文化共生のまちづくりをすすめています。



**三重県鈴鹿市長
川岸 光男**
かわぎし みつお

1942年9月17日生
前職：三重県議会議員
就任年：2003年5月
当選回数：2期目

外国人登録者数は10,000人を超え、どこへ行っても外国人を見かけるようになりましたが、外国人は外国人同士、日本人は日本人同士、お互い違う世界の中で生きているという感がまだまだあります。外国人であろうと、日本人であろうと、同じ鈴鹿市に住む住民として共に地域社会で生活を営むことができ、また、地域や市全体で行われる様々な行事に、当たり前のように入り混じて参加できるような社会をめざしたいと考えています。



**三重県伊賀市長
今岡 瞳之**
いまおか むつゆき

1939年5月5日生
前職：市議会議員
就任年：2004年11月
(旧上野市長、1993年)
当選回数：1期目(旧上野市長、3期)

文化、民族性、習慣などの違いを互いに理解し、信赖し合えるバリアフリーのまち「人が輝く 地域が輝く 自然と共生する健康で安全快適なまちづくり」をめざしています。



**滋賀県長浜市長
川島 信也**
かわしま のぶや

1936年3月24日生
前職：旧国鉄本社
就任年：2006年3月
当選回数：3期目

当市は「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を目指しています。市民の国際的な視野を広め、外国人市民が抱える課題を共有するなど、多文化共生の地域づくりを推進します。



**滋賀県湖南市長
谷畑 英吾**
たにはた えいご

1966年9月11日生
前職：滋賀県職員
就任年：2004年11月
(甲西町長、2002年)
当選回数：1期目(甲西町長、1期)

外国人市民も、地域社会の構成員として「地域社会を支える主体」として認識を持ち、互いの文化や生活習慣を理解し合い、互いに人権を尊重し、安心して快適に暮らせる地域社会「多文化共生社会」の構築を企業や地域と連携を図りながらめざしています。



**岐阜県美濃加茂市長
渡辺 直由**
わたなべ なおよし

1945年8月6日生
前職：家業
就任年：2005年9月
当選回数：1期目

国籍、性別、年齢などを問わず、誰もが住みよい、安心、安全で「ひとにやさしいまちづくり」をめざしています。

【19・20年度座長】

外国人集住都市会議アドバイザー プロフィール

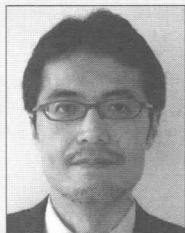


関西学院大学教授

井口 泰氏

いぐち やすし

1953年生。関西学院大学経済学部教授(労働経済学)。76年一橋大学経済学部卒、労働省入省、80~82年独エランゲン・ニュルンベルク大学留学、87年から外国人労働者政策に関与。95年外国人雇用対策課長を最後に労働省退職、関西学院大学経済学部助教授。99年関西学院大学から博士(経済学)取得。00年仏リール第一大学客員教授、01~02年独マックスプランク研究所客員研究員、04年同大学少子経済研究センター長。06年から経済財政諮問会議・労働市場改革専門調査会専門委員、規制改革会議専門委員。主著に『国際的な人の移動と労働移動』(日本労働研究機構)、『外国人労働者新時代』(ちくま新書)、「外国人の統合政策および社会保険加入のための基盤整備』『季刊社会保障研究』Autumn 2007など。



明治大学教授

山脇 啓造氏

やまわき けいぞう

明治大学教授(外国人政策・多文化共生論)。コロンビア大学国際関係・公共政策大学院修了。文部科学省、法務省、外務省の外国人政策関連委員会委員の他、愛知県多文化共生推進プラン検討会議座長、長野県上田市外国籍市民支援会議アドバイザーを務める。総務省多文化共生の推進に関する研究会座長、国土交通省北関東圏における多文化共生の地域づくり検討委員会委員長、宮城県多文化共生推進条例策定懇話会座長等を歴任。主な著作に、『歴史の壁を超えてー和解と共生の平和学』(共編、法律文化社)、『多文化共生の学校づくりー横浜市立いちょう小学校の挑戦』(共編、明石書店)等。



静岡文化芸術大学准教授

池上 重弘氏

いけがみ しげひろ

静岡文化芸術大学准教授(文化人類学・多文化社会論)。北海道大学文学部卒業。同大学院文学研究科修了。その間、90年から91年まで、文部省アジア諸国等派遣留学生としてインドネシア大学に留学。外務省海外交流審議会外国人問題作業部会専門委員、静岡県多文化共生推進会議委員、浜松市新世界都市化ビジョン有識者懇話会会长、磐田市多文化共生社会推進協議会会长等。

インドネシアでの文化人類学的研究と並んで、日本社会の多文化・多民族化に伴う地域の問題を実証的に研究。近年では多文化社会への関心から、オーストラリアにおけるインドネシア人コミュニティに焦点を当てた現地調査を展開。主な著作に、『ブラジル人と国際化する地域社会ー居住・教育・医療ー』(編著、明石書店)、『国際化する日本社会』(共著、東京大学出版会)。

省庁報告者

総務省 自治行政局 国際室長

稻岡 伸哉 氏

いなおか しんや

法務省 入国管理局 登録管理官

高岡 望 氏

たかおか のぞむ

文部科学省 初等中等教育局 国際教育課長

大森 摂生 氏

おおもり せつお



■開会・座長あいさつ

司会（池上 重弘 氏）

皆様、おはようございます。

本日は、ようこそ美濃加茂市へお越しくださいました。

ただいまより、『外国人集住都市会議 みのかも2007』を開会いたします。

初めに、座長である美濃加茂市長 渡辺直由からごあいさつを申し上げます。

■美濃加茂市長（渡辺 直由 氏）



座長を務めております岐阜県美濃加茂市長の渡辺直由でございます。

本日はお忙しい中、関東・関西方面、遠いところからもご参加を賜り、まことにありがとうございます。

この外国人集住都市会議は、2001年に浜松市の呼びかけで始まり、豊田市、四日市市を経て、現在美濃加茂市長が座長を務めさせていただいております。発足当初は13都市であります。

会員都市も、現在では23都市となりまして、この会議の存在意義もますます大きくなっています。座長を務めさせていただくこの2年間は「すべての人が参加する地域づくり」をテーマに、最も身近な地域に焦点を当て取り組んでまいりたいと考えております。

多くの外国人住民が生活をする集住都市では、言葉や文化、習慣の違いなどが原因となりまして、コミュニケーションのトラブルや、ごみ出し、騒音など、生活上の課題が多く発生しております。地域社会を構成しているのは地域で生活するすべての人であり、その構成員が協力をしないと地域社会が円滑に保たれません。

本日は、各集住都市での地域づくりに関する取り組みをご紹介しながら、何が課題であるのかを浮き彫りにしまして、その解決に向け、関係省庁からご参加をいただいた皆様とともに大いに議論してまいりたいと考えております。どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

司会（池上 氏）

渡辺市長、どうもありがとうございました。

本日はお忙しい中、また遠路、大勢のご来賓の皆様にご臨席いただいております。本日の会議の開催に当たりまして、ご来賓の皆様をここでご紹介いたします。

衆議院議員 河野太郎様

日本経済団体連合会 井上 洋様

藤井孝男様代理として、秘書の鈴木様

東京外国語大学 北脇保之様

ブラジル大使館領事 エライネ・ハンフレイス様ほか大使館の皆様

続きまして、国際移住機関駐日代表 中山暁雄様

なお、衆議院議員 中川正春様は午後からお越しの予定です。

続きまして、祝電をいただいておりますので、ここでご披露します。

「外国人集住都市会議が地元美濃加茂市で開催され心からお祝い申し上げます。地方にも国際化が進む中、一つ一つの課題を解決され、多種多様な文化が一つになった明るい地域社会をつくり出していくだけますよう、皆様のご活躍をお祈りいたします」参議院議員 藤井孝男様、

「外国人集住都市会議が美濃加茂市で開催されるに当たり心からお喜び申し上げますとともに、関係各位のご尽力に敬意を表します。私も国政の立場から就労や社会保障、子どもたちの教育などの直面する課題を解決し、外国人との共生社会を形成すべく、皆様方とともに全力を尽くす所存です。会員都市のますますのご繁栄と皆様方のご多幸を心よりお祈り申し上げ、ごあいさつといたします」参議院議員 山下八洲夫様です。

ここで、本日の『外国人集住都市会議 みのかも2007』の構成をご説明します。

午前は、外国人集住都市会議の三つの地域ブロックからの報告となります。各ブロック、リーダー都市の首長の皆様からご報告をいただきます。お昼の休憩を挟みまして、総務省、文部科学省、法務省から最新の国の動きについてご報告をいただきます。その後、短い休憩の後に、外国人集住都市会議の首長と3省庁との討論会を行い、午前の報告で明らかになった「すべての人が参加する地域づくり」実現の課題解決についてご議論をいただくという流れになっております。

申し遅れましたが、私は、外国人集住都市会議のアドバイザーを務めております静岡文化芸術大学の池上重弘と申します。本日の会議の総合司会を担当いたしますので、よろしくお願ひいたします。



ブロック報告

省庁からの報告

首長と関係省庁との討論会

みのかも2007メッセージ



■ ブロック報告

司会（池上 氏）

それでは、これより各地域ブロックの報告に入ります。

ブロック報告の進行、コーディネーターは明治大学の山脇啓造先生にお願いいたします。

それでは山脇先生、よろしくお願ひします。

コーディネーター（山脇 啓造 氏）

皆様、おはようございます。

ただいまご紹介いただきました明治大学の山脇啓造と申します。

外国人集住都市会議では、2007、2008年度の2年間、群馬・静岡、長野・愛知、岐阜・三重・滋賀の三つの地域に分かれまして、それぞれ「地域コミュニティ」、「自治体と企業の連携」、「外国人児童生徒教育」、以上の三つテーマについて協議を行うことにしております。今年度はそれぞれの地域ブロックでこれまで4回の会合を開きまして、本日は各ブロック会議の中間報告を行っていただくことになっております。

それでは、各地域ブロックからのご報告をお願いしたいと思います。

初めに群馬・静岡ブロックです。リーダー都市の静岡県湖西市 三上元市長にご報告をいただきたいと思います。

それでは三上市長、よろしくお願ひします。

湖西市長（三上 元 氏）

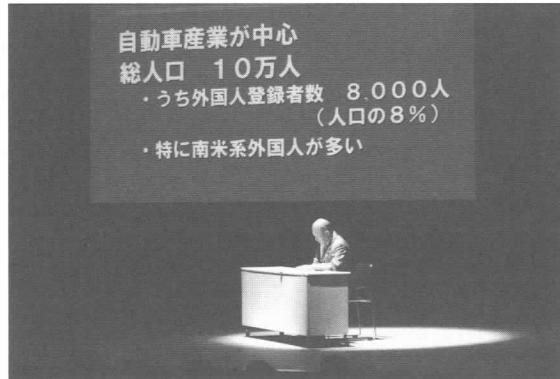
湖西市長の三上でございます。

先ほど湖南市の市長さんとお会いいたしましたが、湖南市は琵琶湖の南でございます。湖西市は浜名湖の西でございます。

それでは、これから群馬・静岡地域ブロックの発表を行います。

私たちのブロックは、群馬県太田市、大泉町、静岡県富士市、袋井市、磐田市、浜松市、そして湖西市でございますが、静岡文化芸術大学の池上重弘先生のアドバイスを受けまして、「生活者としての外国人と地域コミュニティとの関わり」をテーマに研究・討論を行ってまいりました。ここでは特に外国人を単なる労働者としてではなく、地域住民として焦点を当てながらお話をさせていただきます。

1990年(平成2年)の出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法が改正され、就労に制限のない在留資格を取得した南米系外国人が急増してまいりました。当初は出稼ぎとして短期間で帰国すると思っていた外国人ですが、この17年の間に地域の住民として定住する傾向が目立つ



自動車産業が中心
総人口 10万人
・うち外国人登録者数 8,000人
(人口の8%)
・特に南米系外国人が多い



ブロック報告

てきました。ここ数年、永住ビザの取得者も増加しております。その一方で、現在でも新規の入国も少なくありません。また、長期滞在者でも転職を繰り返して日本国内を頻繁に移動するという人もおりまして、地域レベルで見ますと、住んでいる外国人が短期間で入れかわる状況が続いております。

企業においては労働者ではあると思いますが、そこから一歩出れば、生活者、住民ということがあります。私たちは、外国人住民を地域社会を支える重要な存在だと認識し、地域コミュニティにおいて日本人住民と外国人住民との共存共栄を図りたいと考え、行政においても試行錯誤を繰り返しております。しかし、現実には外国人住民の増加や、言葉・習慣などの違いにより、地域コミュニティの中での共生はなかなか進んでおりません。

本日の報告では、まず外国人が増加した地域におけるさまざまな立場からの声を紹介します。その上で、外国人を生活者、地域住民として受け入れるために、行政が行っている主な取り組みの一端を四つの項目に分けてご紹介するとともに、地域住民としてどう共生していくかを皆様とともに考えていきたいと思います。

外国人住民が数多く住む自治体で聞こえてくる不安の声、これをまずお伝えしたいと思います。ここでは、あちこちの外国人集住地域で実際に起こっている問題をまとめて、想定したある外国人集住都市X市として紹介をしたいと思います。

まず、想定したX市のプロフィールを説明します。

X市は、自動車産業を基盤とする工業都市です。平成2年(1990年)の入管法改正以降、南米系の外国人住民が急増、人口10万人、そのうち外国人登録者数が8,000人で、人口の8%です。その8割に当たるのがブラジル人登録者でございます。依然として増加を続けております。外国人住民の中には、日本での滞在が10年以上になる人も出てきています。一方、単身の新規来日者も増えております。冒頭にもお話ししましたが、そのX市において生じている課題は、この外国人集住都市会議の参加都市のみならず、外国人が住む自治体の多くで既に起こっている課題であろうと思われます。さらに、外国人住民の全国的な増加傾向を踏まえますと、今後、全国の自治体で起り得る問題ではないかと思います。

さて、X市では、外国人住民の増加に伴い、行政、自治会、企業、外国人のそれぞれからともに生活する上での不安の声が聞こえてきます。

まずは行政の視点です。地元の産業はとても大事ではあるが、外国人住民に関する苦情やトラブルが増えているのも事実です。必要なお知らせはできる限り翻訳してはいるものの、日本語がわからない住民に対して、行政や地域の情報をどのように伝えるのか、有効な手立てがないところに問題がございます。定住化が進む中、福祉、教育、交通安全、防災など、取り組む課題は山積しております。

また、自治会の視点では、自治会に加入してもらわなければとは思うんですが、かかわりたくない気持ちもある。どうしたらよいかわからない。無断駐車や夜の騒音、ごみ出しルールを守らない、そんな人がおります。話しかけるにしても、日本語が通じるかどうか不安だ、地震や火事のときにどう助け合えばよいのかわからない、そういう生活面での苦情や心配の声が寄せられております。

では、外国人を雇用する企業の視点からはどうでしょうか。社宅に外国人を住まわせているある企業は、地域の自治会からごみの出し方が悪いと苦情を受けます。外国人従業員向けの社宅を建てようとして自治会から反対をされた、こんな企業もあります。交通事故や騒音などについての苦情は仕事とは直接関係ありませんが、優秀な人材に長く勤めてもらうためには対応が必要だと思っている企業も少なくないようです。会社や工場の中では職場のルールをきちんと守る彼らが、地域の決まり事が理解できないのはどうしてだろう、こんな声もあがっておりまます。

最後に、外国人の側から見ると、X市での生活はいかがでしようか。周りにたくさんの外国人がいる場合は、日本語がわからなくても生活には困りません。しかし、情報不足もあり、病気や地震のときにはどうしたらよいのか不安なようです。将来、帰国を考えていたり、子どもたちがブラジルの暮らしに順応できるのかなあという心配もあります。日本で家を買おうかなあというときには、地域に受け入れられるかどうか、こんな心配もございます。

以上、X市における4者それぞれの視点からの不安の声を紹介いたしましたが、それは地域において多文化共生のコミュニティを築く上での大きな問題でもあります。現在、これらの課題に対して、行政、自治会、企業、外国人、この四つのそれが取り組みを進めているところとは存じますが、地域での課題と取り組みを網羅的に検討するには十分な時間が必要なため、今回はその準備作業、あるいは中間報告として行政と自治会による取り組みを中心に報告いたします。

それではこれから、行政の取り組みをお話したいと思います。

ここでは、生活者としての外国人を地域で受け入れるために、行政が試行錯誤しながら取り組んでいる施策の一部です。情報をどう伝えるか、地域での暮らしのルールをどう守ってもらうか、災害などの有事の際にお互いにどう助け合うのか、地域住民同士の関係をどのように築くか、この4点に分けて紹介いたします。

X市では、行政や地域の情報を外国人住民に伝えるために、多言語で情報を提供し、多言語対応の相談窓口を開設しています。ポルトガル語版の広報紙、地域のルールを覚えて一日でも早く地域に溶け込んでいただくための外国語版ガイドブック、交通ルールの外国語版のハンドブックなど多くの行政資料も翻訳しているところでございます。今、展示会場に行きますと、いっぱい出されているかと思います。市役所の案内板をポルトガル語で表示したり、また行政窓口などにポルトガル語通訳を置き、各種手続の説明や外国人の相談なども受けております。警察と連携して、外国人学校を対象に交通安全教室も開催しております。警察には、ポルトガル語ができる人が常駐するまでになりました。習慣や制度の違う国から来た人たちに、日本の、また地域での決まりを守っていただくのは共生の第一歩でございます。特に日本社会でのごみ出しルールは極めて煩雑で、なおかつ各都市で微妙な違いがございます。外国人住民は、分別の必要性について理解に苦しんでおるようです。毎日のごみ出しの折に悩んでいるという人もおります。X市では、転入の際には、ごみの出し方についてわかりやすいイラストを入れたパンフレットを配布しています。また、集積所には、ごみの出し方の説明掲示板を設置しております。また、外国人住民の住むアパートや、そして大家さん、不動産業者、あるいは人材派遣会社の指導を実施しております。外国人学校との共催による親子ごみ処理施設見学会、



ブロック報告

こんなことも行っております。

次に、地震大国といわれる日本でございますが、私どもにとっても大きな心配の一つとなっているのが地震などの災害に見舞われたときに、住民の安全をどう確保するかという点でございます。外国人の中には、母国において地震を経験したことがないという方が大変大勢いらっしゃいます。そして、いざというときの言葉の問題でございます。X市においては、万が一のときお互いに助け合うために、防災に力点を置いた取り組みを進めています。防災の心得を記入した多言語による防災パンフレットや防災避難所マップの作成を初め、防災訓練の実施や防災ボランティアの養成にも力を入れております。12月の第1日曜日は防災訓練ですが、外国人に一生懸命出てこられるよう誘っております。地域コミュニティを考える上で重要なことの一つとして上げられるのは、顔の見える関係をいかに築くかだと思います。X市では、外国人住民と日本人住民が地域の問題を話し合う懇談会を開催いたしております。また、地域イベントのチラシをポルトガル語に翻訳し、イベントへの参加を呼びかけております。

さてここで、顔の見える関係を築くために積極的な取り組みをしているある自治会の例を紹介したいと思います。この自治会は公営住宅、公団住宅から構成される自治会で、外国人の比率が住民の半分近くを占めております。しかし、その自治会を含む地区の自治会レベルでの共生をめざした積極的な取り組みが進められ始めて、先進的な地域として注目をされております。ここでは、外国人住民が自治会に参加するだけではなく、団地の階ごとに決められる班長を置いております。さらに、ボランティア通訳として、地域コミュニティの重要な立場を担う人もあります。自治会の会合でも地域の外国人住民が通訳を務め、日本語とポルトガル語の両言語を使って会合を進めております。回覧板の配布文書も、日本人役員と外国人住民の協力によって翻訳されています。また、自治会主催によるごみの出し方、分別の出前講座において、地元の外国人住民が通訳としてここでも活躍をしてくれております。自治会主催の防災訓練は、年々外国人住民の参加が増えております。防災教室では、地震・津波の恐ろしさについてスクリーンに映写をいたしまして、非常時の持ち出し備品の展示、地震体験車という車がありますが、その地震体験車を持ってきて参加者に地震を体験してもらう、こんな工夫もいたしております。

次に、努力してもなかなか壁が破れない、そんな壁についてご報告申し上げます。

地域コミュニティの中での共生をめぐる課題と取り組みについてご説明するとともに、モデルとなるような自治会の取り組みの事例も紹介させていただきました。もちろん、ほかにも企業や外国人住民による共生のための取り組みが進められているところですが、このような地道な努力を重ねても、なお多文化共生社会の実現には幾つかの壁が存在しています。

大きな問題としては、現在の外国人登録制度では、行政サービスの重要な基礎となる住民データが不正確であることが上げられます。外国人住民の居住実態を把握しきれることは、我々自治体のサービスが届けられないばかりでなく、大規模災害などの際の安否確認などにも影響があります。この問題は、昨日も報告されたとおりです。少しでも地域のルールを伝えるために、各種パンフレットや多言語広報の発行、多言語相談窓口の設置などを通じて、日本社会で生活してもらうための情報を提供しています。しかし、在留資格が発行される際や入国の際に基本的な生活ルールが示されていないため、自治体レベルでの情報提供を行おうとしても限界

がございます。南米系の外国人住民の中には、頻繁に住所を移動する人がかなりおります。また、転出届の義務もないことから、多言語のお知らせを作成しても、全員に漏れなく情報を届けるのは困難という状況がございます。さらに、通訳・翻訳のために十分な人材を確保するのも難しい状況となっています。これまででは、地域で起きた課題ごとに私たち自治体で何とか翻訳を行い、外国人住民に対してお知らせをしてきております。しかし、外国人集住都市会議が規制改革要望などを通じ、たびたび提言してきたように、国民健康保険や年金など、国の制度で全国統一して周知されるべきものは、国で翻訳して全国に一斉配布するようなことが行われてよろしいのではないかなどと、国へもいろいろ言いたいことがあるわけでございます。

日本において地域に溶け込み、ともに暮らしていくためには、日本独特の地縁組織である自治会、町内会は重要な要素です。しかし、外国人住民は、自治会組織の存在や自治会がどのような組織であるのかを知らないことが多く、説明してもまた理解をなかなかしてくれなくて、なかなか加入が進みません。地域で開催される懇談会や地域イベントなどへの参加も、あまり芳しくありません。懇談会やイベントに顔を出す外国人がいても、それは一定の決まった顔ぶれ、なかなか輪が広がっていないという問題点も抱えております。一方では、地域の日本人住民の中にも、積極的に外国人を地域の一員とすることについて温度差があるという実態もございます。同様に、外国人側にも地域の一員としての自覚に温度差を感じられます。背景には、国によって自分の暮らす地域へのかかわり方が異なりますし、生活習慣も日本と異なるところがあります。ごみ処理や夜間の騒音についても、感じ方やモラルの違いが存在する点が上げられます。また、長年日本に居住しているものの、日本語が話せない、こんな外国人も存在しているわけです。

そろそろレポートの終わりに近づいてまいりましたが、次のデータをごらんください。

都道府県別外国人登録者の推移を見ますと、平成2年の入管法改正から平成17年までの15年間で外国人登録者数の伸び率が100%、100%ということは倍ですね。そういうものを示しているのが47都道府県のうち33県に上ります。また、平成14年から平成17年までの3年間でも22県が10%の伸びを示しております。外国人を取り巻く課題というと、とかく限られた集住地域の問題に限定されることが多いわけですが、現在外国人住民が少ない自治体においても、企業の進出によって突然外国人が増えてくる、こういうことは珍しくありません。また、生活するエリアは自治体の枠組みを超えております。外国人が登録上は住んでいなくても起きる問題があるわけです。これまでも、海水浴シーズンに多くの外国人が来て浜辺でキャンプをしている。ごみやトイレ、違法駐車などの問題で地域住民から苦情が出てきた、こんな事例も寄せられております。交通事故の問題も同様です。市町の範囲では問題をとらえきることができません。

私たちがここまで発表で紹介した事例を通じて、外国人住民の受け入れは決して集住都市参加市だけの問題ではなく、広く日本全体の問題となりつつあると認識いたしております。

今回、地域における共生をめぐる問題を洗い出し、それに対する行政や自治会の取り組みを整理する中で、なぜこのような問題が生じるのかという点について考えました。その根本的な原因として、二つを指摘したいと思います。

第1点目は、外国人を住民として地域に受け入れるに当たり、日本の社会システムが整備さ



れていないということです。冒頭でもお話しいたしましたが、就労を目的として来た外国人であっても、地域において一人の生活者となります。そして、彼らの多くは日本に定住していきます。この視点に立って、外国人をめぐる法制度をしっかり見直す必要があります。外国人住民の定住化という事実を認め、国レベルでの社会システムを確立しない限り、根本的な問題の解決は難しいわけです。自治体ではどうしようもない問題があります。現在は、国レベルでの政策が行われない中で、問題に直面した自治体が必死で独自の取り組みを行っている、これが実態です。

第2点目は、日本語の問題です。地域で暮らす日本人住民と外国人住民との間のコミュニケーションが十分とれません。外国人住民の多くは、日本語が理解できないために地域に加われないわけです。また、日本人住民も、地域コミュニティへの参加を促せないでいらっしゃっているわけです。一定地区において外国人住民の集住が進むと、日本語を話さなくても生活ができるてしまう。そうなりますと、一層日本語を学ぶ必要がなくなってしまうということになります。外国人住民の中には、正規雇用でなく、日勤・夜勤を繰り返す不規則な就労状況の中で、仕事が忙し過ぎて労働時間がかなり長いわけです。そのために、日本語を学ぶ時間がない。休みのときは、ぐたっと寝ているか、やっとそのときは家族サービスをしたり、買い物や洗濯するのが大変で日本語を学ぶ時間がないわけでございます。大人の日本語教育を体系的に実施するためには、日本語を習得することによるメリットをどう増やすか、国レベルでの枠組みが必要かと思います。昨日の夜、質問者から、会社の中でやるべきではないかとおっしゃいました。全くそういった新しい試みを実施していきたいと思います。湖西市では、一つの会社が既にそれを実施いたしております。この二つの根本的な問題が解決されなければ、外国人受け入れの基礎になる部分ができてこないということになります。

今まで集住都市は、個別に努力を行ってきました。しかし、幾ら自治体が対症療法を積み重ねても、土台ができていないのでは問題はなかなか解決しません。国は、早急にこの土台となる部分、つまりきちんとした法律や制度の整備を行う必要があります。もはや問題の先送りはできません。ドイツにおいて、青少年の犯罪が急増しております。ドイツのこの急増は、ドイツが国レベルでの対応が遅れたからです。日本は、その轍を踏んではならないと思います。

なお、本日は、私たち集住都市会議に参加した都市が、これまでに共生社会実現のための課題解決の努力をしてきた成果として作成してきたごみの分別や防災などのチラシやパンフレット等の資料を一堂に展示しております。ぜひ現物を皆様で、会場の外でご覧になっていただければ、この自治体の努力がわかるかと思います。

本日は政府関係者も国会議員もおいでになっておりますので、どうか国レベルでの本格的な対応をお願いして締めくくりにしたいと思います。ありがとうございました。

コーディネーター（山脇 氏）

三上市長、ありがとうございました。

続きまして、愛知・長野ブロックです。リーダー都市の長野県上田市 母袋創一市長からご報告をいただきます。

それでは母袋市長、よろしくお願ひします。

上田市長（母袋 創一 氏）

皆さん、こんにちは。上田市長の母袋でございます。まさにここを流れる木曽川の源流、長野県から参りました。

今、NHK「風林火山」で時々登場してまいります真田幸隆、あるいはその後生の幸村、あるいは真田十勇士、そちらの里の信州上田でございます。

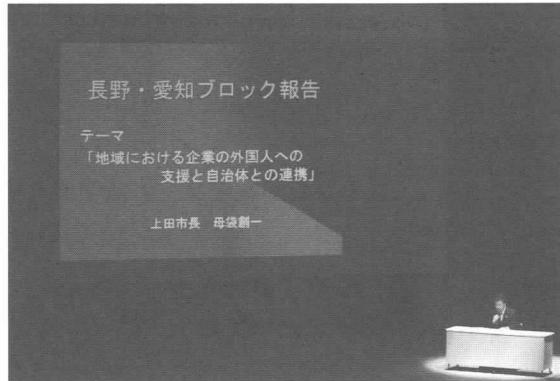
昨夜、フォーラムを聞きました。美濃加茂、大泉両市・町長さんのお話と田村さんの司会の中で多くの視点から学ばせていただきました。ありがとうございました。

さて、上田市は本年、長野県の2市と愛知県の5市によります長野・愛知ブロック、これのリーダー市を仰せつかりました。この中では、労働問題を担当することになりました。テーマは、ここにもあります「地域における企業の外国人への支援と自治体との連携」ということでございます。本日は、中間報告として実施した調査結果の報告と、また社会保険の加入促進など、外国人労働者への対応が急がれる当面の課題につきまして、国への提言を行ってまいりたいと思います。

まず、このテーマに基づきまして検討事項を次の3項目といたしました。1点目は、外国人を直接・間接的に雇用する企業の責任について、コンプライアンス、すなわち法令遵守、あるいは社会保険への加入など、企業の社会的責任というものについてです。2点目は、地域における企業の外国人への支援です。外国人の子どもへの教育の支援、また就労支援、日本語の学習支援などです。そして3点目には、自治体と企業との連携でございまして、外国人に関し、企業が自治体にどのような連携や支援を望んでいるのか。また、企業との協力による基金などについての研究をしました。

次に、本年度の調査ですが、次の四つの調査(巻末資料編)を行いました。大きく分けて四つの視点からです。「調査1」におきまして、各都市の公共職業安定所が実施した外国人雇用状況調査及び各都市が実施した実態調査等を収集するものでして、外国人労働者の実態把握等を行ったものです。次に申し上げる三つ、2から4につきましては新規の調査でございました。「調査2」は、外国人に関する企業の取り組み事例の調査で、外国人労働者に関する企業の支援の先進事例を集めまして活用を図るもので、「調査3」は、自治体との連携について、企業の意向というものを調べたものです。そして「調査4」は、企業と自治体が協力関係にある組織、これらの中で事例調査です。企業に対する調査を初めて行う都市もございました。したがって、本年度は企業の協力というものが得られやすいような内容について実施をいたしたところです。この調査を通じて、初めて企業との接点ができたという都市もございました。

次に、調査結果の概要について申し上げますが、この「調査結果1の1」は、各都市の公共





職業安定所の平成18年の外国人雇用状況報告をまとめたものです。これは、厚生労働省のご協力を得まして、外国人集住都市を管轄する23の安定所の調査を集計してみたものです。「調査結果1の2」は、都市が行った調査をまとめたものです。詳細は、皆さんのお手元にございます「資料1」にあります。あわせてご覧をいただければと思います。

最初に職業安定所の調査の集計ですが、外国人労働者の直接雇用数は約4万人で、このうち80%が製造業に従事しているということです。次に、製造業に従事している外国人労働者の出身地ですが、70%は中南米の出身で、日系人が約90%を占めています。まさに同胞の皆さんが頑張っているということかと思います。また、製造業に従事している外国人労働者の在留資格ですが、日本人の配偶者等、等というのは子どもが中心というご理解でいいと思いますが、また永住者の配偶者、そして定住者が約80%となっております。次に、製造業に従事している外国人労働者の職種別です。これは、生産工程作業員が何と90%以上を占めるということです。さらに雇用形態ですが、外国人集住都市地域における間接雇用比率は64%、雇用者数にいたしまして約7万人です。全国平均の比率43%と比べまして、間接雇用が多いというのが特徴かと思います。

次に健康保険の加入についてですが、これは豊橋市、浜松市、磐田市の状況をまとめたものです。調査年はばらつきがございます。国民健康保険、社会保険を合わせた健康保険の加入は約3割から4割、未加入は何と3割から6割、ばらつきがございますけれども、そういう状況でございます。このように未加入者が多いという問題のほかに、保険に加入してからも保険料の滞納の発生が問題となっております。今、広く各自治体において収納率向上が大きなテーマであることは言うまでもありません。さらに、同じく年金保険への加入につきましては、厚生年金、国民年金を合わせた年金保険への加入は、都市によって差がありますが、3都市では1割程度と大変低い数字です。外国人の年金保険への加入は、健康保険の加入よりさらに低いという状況です。これは、考えてみれば、現在の日本の年金保険というものが外国人にとっては加入しにくい制度である、このようなことを物語っているものと考えられます。なお、別の調査による年金保険の加入状況は、多い都市でも4割程度のようです。また最近、外国人の研修生あるいは技能実習生が増えておりまして、これら受け入れ機関の不正行為とか、研修生や実習生が被害に遭うケースも各地で発生しておりますということも聞いております。そのため、これらの状況を踏まえながら、外国人の研修生とか技能実習生の問題を新たな課題として注目していく必要があると思います。

次に、外国人に関する企業の取り組みの事例の調査から、特徴的なものについて申し上げます。詳細は、お手元の「資料2」にございます。あわせてご覧ください。

最初に「事例1」ですが、外国教育や外国人の子どもの支援に関して、企業と学校の間に緊急時のホットラインを開設したものです。「事例2」といたしまして、外国人学校への寄附などの経済的支援をしているものです。「事例3」につきましては、人材派遣会社によるブラジル人学校の設立などです。教育につきましては、集住都市における重要課題の一つと受けとめております。これらの事例を先進事例として参考にしたいと存じます。

次に労働者の待遇についてですが、「事例4」につきましては、日本語や技術等の能力に応

じた処遇に関するものです。「事例5」これは帰国情費の立て替え、あるいは特別手当の支給、健康診断を実施した事例です。「事例6」は、社内食堂でのブラジル食の提供、あるいはブラジルショップが設置されている事例です。「事例7」は、その他の事例といたしまして、地域の運動会やお祭りへの参加、小学校との交流などが行われている事例でして、これらはお互いの文化とか、あるいは習慣の一端を知ることにもつながっているというものです。

次は、事例とともに企業から出された外国人労働者に関する主な問題です。

第1に、日本語能力が低いということがあげされました。日本語能力に関しては、外国人労働者の7割から8割が日常会話すらできないと回答している企業もあるなど、多くの外国人労働者の日本語能力は低い状況です。一因としてさまざま考えられましょうが、外国人の増加により集住化、あるいは先ほどお話をございました定住化が進み、母国語で買い物ができる商店があるなど日本語を使わなくても生活できる環境がある、こういったことによって日本語を学習するという動機づけが弱いということがあげられます。企業において日本語学習意欲を高めるには、日本語能力や、あるいは技術の向上などがもちろん給料とか待遇に反映される必要があると思われます。

第2に、職場への定着率が低いということが企業からあげされました。外国人労働者は短期間での収入を求め、給料が高く残業が多いところへ移っていく傾向もございます。企業が人材育成、あるいは技術向上をめざそうと思っても、なかなか職場に定着しない問題というものもございます。しかし一方で、家族と同居している外国人の労働者の中には、安定した職場に長期で勤めたい、また職場に定着する例というのも出てきております。意欲、あるいは能力に応じて正規職員への登用、こちらの検討が必要と考えられます。

第3に、年金保険や研修制度等の制度面の不備があることです。昨年、私ども上田市の実態調査をいたしました。中でも、「日本に永住したいか」という問い合わせに対しまして回答が返ってまいりました。「日本に永住したい」との答えは、残念ながらというのか14%どまり、「いつかは帰国したい」と思っている人が57%、「わからない」28%でした。日本に永住か帰国かの明確なビジョン等は持ち得ていない、多分揺れ動いている面も多いんだと思います。そういう漠然とした意識で生活する外国人も多いために、長期納付が必要となる年金保険というものにつきましては、大多数の外国人には加入しにくい制度となっていると思います。また、外国人の研修生につきまして、技能実習期間も含めた期限の延長を求める企業の皆さんのが、あるいは制度の不備、両点についてのご指摘がありました。

次に、自治体との連携に関する企業の意向調査の結果です。詳細は「資料3」にございます。

自治体との連携で、企業も何らかの負担を行いながら自治体との連携が可能であるとした項目を三つ上げています。一つ目が、日本語の教育についてです。二つ目が、母語による行政サービス情報の提供です。三つ目が、母語による生活相談の充実でございました。今後、企業と連携を図る上で大変重要なことです。外国人との共生を進める入り口の課題でもあります日本語の教育というものが、企業側にもしっかりと認識されているのか、そしてそれぞれの項目につきまして自治体側がいかに協力関係を築いていくかが課題となっていると、このように感じました。



ブロック報告

次に、企業と自治体が協力関係にある組織の調査の結果は、「資料4」にございます。

これらの組織は、今後企業の協力を得て、外国人労働者に対する支援や対策を地域全体で考え、実施する際の参考事例です。

以上、本年度に実施いたしました長野・愛知ブロックの活動につき、概略を申し上げました。調査等の結果を踏まえながら、大きく次の2点について国へ強く提言をしたいと思います。

1点目は、社会保険の加入促進という視点です。現在、日本においても年金記録漏れ、大変大きな社会問題ですが、外国人の公的年金加入率が高い都市においても4割程度の状況、これは企業が労働費用を抑制し、労働者が手取り賃金を確保しようとする結果でもあります。その背景には、年金保険と健康保険のセット加入の問題というものがあるようです。また、外国人労働者を加入させない企業に対し、罰則という適用がほとんどないわけです。外国人の社会保険の加入率には、ほとんどそういう意味からも改善が見られない、加入させようという動機づけもなされていない、このように思う中で、次のように提言をいたします。

国は、企業が社会保険等に加入させるべき外国人労働者を、短期の雇用契約を間隔をおいて繰り返すことなどにより加入させない場合、これに厳格に罰則を適用し、その加入を促進すること。また、外国人の社会保険加入状況の実態を調査し、効果的な加入促進策を講じること。外国人が出入国管理及び難民認定法に基づきまして、在留資格の変更、あるいは在留資格の更新等を申請した際、入国管理局には社会保険加入状況を含めて審査を行ってもらいたい。そして、加入漏れがある場合には、自治体や社会保険事務所と連携して加入を促進した上で当該許可を行うこと、これを求めたいと思います。年金保険については、関係諸国と社会保障協定の締結を進める、これが必要でありますし、ともに老齢年金の受給権発生に必要な最低加入年数を引き下げるなど、何といっても外国人が加入しやすい制度とすることです。これが1点目です。

2点目は、外国人労働者に対する日本語教育の充実です。

外国人集住都市が行った調査によりますと、外国人労働者の日本語能力や日本語学習意欲が低いことを指摘する企業が多くありました。これは、職場で日本語を全く理解できなくても働く環境が存在すること、日常生活においても日本語学習の必要性に迫られていないことなどに原因がございます。しかし、住民としてみれば、トラブルがなく、我が国の社会で自立し、共生していくためには、日本人と日常会話程度のコミュニケーションができる日本語能力は何としても必要です。国や企業は自治体と協働して、日本語習得を中心とした生活者としての外国人、居住者としての外国人を支援していくべきであります。一番の受益者たる企業、また人材派遣会社がまず役割を認識して、日本語の教育ができるステージ、機会を設けるべきではないかと思います。よって、そういう意味から、次のとおり提言いたします。

一つ、国は外国人労働者を含む外国人の成人に対して導入教育、あるいは日本語教育を入国後一定期間内に受講できる体制を整備すること。そして二つ目には、国は、自治体が行う外国人労働者を対象とする日本語教育への補助事業を拡充して、自治体と企業が連携した日本語教育への支援を行うこと。さらに三つ目は、国は、企業が外国人社員に対する日本語教育に積極的に自治体と協働して取り組めるよう策を講じ、生活者としての外国人を支援すること。

以上、提言申し上げましたが、この外国人の労働力というのは企業の業績に大きく寄与して

まいります。また、企業は納税義務がございます。そして、国は税金として税収を図ることができる。このことを認識した際、市町村も企業も国も協働して、外国人が住みやすく働きやすい状況をつくり出せるものと私は確信をいたしました。

なお、来年度におきましては未実施の調査、あるいは検討を行うほか、本年度の調査結果を整理いたしまして、2カ年の検討結果をまとめる予定でございます。

以上、長野・愛知ブロックの中間報告とさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

コーディネーター（山脇 氏）

母袋市長、ありがとうございました。

それでは最後に、岐阜・三重・滋賀ブロックです。リーダー都市の三重県鈴鹿市 川岸光男市長からご報告をいただきます。

それでは川岸市長、よろしくお願ひいたします。

鈴鹿市長（川岸 光男 氏）

「みのかも2007」にお集まりの皆様、モータースポーツのまち鈴鹿から來ました川岸でございます。よろしくお願ひします。

外国人集住都市会議の岐阜・三重・滋賀ブロックを代表いたしまして、ご報告させていただきます。

現在、外国人児童生徒が急増する中、外国人が集住する各都市において教育環境についてのさまざまな取り組みがなされてきております。

しかし、まだまだ多くの問題を抱えているのが実情であると思います。近ごろ外国人の多くが定住化傾向にある中、その家族である外国人の子どもも同じく定住化し、近い将来、日本社会の重要な一員となり、また住民の一人となって日本人とお互いが協力し合って、よりよい地域づくり、まちづくりを担っていくことになります。しかし、現在の教育の制度は日本人のみを対象にして、外国人児童生徒に対する配慮は不十分な状況でございます。外国人児童生徒教育の成否が将来の日本社会に大きな影響を及ぼすことになることは確かですし、教育による人づくりは非常に重要なことであると思われます。

私どもブロックには、岐阜県から大垣市、美濃加茂市、可児市、三重県から津市、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、滋賀県からは長浜市、湖南市の9都市が参加をし、アドバイザーとして明治大学の山脇啓造教授にご指導をいただき、「公立小中学校における外国人児童生徒教育の充実について」、過去の提言や宣言を基本にしながら、これまでの国の動向を検証し、緊急に提言していくことが重要であるとの認識に立ち、検討を進めてまいりました。

現在、入国管理局の資料によりますと、平成18年末の全国の外国人登録者数は約208万5,000





ブロック報告

人となっております。前年末と比べ約7万3,000人、3.6%の増加となっております。10年前と比べ47.3%もの増加となり、外国人は急速に増加しております。加えて、彼らの在留長期化や定住化が年々進んできている状況でもございます。外国人集住23都市の外国人児童生徒の在籍状況を見ましても、四日市市を初めとして鈴鹿市、上田市、小牧市、美濃加茂市などにおいては、この5年間におよそ2倍の増加となっております。私ども鈴鹿市におきましても、本年9月末には外国人登録人口が1万人に達し、総人口の4.9%、20人に1人の高い割合となっております。また、鈴鹿市内の公立小・中学校における外国人児童生徒の在籍数は、本年5月1日現在452人で、2002年(平成14年)の209人に対しまして、ここ5年間で約2.2倍に急増しております。今後もこの傾向は続くものと予想しており、2011年(平成23年)には800人になるものと推測しております。

このような状況の中、義務教育の課題はますます大きくなってきており、その一つは不就学を生まない就学対策の充実であります。外国人集住都市の中には可児市のように、行政や学校、市民団体と協働した就学実態調査に取り組み、その実態を踏まえた課題解決のために日本語力のステップに応じた学習支援事業を行っている都市があります。

二つ目は、日本の学校に就学して間もない児童が、一日も早く日本語を集中的に学習とともに、学校生活になじむための初期指導の充実が上げられます。外国人集住都市の努力によりまして、就学初期指導教室が多くの都市に開設され、早期の学校生活への適応にさまざまな人材を活用して取り組みを進めております。美濃加茂市の共生学級「エスペランサ」、可児市の「ばら教室KANI」、四日市市の「いずみ教室」などがあります。

三つ目は、学習言語としての日本語指導の充実で、生活言語から学習言語の習得に結びつく体系的なカリキュラムや教材がまだまだ普及していない中で、在籍校においては国際教室などにおいて創意工夫ある取り組みを進めております。鈴鹿市においては、JSLバンドスケールを活用した実践を、早稲田大学年少者日本語教育研究室と協働して進めております。

四つ目は、確かな進路保障の取り組みの充実です。外国人児童生徒の学力保障に取り組む一方で、進学・就職等幅広い進路先の確保には、まだまだ厳しい現状があると言わざるを得ません。

こうした私どもの取り組みをさらに充実させるために、外国人集住都市会議では2001年の浜松宣言以来、国に対して外国人児童生徒の受け入れ体制の整備を求めてまいりましたが、総合的かつ体系的な施策の構築にはまだまだ改善の余地があると考えております。

このような中、本年7月、文部科学省は「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」を初めて設置し、今後のあり方についてようやく検討を開始されました。また、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ体制の整備を求めてまいりましたが、総合的かつ体系的な施策の構築にはまだまだ改善の余地があると考えております。

この検討会では、日本語指導が必要な児童生徒数は2万2,413人で、昨年より約2,000人、8.3%増加をしている現状や、就学対策と日本語指導の充実が重要な課題であることが一層明らかにされました。今回のこのような文部科学省の新しい動向や、また日本語指導を要する児童生徒の現状や、不就学の実態等に関する調査結果の公表がなされた、この時期にこそ、公立小・中学校における外国人児童生徒教育の充実について、国へ緊急提言していく必要があると考え、以下の提言内容を報告させていただきます。

まず初めに、外国人児童生徒教育に対する基本的な考え方を明示させていただきます。1点目は、義務教育年齢にあるにもかかわらず、教育を受ける機会を享受できない外国人の子どもが存在しないよう、「国際人権規約」や「子どもの権利条約」等に準拠して、日本に暮らすすべての子どもの教育を受ける権利を保障していくこと。

2点目は、外国人児童生徒教育は、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合いながら、共に生きる多文化共生社会をつくるための教育、すなわち多文化共生教育の一環として進めること。

3点目は、外国人児童生徒の教育は学校、家庭、地域だけでできるものではなく、国、地方自治体や民間企業、市民団体と連携をしながら、それぞれの役割を果たしつつ社会全体で取り組んでいくこと。以上3項目といたしました。

これらの基本的な考え方に基づき、「推進体制の早急な整備」と「日本語指導と適応指導体制の充実」、「就学促進体制の整備」の三つの課題に分けて、具体的な提言内容についてご説明させていただきます。

まず最初に、外国人児童生徒の教育に関する推進体制の早急な整備についてですが、外国人児童生徒が急増する状況の中、国の推進体制の早急な整備の確立をお願いするものであります。国は、学習指導要領や教育振興基本計画において、外国人児童生徒教育の推進に関する具体的方策を明記するとともに、国としての外国人児童生徒の教育に関する基本方針を早期に策定し、その充実を図るよう強く要望するものです。

また、国は地方自治体に対して、基本的な指針等の策定や外国人児童生徒担当教員や支援員等の配置の増員、外国人児童生徒教育に関する資質と実践力を高めるための教員研修などが充実されるよう指導・支援していくべき必要があると考えます。

また、民間企業に対しては、社会貢献としての外国人の就学を支援するよう働きかけを行うとともに、市民団体に関しては行政や企業と連携して、外国人の子どもの就学及び日本語や教科の学習を支援できるように財政支援等の環境整備を図っていくよう要望いたします。

次に、日本に来た子どもたちの最初の問題は、言葉の壁です。公立小・中学校における外国人児童生徒への日本語指導や適応指導体制の充実が重要であることから、ご説明をいたします。

外国人児童生徒は、同じ年齢でも日本語の能力がさまざまであり、一人ひとりに応じた的確かつ有効な日本語指導を行うために、日本語力を測定する診断や試験の開発が必要であると考えます。また、その診断等を踏まえて、初めて日本の学校に入学・編入してきた子どもへの就学初期指導における生活言語の習得と、学習言語としての第二言語習得のためのJSLカリキュラムへつながる体系的な教材の開発と普及を早急に推し進めていくことを要望いたします。そのため、外国人児童生徒担当教員やバイリンガルの日本語指導協力者等のさらなる増員を行うとともに、少しでも早く日本語を習得し、日本の学校になじんでいくことのできる初期指導教室の設置を促進したり、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校への適応指導等の巡回サポートを行うなどの環境整備の確立を要望いたします。

また、大学の教員養成課程において、日本語指導や多文化共生教育に関する授業科目を新たに創設し、教員免許取得の必須科目としたり、集住都市近隣の大学においてポルトガル語専攻



を設置するなど、大学における体制の整備をあわせて要望するものです。さらに、日本語教育の免許制度の設置についても、ぜひご検討いただきたいと思います。

3点目に、外国人の子どもの不就学の問題がクローズアップされているところですが、外国人の子どもの就学促進体制の整備についてご説明させていただきます。

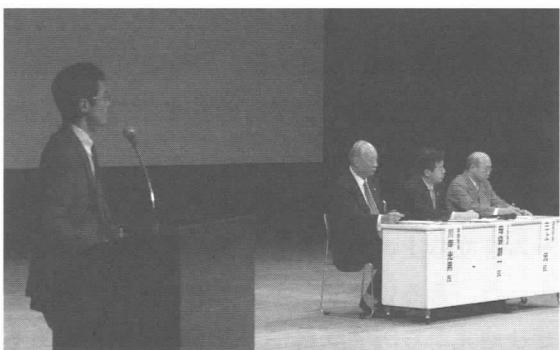
昨年、文部科学省が12の自治体において不就学の実態調査を実施いたしましたが、今後はさらに全国的な調査を実施し、その実態把握及び分析をすることにより、不就学にならないようなシステムづくりを確立していくべきものと考えます。

不就学にならないためには、小・中学校入学前の就学案内や就学援助制度等の周知を多言語で行うなどの充実を図るとともに、渡航前や入国時に日本の教育制度に関する情報提供などの方策を講じていくなど、国は保護者の就学意識の向上に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、現在在住している外国人に対しましては、在留期間更新や在留資格変更時に子どもの就学状況を的確に把握、確認したり、国籍や在留資格の有無にかかわりなく居住地の確認ができれば、すべての子どもが就学できる弾力的な対応を行うよう、国はすべての地方自治体に周知徹底を図っていく取り組みを進めることを要望いたします。さらに、外国人学校に在籍する児童生徒も多く見られることから、高校等への進学を促進するためにも、一定の要件を満たす外国人学校を教育の機関と認めるよう、法制度の整備を早急に行うことを見守る必要があります。

以上、小・中学校における外国人児童生徒教育を中心とした緊急提言の内容につきましてご説明してまいりましたが、最後に、ますます増加をする外国人の子どもへのさまざまな支援策を専ら地方に任せることではなく、国が基本的な方針を策定し、確かな外国人児童生徒教育が行われる環境を整備する時期となっていることを改めて強調したいと思います。まさに、時間的な余裕は私どもには与えられていない状況であると実感をいたしておりますことから、今年この時期に緊急提言を行い、国に対し強く求めるものであります。外国人集住都市会議にご参集の皆様のご賛同をお願いいたしまして、岐阜・三重・滋賀ブロックの報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

■ コーディネーター（山脇 氏）



川岸市長、ありがとうございました。

それでは、ただいまご報告をいただきました3人の市長に、もう一度ご登壇いただきたいと思います。

三つの地域ブロックから、「地域コミュニティ」、「自治体と企業の連携」、そして「外国人児童生徒教育について」のご報告がありました。

ここで、フロアの来賓の方からコメントをいただきたいと思います。

まず初めに、衆議院議員で昨年は法務副大臣として外国人労働者の受け入れ問題に関する提

言をまとめられ、この問題に精通していらっしゃる河野太郎様からいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

衆議院議員（河野 太郎 氏）

おはようございます。河野太郎でございます。

どうも提言、ありがとうございました。

本当に3市長がおっしゃるように、この外国人の問題は国の問題でございまして、国並びに中央官庁、国会議員、ろくに対応してこなかったことで自治体にご迷惑をかけていることを、本当におわびを申し上げたいと思います。

外国人登録の問題は、自民党の中に外国人登録に関するワーキングチームというのを設けまして、私が座長でやらせていただきます。総務省と法務省が云々という話がありましたが、ワーキングチームを立ち上げまして、これは一義的に法務省の仕事である。これが進まなかつたら悪いのは河野太郎と法務省ということで、しっかりとやらせていただきたいと思います。副座長には、愛知県の参議院議員の浅野勝人さんに就任をいただきまして、浅野先生からは、平成21年の通常国会に法案提出というふうにいろんなところでなっておりますが、そんな悠長なことをやっていられないだろうと。前倒しそよと、だめなら議員立法でもやれということでございますので、これは大至急対応させていただきたいと思います。

それから、外国人の年金、社会保険の問題、これは今、年金の抜本的改革の議論をしておりますので、その中にきっちり入れて社会保険をどういうことにするのか、きっちりやってまいりたいと思います。

教育、それから日本語の問題も、どうも縦割りが先にありますと、学校教育法に入っているとどこどこの担当で、そうでないところの担当みたいな、法律に基づいて担当を決めるんではなくて、現実にこういう子どもたちがいるんだから、この子どもたちをだれが担当するようになりますか、そういう観点からしっかり見ていきたいと思っております。

前の杉浦法務大臣を中心になりました、外国人の就労の問題、「研修生です」、みたいなインチキはやめて、もう就労しているんだったら、労働者として政府がどういう法的な扱いをするのかということをきちんと議論しようということで、近々それについても立ち上がると思います。内々に杉浦代議士からはそういう話を受けておりますので、企業が研修生を受け入れておりますとか、研修生をどうとかということではなくて、今の日本の中小企業、外国人労働者がなかつたらやっていけないところが多々ありますということを認めた上で、どうするのかということをやりたいと思っております。

集住都市会議にお願いが幾つかございますが、一つは、国会議員を何とか巻き込んでいただきたいと思います。外国人登録のワーキングチームを立ち上げたときも、実は集住都市から選出されている国会議員の中にも、実態を知らなかった、あるいはワーキングチームにご出席をいただけなかった方が多々いらっしゃいます。ぜひ地元から国会議員に、こういう問題があるということをきっとお伝えし、そういう方々にご参加をいただきたいと思います。

それから、ごみの分別のルールみたいなものを、例えば集住都市なら集住都市でごみの分別



はこういうルールというのをまとめることはできないだろうか。自治会の加入ルールはこういうこと、多少転々と引っ越しされても前と後でルールが同じだということはできないだろうか。あるいは集住都市の小学校・中学校の中で、例えば小学校・中学校から英語はやるんでしょうねけれども、英語とあわせて選択制でポルトガル語がとれるとか、スペイン語ができるとか、集住都市に住んでいる日本人の中で言葉ができるよという子どもが育っていくと、いろいろと先々人材育成という面でもいいんではないかと思っております。

それから、子どもの就学に関しては、確かに先ほどの中で多文化共生の一環として、それは理想としてはそうでございますが、現実としては多文化共生云々というよりも、日本語のできない子どもたちをどうやって日本の学校に溶け込ませて、日本語で教育ができるようにするかというところにまずかかってくるのではないかと思いますので、理想は理想で大事ではありますが、現実、とにかくそれをどうやってやるかということでしっかり対応していかないといかんと思っております。

3ブロックから提言をいただきましたので、しっかり持ち帰って対応できるように頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げ、国の不手際、重ね重ねおわびを申し上げて、一言させていただきたいと思います。ありがとうございます。

コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

国の方立場から、きちんと果たすべき責任を果たしていくという、大変力強いお話をいたしましたかと思います。さらに、幾つか集住都市会議への要望もいただきました。

では続きまして、経団連の産業第一本部長として、経団連の外国人受け入れ問題に関する政策提言を2度にわたってまとめられました井上様からコメントをいただきたいと思います。

日本経済団体連合会（井上 洋 氏）

経団連の井上でございます。いつも大変お世話になっております。

3市長から大変意義あるお話をいただきまして、大変勉強になりました。私から3点お話をしたいと思います。これは国の要望も含め、ちょっとお話ししたいと思います。

たしか入管法の基本計画ができたのは1999年の7月だったと思います。そのときには、高度人材はどんどん入れるが、単純労働、いわゆる現場労働者は受け入れは慎重に対応することだったと思うんですが、実態的には99年の段階で、本日お話のあった日系人等の皆さんに入っている。その後、研修・技能実習生の方もだいぶ増えております。そういう観点から、国の基本方針を早く決めていただくということが一番重要ではないかと私ども経団連としてもお願いをしております。

一つは、担当大臣がいらっしゃらないというのが非常に大きいんではないか。例えば男女共同参画ですか、私どもが一生懸命お願いしています地方分権、あるいは規制改革、みんな大臣がいらっしゃるわけですから、この問題、これだけ大きくなっているにもかかわらず担当大臣がいらっしゃらない。各省庁の大臣がそれぞれの分野で所掌されているということです

ので、ぜひそのあたりも担当大臣を置くように国にお願いしていただきたい、我々もそれを応援していきたいと思っております。

それから2番目は、企業、産業に対しているいろいろご指摘をいただきました。最近の日系人の置かれている立場というのは、私ども経済団体の方から見ても大変厳しいものがあると思っております。と申しますのは、今企業が大変なグローバル競争の中で懸命に対応しているわけですが、日系人の方々が対応できる作業員レベルのラインというのは、容易に中国に移転できるという状況が生じていると思います。すなわち、いきなり300人、500人の規模のラインが突然そのまちからなくなる、中国に移管してしまう。そうしますと日系人の、特にお父さん方なんですが、お母さんもそうでしょうが、職を失ってしまって、定住したいんだけれども、そこに子どもを置いてほかの土地に移ると。完全にグローバル競争が今の定住化と、それから国内での転職というものを加速させてしまっているんではないかと思います。したがいまして、そういう日系人の厳しい状況を踏まえますと、やはり日系人の方々が能力を発揮できるような、例えば先ほどもご指摘があった日本語学習の機会の増加とか、それから母国にいらっしゃるときにどれだけの能力を発揮していたのか、そういった職務履歴書をつくって実力が発揮できる体制をつくっていただけます。これは國の方でもやっていただけるんではないかと思っておりまして、ぜひ日系人の方々への就業支援というものを充実すべきではないかと思っております。

それからもう一つは、やはり企業の社会的責任ということですが、基本的には社会保険、医療・年金セット加入ですので、ぜひ派遣であろうと直接雇用であろうと、入っていただくということを原則にしていただきたいと思うわけですが、これは地域の経済団体、商工会議所とか経営者協会に私どもも働きかけて、ぜひその促進を進めていきたいと思っております。経団連では、年金にどうしても入りたくないという外国人の方に対しては、一応入っていただいて、帰国時に全額払った保険料を返したらどうかという提案もしております。今は3年(36ヶ月)分を限度になっておりますが、脱退一時金という形ではなくて、全額を返すという形にして、定住を結果的にされない外国人に対しては全額を返したらどうかということも、ぜひ國の方でご検討いただければと思っております。

それから3点目でございますけれども、今教育の問題が出ましたが、地域の企業を回りますと、日系人の3世、あるいは最近非常に増えています中国からの留学生の方々への期待が非常に高いということがわかってまいりました。要するに、日本は今人口減少、少子化ということですけれども、企業の期待としては、次の人材として、もちろん日本の若者もどんどん直接雇用で雇って職業能力を上げていただきたいということなんですねけれども、いわゆる外国人で日本で何年か住まわれた方々をぜひ即戦力として使いたいと。そのためには、やはり最低限高校まで出てほしいと。その就学支援のためにインターンシップですとか、さまざまな工場見学などは企画したいとおっしゃっておりました。この観点から、ぜひ地元の中学校から県立の高校への進学の一つのルートをつくっていただければと思っております。なかなか市レベルと都道府県のレベルの教育委員会の連携というのがなされていないケースが多うございまして、なされた場合でも枠があって非常に厳しいということも聞かれますので、これは自治体の中で解決できる話ではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。以上でございます。



コーディネーター（山脇 氏）

どうもありがとうございました。

国に対する基本方針や担当大臣の設置、そしてまた企業の役割、あるいは行政と企業の連携に関して貴重なご提言をいただいたかと思います。

時間がだいぶなくなつてまいりましたが、あともう一人だけコメントをいただきたいと思います。ブラジル大使館からエライネ・ハンフレイス領事がいらっしゃっていますので、一言ご発言をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

駐日ブラジル大使館領事（エライネ・ハンフレイス 氏）

皆様、こんにちは。

私の名前はエライネ・ハンフレイスで、駐日ブラジル大使館において在日ブラジル人コミュニティ部を担当しております。

さらに、3名の市長方にも私の方から御礼申し上げたいと思います。各市においてすばらしい取り組みが実現されていることを、私も十分に把握しております。このような活動によってだいぶ助かっていることを改めてお礼したいと思います。ありがとうございます。

先ほど市長方から日本人と外国人との、今はブラジル人なんんですけど、共存に関する多くの問題点、懸念されている点などをご指摘されていましたけれども、それは健康の問題や教育の問題、社会保障などの問題、いろいろとご提案していただきましたけれども、市長方の意見とブラジル政府の意見が全く一致しているということを改めて確認しました。したがいまして、それらの分野において駐日ブラジル大使館、在日ブラジル総領事館、そして日本国の各自治体との間との協力も、さまざま分野で協力できると改めて確信しました。今後とも市長方、ブラジル側の協力、大使館側の協力を必要とする場合、いつでも大使館の方にご連絡していただくようお願い申し上げます。我々としても、できる限り皆様にご協力させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。

コーディネーター（山脇 氏）

ハンフレイス領事、どうもありがとうございました。

ブラジル大使館、ブラジル政府を代表して、この外国人集住都市会議との立場の一致、そして今後の集住都市会議との協力について大変力強いお言葉をいただいたかと思います。

それではここで、3名の市長の皆様から、ただいまのコメントを受けて、改めて最後のご発言をいただきたいと思います。時間の関係で、お1人1分か2分以内でお願いできればと思います。

それでは順番に、三上市長からでよろしいですか。

湖西市長（三上 氏）

それでは、一言申し上げます。

年金と社会保険ですが、年金に関しては、日本の若者の過半数がもはや信用していないわけです。こんな年金を外国人が信用できますか。だから、とりあえず年金はいいんです、外国人に対しては。どうしようもないんだから、今のところ。そこで、社会保険だけはぜひ強く加入してほしいんですね。これは経団連の方にお願いしたいんですよ。社会保険に入ってくれないと、子どもを病院に連れていってくれるなど、お金が払えないんだからと、こう言われちゃうんですよ。何とかしてください、この社会保険だけは。年金はあきらめております。

コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。
では、続いて母袋市長、お願いします。

上田市長（母袋 氏）

そこまで大胆に言い切れないんですが、河野先生から先ほど国の怠慢という話がございまして、我々はそのとおりだと。ここにおられる方は皆さんそう思ったと思います。なぜ外国人が住むのか、それはやっぱり仕事があるからということなんですよね、基本的には。そして、私たちもともに生活者として生きていかなきゃいけない。最近のはやり言葉に「ステークホルダー」という言葉がありますが、先ほどのX市の話のように、行政も国から県から地方自治体を含め、自治会、企業、さらに外国人、法人等々、ステークホルダーだと思うんですね。それともう一



つは、安心・安全というのは大きな国を挙げてのテーマだと思います。したがって、日本人にしろ外国人にしろ、同じ住むんだから安心してやっぱり住みたい、当然のことだと思いますので、こういう意味では私はしっかりと役割をそれぞれ果たし、特に国にお願いしたいと、そういうものは多々あるということを認識していただければありがとうございました。

コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。
では川岸市長、お願いいたします。

鈴鹿市長（川岸 氏）

河野先生からも大変力強いお話をいただきまして、本当にありがとうございます。
教育で、先ほども発表させていただきましたように、最近は定住化という関係で、非常に期間が長くなっている。私ども鈴鹿で生まれたという関係の子どもがどんどん急増しているというのも事実でございます。

問題はやっぱり言葉ということで、この言語の支援というのをぜひ集住都市だけでなく、



ブロック報告

子どもたちは移動していきますので、全体的なネットワークをつくっていただければ大変ありがたいと思っておりますし、私ども高校進学率も、外国人の進学率約76%と非常に高い高校進学になっております。こうした部分で、小学校・中学校のみならず、高等学校、県立とか、特に役割を果たしていただいているのは定時制高校ということでございます。こうした言葉の壁というのを支援、あるいはまたそれにあわせて生活の支援、保護者の支援につながっていくと考えておりますので、ぜひこうした全体的な取り組みということで検討いただければ大変ありがたいと思います。

コーディネーター（山脇 氏）

ありがとうございました。

それでは最後に、午前の部を簡単に振り返っておきたいと思います。

ただいまの午前の部の3人の市長さんによる地域ブロック報告の中で、「地域コミュニティ」、「就労」、そして「教育」、それぞれの分野における集住都市の現状、そして課題についての整理が行われました。そして、群馬・静岡ブロックからは、日本において外国人の定住化を前提とした社会システムが準備できていないことの指摘があり、外国人登録制度の改革及び外国人住民台帳制度の創設に関する提言がありました。また、外国人住民の日本語教育を国として推進していくことの重要性も強調されました。次の長野・愛知ブロックからは、社会保険加入の徹底の問題、そしてまた日本語教育に関して、企業にとってもメリットのあることであり、企業と自治体が連携して外国人労働者の日本語教育を進めていく意義が指摘されました。さらに、最後の岐阜・三重・滋賀ブロックにおきましては、外国人児童生徒の学校における受け入れの問題に関して、国が定めるべき基本方針の内容が提言に示されました。

こうした現状と課題の整理から導き出された幾つかの政策提言に関しましては、午後のセッションにおきまして、総務省、法務省、それから文部科学省の担当課長の皆様にもご参加いただきまして、さらに議論を深めて今後の方向性について会場の皆様と一緒に考えていくことができればと思います。

それでは以上をもちまして、外国人集住都市会議の地域ブロックからの報告を終了いたしました。皆様、どうもありがとうございました。

司会（池上 氏）

湖西市長、上田市長、鈴鹿市長、そして山脇先生、どうもありがとうございました。

ここでお昼の休憩に入ります。午後は1時から開始になります。よろしくお願ひいたします。

■省庁からの報告

司 会（池上 氏）

これから午後の部を開始いたします。

午後の部は省庁の皆様方からのご報告をいただくわけですけれども、それに先立ちまして、午後からおみえになった衆議院議員の中川正春様をご紹介いたします。

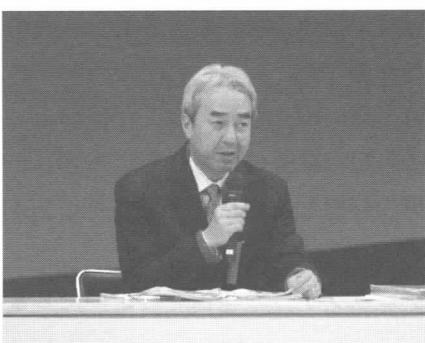
ありがとうございます。

これから省庁の皆様のご報告、お三方にお話をいただきます。本日のプログラムによりますと、総務省、法務省、文部科学省の順番に記載がされています。しかしながら、総務省の説明資料が今の時点で実は会場にまだ届いておりません。そこで、順番をちょっと入れかえまして、法務省の方にトップバッターをお願いして、その後文部科学省、そして最後に総務省からのご説明をいただきます。資料は、届き次第会場の皆様にお届けする形になりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

それではまず、法務省からの報告をお願いいたします。

法務省入国管理局登録管理官 高岡様、よろしくお願ひいたします。

法務省入国管理局登録管理官（高岡 望 氏）



ただいまご紹介にあずかりました法務省の高岡と申します。よろしくお願いします。

お手元に、「新たな在留管理制度の検討を巡る状況について」という11月28日付の法務省入国管理局とクレジットをされたペーパーがあると思いますけれども、そちらの方を参照いただければと思っております。

今、司会の方からもご紹介いただいたように、発表の順番が変更になったものですから、現在、法務省において新たな在留管理制度の検討として、外国人の住民の方々に関連するさまざまな施策、問題について検討しているわけですけれども、そういう意味で言うとかなり専門的なところから始めるようになってしまいますけれども、そういうところも念頭に置きつつ、皆様のご理解を賜りたいと考えております。

まず冒頭に、この集住都市の会議におかれまして、関係者の皆様方がこの分野において先駆的な取り組みをなさっているということに対して、私としても敬意を表したいと思っております。そして、法務省の方で現在行っております在留管理制度に関する検討ですけれども、この法務省における検討と、また市区町村の行政の方にもさまざまに関係があり影響を持ってくる問題かと思いますし、集住都市さんの側におかれてもいろいろ検討をいただいているわけですけれども、この法務省と市町村という両者の立場からの検討というものが実は車の両輪である



省庁からの報告

と私どもも考えております。車の両輪ですので、片一方だけ回っても車は動かないということです。ですから、今日のような機会を設けていただきまして、この両方の車の両輪がうまく回っていくというために意見交換ができるということは大変喜ばしく思っておりますし、関係者の皆様にこの場をおかりして御礼を申し上げたいと思っております。

前置きはそのぐらいにして、早速資料の方に入ります。

まず「在留管理」という言葉の問題ですけれども、実は大変大きな制度改革というものが現在検討されておりますので、そこのよって立つところを正確にご理解いただくという必要になると思いますので、若干くどくなるかもしれません、最初にその点を申し上げたいと思っております。

この在留管理制度ということですが、外国人の方々の在留管理、また出入国管理を法務省の方で担当しているわけですが、この言葉の意味するところを正確に把握していただくということが議論のスタート台に立つに当たって非常に重要じゃないかと考えております。法務省入国管理局が、直接担当している業務、皆様方の目に見える業務としては、例えば皆様方が海外にご旅行されまして、この辺だったら中部国際空港に帰ってくるということになりますと、そこで入国審査のブースがあって、日本人の方はパスポートを見せて通過することになりますが、外国人の方はそこが日本に入国する、日本における生活のスタートということになりますので、そこで審査を受けるわけです。国としては、外国人に入国を認めるか、問題がある人については入国を拒否するかという判断をすることになりますけれども、これは国家主権の重要な要素の一つに係わります。入国してくる外国人の方については、大部分の方はもちろん問題ないわけですし、むしろ政府としても観光立国ということで「ようこそジャパン」というキャンペーンもやっていますし、どんどん来ていただきたいところですが、極めて少数の問題のある人、その中にはテロリストもいるかもしれません。または日本でかつて犯罪を犯して、その後出国したという人もまた入ってくるかもしれません。そういうごく少数の人ですけれども、そういう人については入国を認めないとということになるわけです。外国人の入国の許可・不許可が在留管理の始まりなわけです。

そして、入国するに当たっては、在留許可を与える場合は二つの要素、在留資格と在留期間というものがありますが、例えば留学ということで2年間の在留期間を与えるということになれば、2年間日本の大学なら大学に通うために入国することになるわけです。大部分の学生はまじめに勉強されておられますので問題ないと思いますけれども、中にはごく一部、大学に全然行かなくなってしまうとか、最初から行く気がなかったかもしれません、そこでむしろ認められていない、必ずしも望ましくない職業について、そっちの方がメインになりまして不法就労しているとかそういうことになりますと、極端な場合は許可を取り消すとか、また母国にお帰りいただくとか、そういうことも出てくるわけです。そういう管理も含めて在留管理と申し上げております。ですから、まとめて言うと、外国人の方に対し、日本に入国していいですよ、引き続き滞在してもらって問題ないですよという判断、これが在留管理ということです。そこを議論のスタートにおいて、以下の私の話を聞いていただければと思っております。

お配りしたペーパーの1で「これまでの経緯等」とありますけれども、(1)で、これはもう

今から2年以上前になりますが、平成17年の夏に犯罪対策閣僚会議、これは全閣僚が出席します大臣レベルの会議があります。そこにおきまして、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」というのが設置されました。このワーキングチームは、関係している省庁の課長レベルで構成されておりまして、私もこのメンバーを務めておりますし、またこの後いらっしゃる各省の課長さんもこのメンバーを務めているということですが、そこにおきまして検討を始めたということです。何を検討しているかというと、外国人の在留情報を正確に把握して総合的に管理するということです。後でまた出でますが、外国人の在留情報について必ずしも正確でないという問題、今日の午前中もその問題が取り上げられたと伺っておりますけれども、この状況を改善するために何ができるかということで議論がされたわけであります。

それで、お配りしているペーパーを1枚めくっていただきますと、細かい字で目が痛くなるようで恐縮なんですけれども、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」という真ん中に大きな矢印が入っていると思いますけれども、これはことしの7月に、先ほど申し上げた課長レベルのワーキングチームでの検討の結果を、その時点で取りまとめました。それで、情報が必ずしも正確でないというところについて、こういうことをやって問題を解決していくこうというとりあえずの検討結果を出したわけです。これが矢印の先の2の「ワーキングチームにおける検討」、今後は次のような方向で検討を進めてはどうかということです。

一つ目としては、これは法務省においてもっときちんと対応しなければならないということについては、午前中もセッションの方でそういうお話があったと伺っておりますけれども、そこはきちんとやっていきましょうと。その内容としては、在留情報の一元的把握というところであります。一元的把握とは、いろんな意味で一元化という言葉が世の中で使われますので、正確にご理解いただくことが重要かと思いますけれども、ここで申し上げていますのは、外国人にかかる情報の一元的に把握することです。

先ほどの例で申し上げますと、外国人が中部国際空港なら中部国際空港に着いて、パスポートを提示して、私の名前は何々ですと、生年月日、性別、こういうことで○○大学に留学する予定ですかとか、そういうのが外国人の在留情報でありますけれども、それは法務省の入管局で把握すると。他方、外国人が美濃加茂市なら美濃加茂市に住むということで住所を決めますと、今度は美濃加茂市役所に行って外国人登録というものをしなければなりません。皆様、日本人の方は、引っ越しされると市役所に行って転入届をすると思うんですけども、大体そこの横あたりに外国人登録の窓口がありまして、そこに外国人の人は住所が決まつたら届け出をしなきゃならないということです。そこでまたパスポートを見せて、私は何のたれべえで何歳で、男性か女性かで、○○大学で何をするとか、そして住所は新しい情報ですね、日本に入ってきたときにはまだ住所が決まっておりませんでしたので、住所はどこどこですということで登録申請をするわけです。そうしますと、外国の人の側に立ってみると、これは同じような手続きを2回やっているということになります。これは法務省の側から見ますと、中部国際空港で本人から直接情報をもらったり、さらにもう一度市町村を経由して外国人の情報をもらうということです。ですから、情報の把握のプロセスが二元的になっているということです。そして、単に情報が二つあるというだけであればまだいいんですが、法務省入管局が持つてい



る情報と、それから市区町村において、これは外国人登録法に基づいて法定受託事務と専門用語では申しておりますが、法務省の方で市区町村にお願いをしまして、法務省の仕事をかわってやっていただいているという位置づけであります。それで、市区町村で持っていたいいる外国人の情報の使われ方が異なるんです。ですから、同じ人について情報が二つあるということに加えて、項目も微妙に、更新の時期とかそういうのが異なっておりますし、また実際のところどういうふうに情報が使われているかというのも事実上は異なっているという面があるわけです。ですから、そこはいろいろ混乱が生じたり不正確になったりという可能性があります。

それで、一番典型的な問題が外国人登録証の問題ですね。今見ていただいている紙の1の「現状の問題点」の三つ目の白丸のところで、「不法滞在者にも外国人登録証が交付され、誤解を生じかねない。」とあります。不法滞在者というのは、法務省の入管局の方で、冒頭で申し上げてきましたように在留資格、在留期間を定めて在留許可を出すわけですけれども、この許可のない人。例えば、1年間ということで在留許可を得たんだけれども、その1年間がたってしまって許可の更新を受けることなく不法滞在者になってしまったというようなケースですね。そういうケースについても、これは外国人登録法の法律の方では、不法滞在者も市区町村に登録をしなければならないということになっていますので、これはむしろ登録をすることが正しいわけです。それで、登録申請をすれば、これは外国人登録証明書を交付しなければなりません。ですから、この不法滞在者が外国人登録証を持っているという状況になります。これは、法律のとおりやっておりまして、そして外国人登録証明書においては、この人は在留許可をもらっていない不法滞在者ですよということがわかるために「在留の資格なし」と赤い字で書いてあるんですけども、政府の発行している登録証明書ですし、最近は偽変造対策ということでフォログラムとか、角度で色が変わるとか、立派なカードをつくっておりまして、よくご存じない方は正規滞在者と誤解することがあり得ます。これが銀行での口座開設とか携帯電話の購入に使われるということになると、一部不届き者のやからはこれを使って犯罪に走るとか、そういうこともあり得るわけです。何でこういうことが起こっているのかというのは、先ほどの情報把握の二元的管理という問題なわけです。ですから、ここはこの矢印のちょうど先っぽのところに、(1)の②とありますけれども、これからは法務大臣が在留カードを発行していくましょうと。法務省の方から市区町村にお願いして外国人登録証明書を出していただくという手続はやめて、法務大臣が情報を一元的に管理すると。法務大臣が適法に滞在する外国人に在留カードを発行することにしましょうということがここに書いてあるわけです。こういうことによって情報を一元的に把握していくことです。

それから、その下の(2)で所属機関の協力等々と書いてありますけれども、これも外国人に関する情報をさらに正確にしようというときの二つ目の大きな柱として、現行の外国人登録法ですと、これは外国人本人に正確に申請する義務を課すと。ですから、虚偽の申請等をすると、この人は犯罪を犯すということになるわけです。そういうふうな義務を課すことによって正確性を担保したいという制度であります。それでは限界があるということですので、ここは本人からの情報把握というのは上の(1)のところでやりますが、あと所属機関にもご協力いただこ

うということあります。

一般的には、外国人の方が日本に滞在するためには何らかの機関に属するということになりますが、その固まりの一番大きいところの就労先・雇用先、そこにつきましては、さきの国会で雇用対策法が改正されまして、これは厚生労働省の所管の法律なわけですけれども、外国人に関する雇用状況報告を拡充したわけですね。それで、外国人を雇用する全事業者は、外国人一人ひとりの雇用状況についてハローワークに雇用状況報告を提出していただくと。そして、厚生労働省は法務省の求めに応じて在留状況の確認のための情報を提供するということになったわけです。ですから、これからは外国人本人の申請による情報のみならず、所属の働いている工場とか事業所とか、そういうところからも彼・彼女の情報が入ってくるということになります。それに加えて②にありますように、あと外国人の所属受入の大きいところとしては日本語学校とか、大学とかもありますね、あと研修生の受入機関とか、そういうことについても法務大臣が情報を得られるようにする仕組みを考えなければならない、これはこれからの検討事項であります。そういうことによって、情報を機関からも入手することによって、外国人本人が申請した情報と突き合わせていくと。そして、その正確性を確保していきたいと考えているということあります。

そういうことを法務省としても進めていきたいと思っておりまして、今ごらんになっている紙の「今後の進め方」というのがありますけれども、ちょっと字が小さくて本当に恐縮なんですが、今ご説明した(1)(2)については、法務省の出入国管理政策懇談会、これは法務大臣の私的懇談会であります。そこに設けられました在留管理専門部会におきまして検討していると。来年3月までには検討の最終結果が法務大臣に報告されるという予定であります。またページを戻っていただいて最初のページを見ていただくとよろしいですが、1の「これまでの経緯等」の(2)におきましては、専門部会を設置したということが書いてあります。それで、これは関連施設の視察等も行っているんですけれども、それに加えまして、この在留外国人との関係がある各種団体、そして何よりも地方自治体さんということで、浜松市、美濃加茂市、大泉町からも、きょうこの会場にも関係者の方々がいらっしゃいますけれども、貴重なご意見を賜ったわけであります。その他経営側で経団連とか、中小企業組合連合会とか、あとは労働組合の方で連合、また法曹関係ということで日弁連といったところからもご意見を賜りまして、検討しているところであります。とりあえずは、8月1日になりますけれども、中間報告書をまとめてあります。この中間報告の内容について、ちょっと後でまた時間があればご紹介したいと思うんですけど、今のところそういう報告を出したということだけご紹介したいと思います。

法務省がそういうことできょうは最初にお時間をいただいておりますので、あまり長くなつてもいけないと思いますが、その他関係のところのご説明をしたいと思いますけれども、今のワーキングチームの検討結果についての紙の(4)のところで、「市区町村との関係」とあります。

冒頭、車の両輪と申し上げたと思いますけれども、両輪が機能しないとうまくいかないわけであります。法務省の在留管理の方で適法に在留されている方については、その情報をきちんと把握すると。万が一、不法滞在者がいましたら、これは基本的には摘発してお帰りいただくということになります。他方、適法に滞在されている外国人住民の方々については、きちん



省庁からの報告

と外国人住民の方々の情報を市区町村において把握しまして、これを住民行政、住民サービスの基礎とすると。そして、円滑にそういうサービスを提供して、外国人住民の方々の利便向上につなげるということが大事であります。この両方をやる必要があるという意味で車の両輪と申し上げているわけですけれども、そこの市区町村との関係につきまして、ここの紙にも書いてあります。市区町村がそういう必要な情報について法務大臣から提供を受けるなどして、保有、管理、利用できると。そしてまた、制度設計や法的根拠についても適切に措置するということになっております。

この関係が、また最初のページに戻っていただきますと、そのこれまでの経緯の1の(3)というところで「規制改革推進のための3か年計画」、これはことしの6月に閣議決定されたものであります、閣議決定ということで関係省庁を縛っております。また、この3か年計画の策定、またその見直しにおかれては、今日も会場にいらっしゃっていますけど、井口先生からもいろいろご尽力賜って検討が行われているところでございますけれども、そういうことでこれはしっかりとやっていかなければいけないということで、下から5行目にあるように、「現行の外国人登録制度は」といって2行飛びまして、「住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する」と、そういうことになっているわけです。先ほどのワーキングチームの検討結果についてのところに戻っていただきますと、「今後の進め方」ということで、2の(4)に関してはと、最後の2行ですけれども、「内閣官房の調整のもと、新たに総務省及び法務省その他関係省庁による検討の場において具体的な検討をする」ということが書いてあります。法務省としても、そういうことですので、こちらの車の両輪のこっちの方もうまく回るように前向きに取り組んでいきたいと考えているところであります。

時間になりましたので、次のページの中間報告につきまして、このような点が確認されないと、指摘されているということが書いてありますけれども、そこにつきましては各自参照いただければと思っております。ご清聴、ありがとうございました。

司会（池上氏）

法務省入国管理局登録管理官 高岡様、まことにありがとうございました。改めて拍手をお願いいたします。

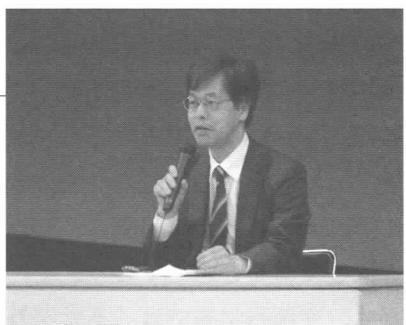
続きまして、文部科学省からのご報告です。ご報告者は、文部科学省初等中等教育局国際教育課長 大森摂生様です。

それでは大森様、よろしくお願ひいたします。

文部科学省初等中等教育局国際教育課長（大森 摂生氏）

文部科学省の大森でございます。よろしくお願ひいたします。

私、実は20年ほど前にブラジルに住んでおりまして、当時、入管法の改正の前の時代ですが、既に出稼ぎは始まっておりまして、私のおりました地域の日系人のコミュニティ



でも、盆踊り大会だとか、もちつき大会だとかやっていたわけですけれども、お年を召した方から、そういう集まりをやるに当たって、若い人がどんどん日本に行ってしまって、なかなかこういう行事を続けていくのが難しくなったという話を聞いたことがございます。それから20年たち、入管法の改正によりブラジルから日本に渡る移住者の方々も随分増えて、この傾向は定着したものだと感じた次第です。

今日の午前に鈴鹿市長さんから教育問題について非常に包括的なご提言をいただきました。私がこれからご説明する内容で、いただいた提言についてやれていることについてできるだけご説明をしたいと存じます。当然やれていないこともあると思いますし、また漏らしていることもあります。後ほどシンポジウムの機会もあるようですので、そういった場所で漏れている点についてはお答えをさせていただきたいと存じます。

まず公立学校を取り巻く状況について、簡単にご説明します。

今、我が国の公立の小学校・中学校・高校に在籍する外国人児童生徒の数は大体7万人と考えていただきたいと存じます。この7万人の中で日本語の指導が必要な児童生徒の数は、我々が把握しておりますのは最新の数字で大体2万2,000人程度でございます。これは毎年増加をしておりまして、2万2,000人とは、平成18年度の数字ですけれども、17年度に比べると1,721人、大体8.3%の増加となっております。こうした日本語指導が必要な子どもの母国語の割合を見ますと、ポルトガル語が一番多くて8,600人、大体全体の4割弱です。次いで中国語は4,400人、これが全体の2割弱、それからスペイン語が3,300人で大体15%でして、ポルトガル語、中国語、スペイン語を足しますと、全体の4分の3ということになります。最近では、ポルトガル語の子どもの数が非常に増えているというのが傾向です。

よく外国人に対して、我が国での義務教育の就学義務を課すべきではないかという議論をいただくことがあります。これは正確に言えば、子どもに就学義務が課されるということではなくて、親に対して子どもをきちんと就学させるようにという義務のことであろうと思います。日本国憲法でも子どもを就学させる義務については保護者に対して課せられておりまして、子どもの観点から申しまして、これはむしろ教育の権利ということだろうと存じます。実際には、外国人の両親が公立の義務教育学校に子どもを就学させたいという希望がある場合には、これを無償で受け入れを行っております。教科書の無償供与、それから就学援助といった通常の日本人に与えられる措置も同様に外国人の方々にも与えられています。そういう意味で、日本人と同一の教育を受ける機会を実質的に与えていると言って差し支えないと思います。

これらの外国人の子どもたちが公立学校へ受け入れられるに当たっては、日本語や生活環境への適応のための指導が必要になってまいります。文部科学省としても、日本語指導に係る教員が通常の教員の定員を上回って措置される場合には3分の1の給与を補てんするとか、あるいはこういった外国人の子どもを預かっておられる校長・教頭先生、それから教育委員会の指導主事の方々への講習会の実施など、さまざまな施策を行っております。

それから、本日午前中にご指摘がありました不就学、それから就学支援、これも非常に大きな問題であると思っております。既に鈴鹿市長さんの方からご説明をしていただきましたけれども、文部科学省では「不就学外国人児童生徒支援事業」の一環として平成17年から18年度に



省庁からの報告

かけましてニューカマーの方々が集住する地域を中心に調査を行いました。

この調査の方法について簡単にご説明しますと、調査の対象の自治体が11ございました。ここで外国人登録をされている方々のうち、義務教育の就学年齢にある子どものリストを網羅的に作成をしていただきました。そのリストからシラミつぶしに当たっていただきまして、実際に日本の学校や外国人学校に在籍している方々、あるいはそのほかの何らかの方法で学習を行っている方々をチェックしました。その上でチェックから漏れたわからない方々というのが出てくるわけですけれども、そのわからない方々について、外国人登録がされている居住地において、これも非常に苦労していただいたんですけども、個別訪問をやったりアンケートの調査票を郵送したりということで、これもシラミつぶしに調査をしたということです。

その結果ですけれども、義務教育年齢にある約1万人の子どもたちの中で、学校に行っていると確認された方々が全体の8割でした。この8割の方々のうち公立学校に就学している方々は全体の60%、それから外国人学校に就学されている方々が全体の20%でした。

では、その残りの20%はどうだったのかということなんですけれども、お手元の資料にありますように、不就学者であるときちんと確認された方々が112人で、これは全体の1.1%でした。1.1%というのはちょっと少ないじゃないかという実感を持つ方もおられると思うんですけれども、なぜこういうふうになったかと申しますと、転居や出国によって、何らかの事情がにより連絡がとれなかったという方が全体の20%弱の1,732人いらっしゃったということがあります。この1,732人の中で、中には既に帰られた方もいらっしゃるし、あるいはどこかに転出された方もいらっしゃると思うんですけども、その中には不就学の方もいらっしゃるということは当然推測はされます。ただ、今申し上げたようなシラミつぶしの調査をやっても、こういった不明の方々のフォローアップが難しいということで、実態を正確に把握できなかっただということです。

不就学の方々の理由もあわせて聞いたんですけども、一番多かったのが大体全体の16%ですけれども、学校に行くためのお金がないからというのが一番多い理由で、次に13%が日本語がわからないから、約10%がすぐ母国に帰るからというのが非常に大きな理由であったということです。これは複数回答を許しておりますので、重複はございます。

こういった実態を踏まえまして、文部科学省といたしましては、外国人児童生徒の教育についてのさまざまな課題への対応を検討するために、有識者の方々にお集まりをいただいて、「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」というのを今年の9月から始めたところです。これまでに3回の検討会を行っております。この検討会には学識経験者の方のみならず、実際に現場において外国人児童生徒を教えておられる学校の先生方、浜松市、豊田市、三重県といった自治体の教育委員会や小学校の先生、校長先生もご参加をいただいております。そのほかにも、本日おいでになっておりました山脇明大教授や日本経済団体連合会の井上本部長にもご参加をいただいております。

この検討会の課題は大きく分ければ3点ございまして、一つは、外国人児童生徒の就学支援です。二つ目は、こういった生徒の日本語指導、適応指導。それから3番目には、午前中にもございました、この外国人の問題は日本の社会のあり方と結びついてまいりますので、国、地

方、それから企業、経済界の役割分担、それぞれがどういった役割を果たせるのかということを検討しております。来年、数回の検討会を行いまして、来年中ごろには一つの指針として何か基本方針のようなものを出していただきたいと思っております。今日午前中も国として基本方針を策定すべしというご提言がありましたけれども、この検討会が何かの役に立つように我々としても取り組んでいきたいと存じます。

実際に、今文部科学省が行っている施策については、先ほどちょっと触れましたけれども、外国人指導のため定員以上の教員が必要であるというところには、国庫負担で給与の3分の1を負担しております、今国内で約1,000人のそういった加配教員の方々の手当をしているところです。

それから、外国人の保護者の方々がきちんと日本の教育制度を把握しているのかというご指摘がございました。我々はそのためにハンドブックを実はつくっておりますが、そのハンドブックが若干長いものですから、ポイントだけをまとめるべきではないかというご指摘をいただきまして、こういったパンフレット、一枚紙ですけれども、これを配っております。これは7ヵ国語でできておりまして、内容は非常に簡潔でして、満6歳を過ぎた4月から小学校が始まるんですよとか、授業料は無償ですと。ただし、給食費や学年費などは支払っていただきますとか、あるいは経済的な理由によって就学が難しい場合には、学用品の購入費だとか給食費の援助を受けることができますとか、そういった基本的なことです。お金がないから就学できないと考えていらっしゃる方も多いようですので、できる限りそういう誤解を解いていくような手段をということでつくったものです。

それから、実際に学校に入られて日本語の授業についていくというのは難しいと思いますけれども、そのために平成19年度からJSL(Japanese as a Second Language)という事業を行っております。これも現場に行きますと、何年か日本に暮らしていらっしゃるお子さんは、生活言語としての日本語というのはかなりおきになるケースもあるんですけども、そういった方々でも、実際に教室に入って日本語でつまずいてしまう例があります。具体的には、例えば温度だとか、あるいは円の直径だとか、半径だとか、そういった言葉でつまずいてしまう例があるようです。そういう点を踏まえて、学ぶための日本語はどうしたらいいのかという観点から、第二外国語言語としての日本語カリキュラムを作成し普及させるために、予算をとっているところです。

そういう予算に加えまして、来年度、今までに予算のプロセスですので、その結果についてはあまり詳細なことを申し上げる段階ではないんですけども、既に実施している外国人の生活環境適応加速プログラムをより深めていくということで、きょう、午前中にもご指摘のありましたバイリンガルの相談員を活用するだとか、あるいはプレクラスですね、学校に入る前の子どもたちを集めてよりスマーズに義務教育に入っていけるような仕組みをつくっていきたいということで、そのための予算要求も行っております。厳しい財政状況であるということを受けておりますので、どの程度できるのかなということでもありますけれども、我々としては最大限予算の確保に向けて努力をしております。

時間も限られておりますので、以上簡単ですけれども、文部科学省の施策について述べてま



いりました。まだここができるていないではないか、こうしていきたいというところもおありかと思いますので、質問表においてその旨ご質問いただければ、我々としてもできる限りお答えをしていきたいと存じますけれども、とりあえずこの場においてはご説明で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

司会（池上氏）

文部科学省初等中等教育局国際教育課長 大森摂生様でした。ありがとうございました。いま一度拍手をお願いします。

さて、今この時間で皆様のお手元に資料を配付させていただきたいと思います。2種類の資料がお手元に届くと思います。一つは、A4判の紙に横にいろいろと書いてある資料です。これは、この後の総務省の説明資料ということでお配りしております。あわせまして、A4判の紙を半分に切ったA5サイズの何も書いていない白い紙も配られていることだと思います。こちらは、質問用紙としてご利用いただければと考えております。

まず確認です。お手元にA4サイズの印刷してある紙とA5サイズの何も印刷していない紙が1枚ずつ配られていることになります。スタッフの数、限られております。少し時間がかかるかもしれません、お待ちいただければ幸いです。

さて、その質問用紙についてであります。こちらの紙は、ある省庁の報告を聞かれた後に、1枚につき一つの案件でご記入いただければと思います。1枚につき相手先を一つ選んでご記入をお願いいたします。たくさんご意見がある方は、予備用紙を受付に用意してございますので、そちらで予備の用紙をご利用いただければ幸いです。

各省庁の報告の後、この後、総務省からの報告の後、10分間休憩をとることになっております。記載の台と回収箱を受付のところに用意いたしました。ご質問のある方、この紙にご記入いただいて受付のところの回収箱にご提出をいただければと思っております。なお、整理の都合上、同じフォーマットで書いてあるということが大変都合がよいものですから、A5の紙を横長に置いていただきまして、横書きでご記入いただければ幸いです。整理の都合上、A5の紙を横に置いて横書きでご記入をお願いいたします。1件につき1枚のご利用という点も重ねてお願い申し上げます。

皆様のご意見につきましては、この後、アドバイザーが取りまとめて、各省庁の方々に質問をさせていただくという段取りになっております。円滑な議事の運営にご協力をいただくことをお願いして、質問用紙の記入をお願いする次第であります。

なお、ここで本日、ご来場されている方の人数を発表いたします。現時点で600人の方がここにお集まりいただいております。先ほど美濃加茂の渡辺市長に伺ったところ、このホールの客席数が合計800ということですので、800のうち600が埋まっているということです。主催者側としては、予想していたよりもたくさんの方にお越しいただいて、大変うれしいという旨も私聞いております。遠くは、北は仙台、南は福岡からお越しになっているということも伺いました。美濃加茂まで本当に遠路はるばるお越しいただいたことを、私ども深く感謝しております。

資料の配付はほぼ済みましたでしょうか。よろしいですか。

それでは3番目、最後になりますが、総務省からのご報告をお願いいたします。総務省からのご報告、総務省自治行政局国際室長 稲岡伸哉様です。

それでは稻岡様、お願ひします。

■ 総務省自治行政局国際室長（稻岡 伸哉 氏）

総務省国際室長の稻岡でございます。本日は、お招きにあずかりましてありがとうございます。

それから、当方の不手際で資料がうまく届いていなかったようですが、カラーコピーで両面のものを用意しておったんですけれども、本日は白黒になりますが、片面で配付をさせていただいておりますので、何とぞよろしくお願ひをいたします。

総務省という役所の紹介からしたいと思うんですけれども、総務省というのはご承知のとおり、省庁再編で旧総務庁と旧自治省、それから郵政省という三つの役所が一つになってできた役所です。設立当時、その英語名称というのをどうするかという話で、じゃあそのまま並べてしまおうということで、Ministry of Public Administration, Home Affairs, Posts and Telecommunicationsとかいうことで、例えば旧大蔵省、財務省というのはMOFとか、旧通産省はMITIとかいう略語がつけられるわけですけれども、これをそのまま読むとMPAHAPTということで、とてもじゃないがどこの役所かわからないというようなこともあります。ご承知かもしれません、総務省職員のメールアドレスというのは何とか@soumu.go.jpという形で、ちょっと他の役所とは違っております。なぜこんな話をしているかということなんですねけれども、その総務省もできて何年かたって郵政民営化等あります。今の英語名称というのは Ministry of Internal Affairs and Communicationsということで、一応MICという略称をつけております。Internal Affairsですから、基本的に内政を担当している役所であるわけですけれども、その中に私の所属するのはInternational Affairs Officeという国際室ということで、Internal AffairsのMinistryに、何でInternational Affairs Officeがあるのかとよく聞かれるわけですけれども、これは地域の国際化というものを私どもは担当しているわけです。

一番皆さんご承知のものとしては、JETプログラムがございます。これは旧自治省、それから外務省、それから文科省、それから自治体国際化協会という4者共同で行っているプログラムですけれども、海外から外国青年を招致いたしまして、教育現場、あるいは都道府県、市町村の国際交流部門で仕事をしていただいて、語学教育と地域の国際化、こういったものを推進していくこうと、こういった事業をもう20年続けているわけですが、こういったことを主として担当しております。

それから、地方団体の国際化といえば、姉妹都市の提携ということで、姉妹都市交流に始まる国際交流というものがございます。それがその後進展を遂げて、技術協力などの国際協力というようなことで、国際化というものもそういった形で、国際交流から国際協力というふうに





省庁からの報告

今進展を遂げたわけですけれども、これらはどちらかといえば、日本の中の地域と、それから外との関係になりますけれども、日本国内に在住の外国人の方々とのかかわりを国際化という視点でとらえるという動きが、いつとは言いにくいですが、90年ごろなんでしょうか、当時内なる国際化というようなことで言われてきたわけですが、ご承知のとおり改正入管法施行によりまして、いわゆるニューカマーと言われる方々が多く我が国の中で生活をされるようになった、そういう形で大きく様相も変化をしたということです。一つは、ご承知のとおり量的に在住の外国人の方が拡大していったということ、それからもう一つは、先ほど申し上げました、いわゆるニューカマーの方々が増えたという質的な変化ということです。

こういったことを背景といたしまして、総務省でもこういった分野について検討を進める必要があるのではないかということで、平成17年度と18年度の2年間にわたりまして、本日お越しいただいております山脇先生に座長を務めていただきましたが、「多文化共生の推進に関する研究会」というものを開催したところです。

17年度の研究会というのは、多文化共生全般といいますか、先ほど簡単に申し上げました外国人住民増加の背景とか課題、それで多文化共生というものにつきまして、この報告書では「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」と、こういう定義づけをしておりますが、これはさまざまな定義づけがあっていいと思うんですけれども、こういった観点でとらえまして、各地方団体が市町村を中心にどういった取り組みをされているかということを収集して、研究会の方で体系化といいますか、施策展開の方向として位置づけていったというものです。

その中身が、今お配りをしております一枚紙、もともとカラーなんですけれども、白黒で申しわけございませんけれども、外国人の方々との関係でいえば、言葉の壁、それから制度の壁、心の壁の三つの壁があるんではないかと言われておりますけれども、一つ目の言葉の壁の問題に対する施策として、このコミュニケーション支援ということだろうと思います。一つ目に書いてありますように、さまざまな地域における情報を多言語化していくということで、行政情報の多言語化とか、多用な流通ルートの確保ありますとか、生活相談窓口の設置とか、そういったことを掲げております。それから、日本語や日本社会に関する学習支援ということで、そこに書いてありますが、地域生活を始める際に、なるべく早い段階でオリエンテーションみたいなことを実施してはどうかというようなことがまとめてあります。

二つ目の制度の壁というものにある意味対応するのが、この生活支援ということではないかと思いますけれども、もう細かくは申し上げませんけれども、居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災、こういった五つの分野に分けまして、それぞれ必要な取り組みについて掲げておるところです。

それから、最後の心の壁というものに対応するものとしては、多文化共生の地域づくりということとして、地域社会に対する意識啓発として、交流イベントの開催、あるいは公民館等の場を多文化共生の拠点とするといった話、それから外国人住民の方々の自立と社会参画ということで、キーパーソン等の育成でありますとか、外国人住民の意見を地域の施策に反映する仕組みの導入、そういうことを掲げておるところです。

最後に、右横に縦で書いておりますのは、そういうものを推進するための体制ということとして、まず各地方団体において担当部署の設置や庁内の横断的な連携を図る必要があるということを掲げております。それから、地域における各自治体の役割分担と連携・協働ということですけれども、これはまず前面に立たれるのは間違いなく市町村であるですから市町村と、それをバックアップする都道府県、あるいは市町村レベルで国際交流協会とか、地元企業とか、NPOとか、そういう団体との連携・協働、あるいは情報共有のための協議の場の設定が重要ではないかというようなことを記載しておるところでございます。

こういった形で報告書をまとめていただきまして、18年の3月に、基本的には同じ中身なんですけれども、総務省から各地方団体に「多文化共生推進プラン」ということで通知をさせていただきました。これはどういうことかというと、そういった時代背景の変化、要するに多文化共生の社会づくりが必要になっているので、このプランというものを参考として、このプランというのは地方団体における施策推進のための指針とか計画を策定する基礎とお考えいただいて、これに基づいてプランを策定していただきたいというお願いを18年3月に策定させていただいたところでございます。現在、おかげさまで各地方団体におきましてこういった取り組みを進めていただいておりまして、都道府県・指定都市レベルの調査ですが、47県17政令市のうち52団体、ですから大体8割でこういったプランが策定、あるいは策定中であるということです。

それから、市町村につきましては、まだ調査をしておりませんが、もうそろそろ調査をさせていただこうかと思っておりまして、ただやはり市町村の方の話を聞くと、プランどころではないと、とにかく目の前の課題の解決が大変だというお話を伺っておりますので、数字としては都道府県・政令市というレベルにはならないのかもしれませんけれども、近々そういう取り組み状況についてお伺いをしたいと考えておるところです。

私どもいたしましては、このプランをお示ししておりますが、各地方団体におかれましては、もちろんそのとおりつくる必要も何もないわけとして、各地域の実情に応じて施策展開を図っていただくということだろうと思います。そういう事例を収集して、フィードバックといいますか、また市町村にお知らせをするということが私どもの役割ではないかと思っておるところでございまして、今後そういう取り組みも進めていきたいと考えておるところです。

私の方からは以上でございます。ありがとうございました。

司会（池上氏）

総務省自治行政局国際室長 稲岡様、どうもありがとうございました。いま一度拍手をお願いします。

それではここで、本日のご来賓の衆議院議員 中川正春様よりコメントをいただきたいと思います。お願いします。

衆議院議員（中川 正春氏）

皆さん、改めましてこんにちは。



省庁からの報告

発言の機会をえていただいて、ありがとうございます。

私は出身が、鈴鹿、四日市、亀山でして、しっかり現場の要請といいますか、何とか現状を前に進めるために国の方もしっかり動かしてほしいということが一つございまして、国会はだいぶややこしい状況なんですけれども、全部放り出してこっちを向いて駆けつけてまいりました。

民主党でもプロジェクトチームを去年出発させておりまして、基本的にはオールドカマーとニューカマー、両方日本の国家としての意思といいますか、基本的な部分を整理していく時期に来ているという認識に立っています。オールドカマーは帰化をして、民族は違うけれども、日本の国民として一緒に生きていこうよと、そういうオープンな社会を作っていくということと、現状にあるところでは地方参政権というのを広げていこうじゃないかと、こんな基本的な部分。それから、難民ということについても日本は問題ありますけれども、これもしっかり役割を果たしていこうと。特にアジアの北朝鮮とかミャンマーというのは問題を抱えていますが、非常に日本はクローズな今姿勢をとっています。それに対して、しっかりオープンな役割を果たしていこうというふうなまとめ方をしていきたいと思っているんです。

ニューカマーについてでありますが、これは基本的に産業構造が現状のようになってきていく中で、これを単純労働の部分について受け入れていくのか、日本は構造というのを今あるような形で認めていって、その上で必要なんだというスタンスに立つかどうかということがあいまいになっていますので、このところをはっきりしようよと。建前と本音が違っているからいろんな矛盾が起きてくるんで、単純労働について、その枠組みの中で仕組みを作っていくと、これに踏み出したらどうかということが一つあります。その上で、現状をどう克服していくかということと、それからもう一つ、日系の皆さんについては、これは目的ということよりも、資格といいますか、性格というか、それによってビザが与えられて日本で永住もできるということになっているわけとして、ここについて今この集住都市会議で検討されている課題というのがあるんだと思うんですね。

一つ、これも本当に、これから皆さんのご意見も聞かせていただきながら、私たちとしても提言としてまとめていきたいと思うんですが、出稼ぎで日本に来て、来ているうちに出稼ぎじゃなくて日本の国民として子どもたちも含めて日本で生きていくんだということに変わってくるという情勢というのをどう整理していったらいいかということが一つあるんだと思うんです。そこの仕組みを、出稼ぎは出稼ぎとして整理していったんは帰ってもらうという形にするのか、それともこの日系という枠組みはそうじゃなくて、もう移民でいいんだよという決断をしていくのかというと、これは国がやらなきゃいけないことなんだろうと思っています。そのところの整理をこれからした上で、中間報告というような形で、私たちも具体的なそれを法律だとか提言にまとめて出していきたいと思っています。

それから最後に、恐らく今日お集まりの皆さん、本当にご苦労をして、先進的な提案もされながら仕組みづくりをこれからしていくんだろうと思うんですが、基本的にそのコストはだれが負担していくんだということがあると思うんです。国の方は、地方交付税で一部見ているんですけれども、それだけでいいのかということがあると思います。それで私、我々の部会の中で出てきたのは、基本的に単純労働というのを前提にしていく、産業構造の中にそれが必要だ

とすれば、そのメリットを受けている企業なんじゃないかと。国によっては企業の税負担ということで仕組みをつくっていこうと、そうやって仕組みをつくっているところもあるんですねけれども、私たちの議論としては、ちょっとそこまではということなんですね。それで、実は地元でも提案しているのは、いっぺん基金をつくったらどうか。ふるさと創生基金のような形で、例えば県がそれをつくることによって企業も参加しやすい、コストで落とせるわけですよね。そんなような仕組みも、地方のレベルでいろんなものが考えていけるんじゃないかというようなこともありますて、実はうちの知事をつかまえてやろうよと言っているんですが、そんなことも含めて、また今日もよいお知恵をおかしいただいて、私たちの具体的な政策の中にも反映をしていきたいと思います。さっきのお話のように、各省庁、21年には法律をまとめるという方向で論議に入っていますので、しっかりそうした流れの中で私たちもまとめていきたいと思っています。

本当なら午前中に参加をするのが一番よかったと思うんですが、都合で午後になってしましました。あと、またしっかりさまざまご意見を聞き取りたいと思っています。せっかくの機会、ありがとうございました。以上です。

司 会（池上 氏）

ありがとうございました。

大変大きな枠組みを見据えた、コメントというよりもむしろ抱負をお聞かせいただいたと私は受け取りました。

それでは、ここで休憩時間に入ります。この休憩時間の間に、各省庁の皆様方へのご意見、ご質問等を先ほどのシートにご記入の上、受付に用意してある回収箱にご提出をお願いします。

休憩時間、これから10分間とします。35分には間違いなく始めますので、ご着席をお願いします。

それでは、10分間の休憩に入ります。



首長と関係省庁との討論会

■首長と関係省庁との討論会

司会（池上氏）

これより、各省庁と首長の討論会を始めます。

午前中の各地域ブロックの報告と、先ほどの各省庁からのご報告を受けて、外国人集住都市会議の首長13名が代表で討論に参加します。もう既にご登壇いただいておりますけれども、改めてご紹介をします。

先ほどご報告をいただきました総務省自治行政局国際室長 稲岡伸哉様

法務省入国管理局登録管理官 高岡望様

文部科学省初等中等教育局国際教育課長 大森摶生様

続きまして、外国人集住都市会議からは、大泉町 長谷川洋町長

上田市 母袋創一市長

飯田市 牧野光朗市長

可児市 山田豊市長

磐田市 鈴木望市長

湖西市 三上元市長

豊橋市 早川勝市長

鈴鹿市 川岸光男市長

湖南市 谷畠英吾市長

長浜市 川島信也市長

浜松市 山崎泰啓副市長

伊賀市 権蛇英明副市長

そして、美濃加茂市 渡辺直由市長です。

この部分のコーディネーターは、関西学院大学 井口泰先生にお願いします。

それでは井口先生、お願いします。



コーディネーター（井口 泰氏）

皆様、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました関西学院大学の井口と申します。

私は通常は、外国人集住都市会議のブロックでは愛知・長野のブロックのアドバイザーをいたしております。本日は、この討論会の司会を務めさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

まず討論会に先立ちまして、若干先ほどの各省庁からのご報告についての整理をして、その上で討論のルールについて確認の上、話を進めたいと思っております。



先ほど3省庁の方々からお話をいただきました。皆様どういう印象でお聞きになったでしょうか。多くの場合、長年我が国では政策立案、あるいは政策をつくって法律をつくるのは中央省庁の役目であるというふうになっておりまして、自治体はその決まった政策に従って動いてきたという歴史がございます。しかし、現在では、特にこの外国人政策に関連いたしましては、外国人集住都市の職員の方々も非常に多くの勉強をしております。決してこの政策立案という面で引けをとらないところまで来ているんではないかということでございます。本日ご登場いただきました各市は、そういう意味ではそういった職員の方々を抱え、NPOの方々と協力しながら、地域で生活している外国人の方々にどういう政策が必要なのか、どういう制度改革が必要なのかを考えております。その意味で、きょうは中央が決めたことを地方がやるという考え方じゃなくて、私どものこの討論会の中で、中央省庁と自治体の首長の方々が対等な立場で討論をさせていただくと、このことがきょうの大きなポイントだと思っております。

先ほどの3省庁のご報告のうち、まず法務省のご報告ですが、在留管理の一元化のご計画についていろいろご報告をいただきました。それについては、私どもも既に各市においては非常に勉強していると思います。むしろ、恐らく集住都市の関心は、法務省が、いわゆる外国人登録といった仕組みを改革して、生活者としての外国人のための台帳制度というものをどういうふうにつくるか、外国人の台帳制度の問題について法務省さんの方からご発言があるんじゃないかなと思っていましたんですけども、残念ながらその点については言及をいただいておりません。

それから、文部科学省のお話も非常に興味深いものがございました。特に、不就学児童の調査につきましては、外国人集住都市もいろんな面で協力をいたしました。中で、最後のところでお話がございましたけれども、1,700人ほどの方々については状況がよくわかっていない、実は転入・転出、出国・入国、そういう情報が自治体の方には、入管局からも情報が迅速に参りませんし、日本人の住民基本台帳制度と違いまして、転入・転出の状況も現在の外国人登録制度では把握できない、そのことが先ほどの調査結果にも反映されていると思います。

今申し上げましたように、在留管理の改革というのは、ある意味では地域における外国人政策の基本的な基礎をなす部分であると思われます。その土台の上に立って、こういった外国人の子どもたちに対するいろんな教育支援をどういうふうに充実していくかという点について、さらに議論が必要であろうかと思います。

それから、総務省の方からのお話もいただきました。今回は多文化共生施策についての紹介が主でした。残念ながら、住民基本台帳を参考にして外国人の台帳制度をどう整備するかといった点についても今回は言及はいただいておりません。また、多文化共生施策を自治体が進めていく際に、総務省としてどういう形で支援されるのかという点につきましては、残念ながらちょっと伺えなかったので、その点についてもまた議論になってくるんじゃないかと考えております。

先ほど申しましたが、在留管理の問題につきましては、11月13日に東京の平河町の内閣府におきまして、公開討論会がございまして、規制改革会議の議長・副議長も出席しまして、そこに外国人集住都市会議から美濃加茂市の渡辺市長にご出席いただいて議論に加わっていただいたばかりでございます。実はそのときに、先ほどの外国人の方々の台帳制度の問題につきまし



首長と関係省庁との討論会

て、法務省・総務省の両省に今後の検討をお願いした経緯がございます。そのことも今日申し上げた上で、これから討議に入りたいと思います。

本日の討議は、今申し上げました理由から、まず最初に在留管理制度の改善、特に台帳制度の問題などを中心として最初に渡辺市長にご質問いただき、法務省・総務省の方々と若干行ったり来たりの議論をさせていただきます。それを踏まえましてから、この後、午前中の構成に従いまして、コミュニティの問題、それから教育の問題、それから企業と自治体の協力の問題、その他の問題というふうに進めてまいりたいと思います。

時間の制約が非常にきつくなっていますので、私もちょうどしゃべり過ぎなんすけれども、各市長さん、町長さんのご質問は2分以内でぜひお願いいたしまして、ご回答の方もできれば1分以内ぐらいで端的にまとめたご発言をいただけたとありがたいと思います。何かできないことがいろいろございましても、できないということではなくて、むしろどうやったらできるかという点についてぜひ中央省庁の方々からサジェスチョンいただけたと、非常にありがたいと思っております。

それでは最初に、在留管理の改革の問題につきまして、まず美濃加茂市の渡辺市長からお願いします。

■ 美濃加茂市長（渡辺 氏）

今、井口先生のお話の公開討論会で発言しました要旨は、美濃加茂市のホームページの私の「市長のページ」をクリックしますと全文を載せておりますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

今、行政改革とかいろいろなことが言われています。そして国と地方の役割分担ということが言われております。そういう中で、先ほども文部科学省の大森課長からは不就学の実態のお話がございました。例えば、これは私どもが実際に調査に行かなければわからなくて、そのままで済んでしまっているという問題ですし、それから総務省の稻岡室長からお話をございました多文化共生につきましても、我々地元に住んでみえます住民の皆さんのが実態を正確に把握した上で、このようなコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、この三つの壁を取り払うことをいかなければいけないと思っております。

私は、残念ながら四つの壁、省庁の壁があるんではないかと、きょうお話を聞いておりまして感じたわけでありまして、今井口先生がお話のように、法務省さん、総務省さんという壁はありますけれども、その中でぜひ外国人住民の基本台帳制度を法的に実現していただきたい

いというのが多分ここにいる13人、そして23の首長さんはもちろん、全国の首長さんの願いだと思っておりまして、この点に関しまして、あの時、確かに2週間ぐらいで今後どう進めていくかというロードマップをつくれということを草刈会長がおっしゃっておりまして、その後どんなふうに進んでいるのかということにつきまし



て、もしお話いただければぜひお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

【コーディネーター（井口 氏）】

ありがとうございました。

それでは、先ほどの台帳制度の問題に関するロードマップの件でどこまで進んだか、これはまず法務省にお願いした方がよろしいですか。よろしくお願ひします。

【法務省入国管理局登録管理官（高岡 氏）】

1分以内ということですので、なるべく早くお話ししたいと思いますけれども、今の質問に関連してですけれども、井口議長の方からも生活者としての台帳制度の問題についてご指摘がありましたけれども、時間がなかったんで恐縮でしたが、お配りしております「新たな在留管理制度の検討をめぐる状況について」という法務省の紙ですけれども、その2ページ目に、先ほど割愛しました中間報告、これは法務大臣の私的懇談会の専門部会にてまとめたものでありますけれども、その概要が書いてあります。

そこの(1)で、在留管理制度の問題点とか目的ということが書いてありますが、その三つのパラグラフで、「その他の問題点として」ということで、今出た話であります、外国人に住民基本台帳制度の適用がないことから、在留外国人の公正な管理に資することを目的としている外国人登録制度が、事実上、市区町村における行政サービス提供の基礎として使われていると。いわば、私どもから申し上げると転用されているということですが、この外国人登録制度と住民基本台帳制度は、その制度も違うし、目的も異なるということですので、行政サービスの提供にさまざまな支障が生じている。これにつきまして、私どももヒアリング等を通じて、また関係市町村さんからの情報提供をいただいて承知しております。そういう支障が生じていることもありますし、また一つの世帯に外国人と日本人が両方いる混合世帯の把握という問題もあります。ですから、こういうことについては、関係省庁において検討を進めることが必要であるということで、この問題は新たな制度改正においても、私どもとしましても大きな課題としてとらえているということを申し上げたいと思います。

あと、今規制改革会議の関連の方で、省庁間の検討プロセス、これは工程表をつくって、きちんと皆様方にも見える形で一つ一つ物事を進めていくという観点から、プロセスの透明化を図ってもらいたいというご要望は賜っております、これにつきましては、明後日だったと思いますけれども、また規制改革会議の次の会合が開かれますので、これまでにご説明できるようにということで、今私どものところと隣に座っておられます稲岡室長のところを窓口にしまして、両省におきまして検討をしていまして、もちろんご要望いただいたようなタイミングで、何か工程表を出せるように用意したいということで今準備を進めているところでございます。

【コーディネーター（井口 氏）】

渡辺市長、追加にご質問をお願いします。



首長と関係省庁との討論会

■ 美濃加茂市長（渡辺 氏）

ぜひ法務省・総務省さん、連携されまして、外国人住民基本台帳制度の確立につきましてお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。やはり法務省さんと連携といいますか、これが我々の目に見える形でお進めいただけるということが、ここにお見えの皆さんもきっと望んでみえると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

■ コーディネーター（井口 氏）

今の件について、総務省の方からもお答えいただけますか。

■ 総務省自治行政局国際室長（稻岡 氏）

今、高岡管理官からお話があったとおりでして、ロードマップにつきましては、金曜日の会議にお出しすべく現在調整をしているという段階です。

それから、私ども内閣官房も含め法務省等関係省庁とは、この問題につきましてきちんといろんな話し合いを実務レベルでは進めておるところでして、そのところを、確かにこういった制度にしますというのは今の段階でお出しできるようなものはないわけですけれども、どういったことが考えられるかというようなことにつきましては、さまざまな事務レベルでの検討を続けておるところで、その点ご理解を賜りたいと思います。

■ コーディネーター（井口 氏）

恐縮なんですけれども、両省庁が協力して進めておられるのかどうかという点について、ちょっと今のご発言だけでわからないんですが、私、渡辺市長になりかわって、その点についてもうちょっとご説明いただけますか。両省でご協力なさっているんでしょうか。

■ 総務省自治行政局国際室長（稻岡 氏）

両省でいろんな話し合いをして進めているので、協力して進めているということです。

■ コーディネーター（井口 氏）

ということですが、一応30日に規制改革に正式なお答えが出るということですので、それを見て判断していただく必要があるのではないかと思います。

それでは在留管理の点はこれで終えまして、次の点に行こうと思います。

次はコミュニティに関連する問題です。これにつきましては、まず磐田市の鈴木市長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

■ 磐田市長（鈴木 望 氏）

3省のいろいろなご報告を聞かせていただいて、随分進んだなというのは率直な感想です。

私も集住都市会議に最初から参加をさせてもらっています、今会場におられます浜松の前市長の北脇さんとともに、ずっとどういうふうに国内にいる外国人の処遇について改善を図っていくべきかというようなことについて頭を悩ませてきましたが、だんだん各省庁の対策が追いついてきているなあという感じは持ちますが、実態はそれよりも前に進んでいるんじゃないのかなというのが率直な感想です。

その1番のポイントは、定住化じゃないのかなと思うんですね。定住化がもう進みつつあると。私もたまたま日本で大きくなった子どもたちと話をする機会があったんですが、ほとんどが日本で住み続けたいということなんですね。親の気持ちはまた別ですけれども、そういった人たちがどんどん大きくなっていくということで、磐田市に1万人近くいますけれども、そういった人たちに対してやはりきちんとしたサービスを提供することが、例えば予防接種みたいなことはその子たちのためになるし、我々住民のためになるというようなこともありますので、きちんと数を把握するということが行政としての前提じゃないのかと思います。そういった意味では、住民基本台帳のようなものを、今から検討をして連携してやっていくというようなことを言っておられますけれども、私も役人のOBですけれども、何となく信用できないというか、もっともっとやってもらわないとこれは困るんじゃないかなあと思います。ぜひこれは我々が、実際に住民の一部である外国人にいろいろなサービスを提供しているという市町村の悲鳴に似た声だと思ってやってもらえればありがたいなと思います。そういう意味では、住民基本台帳のような転出・入をきっとさせたものを、まずは全国一律的にひとつ整備をするという方向でもっていろいろと検討して急いでもらいたいと思います。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございます。

時間の関係で、ちょっと数名の方に質問を出していただいてと思うんですが、次に飯田市の牧野市長にお願いしてよろしいですか。

■ 飯田市長（牧野 光朗 氏）

外国人集住都市会議、きょうは午後から参加していますが、先ほど国の3省庁の皆さん方からお話を聞いていて、率直に感じたことをちょっとここでお話ししたいと思うんですが、今の外国人集住都市会議が扱っている政策課題というものをどのように解決していくかというときの国の地方自治体に対する支援のあり方というのはどんなものなんだろうかということを考えたときに、非常に今、例えて言うならということですが、医者がどういう処方せんを書いてくれるのかなというような感じかなと思っております。つまり、病気にからぬように予防をした方がいいよと、今のあなたの状態は。だから、こういった状況で、例えば早く寝て、朝御飯を食べてという、そういった予防をした方がいいよという状況なのか、それともここに漢方薬を処方してあげるから体力をつけなさいと、体力をつければ今のかかっている病気は治るからという状況なのか、とてもそんな状況じゃないと、集中的に治療しないとこれから大変なことになってしまいますよという状況なのかという、まさにそこの処方せんの書き方ではないかな



首長と関係省庁との討論会

あという気がするわけであります。特に私どもは、こちらに並んでおります自治体の気持ちとしては、各省庁が協力して交付税措置なり補助金なりの集中治療というものをしてほしいと思っているんではないかなあと、今そういったところまでもう来ているんじゃないかなあというような気がしておるところであります。ぜひとも全国一律の、確かに予防的な部分というのも非常に重要だと思うわけでありますが、やはり集中治療が必要なところにはそういった措置をしていくんだという立場を明らかにしていっていただきたいと思ったところです。

この台帳の問題というのは、そういう意味ではどちらかというと予防的な部分じゃないかと思うわけでありますが、非常に全国的にやっていかなきやいけないことだと私も思うところであります。全国一律の外国人の住民台帳フォーマットを作成して、さらに全国ネットワークでこれを照合できるようにし、日本人と外国人の混合世帯などの問題についても解決していくことが望まれると私は思うところでございます。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは次に、湖南市の谷畠市長にお願いしてよろしいでしょうか。

湖南市長（谷畠 英吾 氏）

琵琶湖の南の湖南市でございます。午前中は浜名湖の西の湖西市長さんに懇切丁寧なるご紹介をいただきまして、ありがとうございました。

湖南市も滋賀県内で最も外国人比率が高いのですが、実は市内に九つ小学校がございます。そのうちの水戸小学校というところが、子どもの7人に1人が外国人であります。その管内の水戸保育園というところは、3割の幼児が外国人であり、ローマ字で通知を出さないともたないというような状況になっています。どうしても東京で物を考えていると、そういう現場の非常に大変なところを十分に理解していただいているのかなと、私どもは地域において生活をしておりませんので、ひしひしと感じるわけであります。

そういった中で、例えば私の子どもも学校へ行っておりますけれども、日本人の中で仲間外れにされたりすると、外国人の子どもと親友になったりするわけであります。ところが、外国人の子どもはすぐに転校してしまって、非常に気落ちをしてしまいます。これは何を言っているかといいますと、毎日のように転校が繰り返されており、そのためどうしても外国人の子どもの把握が現場でできないというのが実態でございます。

そういった中において、昨年の不就学の調査をしていただきましたし、また今年も滋賀県としては不就学の調査をしております。そういった背景においては、やはり入国の際の親の状況の審査なり、また子どもの適応能力の把握が不十分な点も地域にはのしかかってくると思っております。本市においても、日本語初期指導教室を立ち上げましたけれども、どうしても全く日本語のわからない子どもを「ポイ」と学童保育のように学校に置いていかれる親というのは非常に多いわけであります。このことは外国籍児童の学習権ばかりか、日本人の児童の学習権も阻害しているというのが実態であります。

そういう観点で、今回、岐阜・三重・滋賀ブロックにおいては教育に関する緊急提言をさせていただいたわけありますけれども、3か年計画にもありますように、入管法の20条、21条に関する資格審査の中で、外国人の日本語能力、また子どもの就学状況の調査、そういうこともぜひとも審査項目に加えていただきまして、先ほどもお話がありましたように、対症療法にならないように的確にお願いを申し上げたいなあと思っております。以上です。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございます。

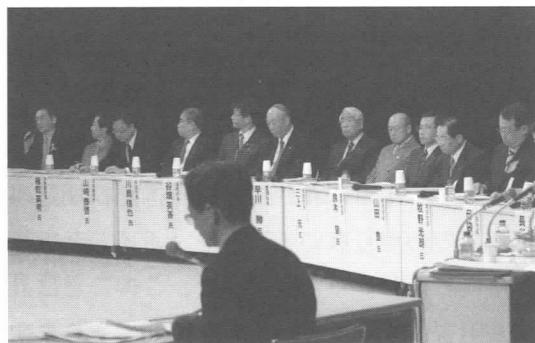
ちょっと先を急ぎますが、次は可児市の山田市長にお願いします。

可児市長（山田 豊氏）

私は、今日おいでの方にご意見を申し上げたいと存じます。

昨日、そして今日の午前の代表者の発表・報告ですべて足りたと思います。そこで問題は、2001年に浜松で発足をしましたこの集住会議が既に6年を経過しておるわけですが、国の方の取り組みというのは本当に遅れておるということです。今日のお話を聞いてみても、18年、17年ごろからというような話で、いわゆる検討に入ってきたということです。その象徴に、午前にごあいさつをいただきました河野代議士が謝罪をされて帰りました。全くそのとおりだと思うんですが、地方の実態を国の機関が知っておいでになるかということです。本当に各市町は、この外国人の受け入れと同時に、あわせてありとあらゆる面で大変な苦労をしておるわけです。財政的な面も大きな負担をしておるわけで、この辺を考えてみたときに、スローモーションで取り組んでおっていただいては、とてもこれはやるせない話です。国の責任においてここまでやりますよとはっきり言える体制を早く作っていただきたい。それぞれ市町の実態は違うわけですけれども、外国人の受け入れ体制としてはそう変わっておるはずはないわけです。教育の問題、コミュニティの問題、そして今お話のような在留管理の問題と、特に教育の問題等については大変な苦労をしておる状況です。

そういう中において、関係省庁の方がしっかりと実態を掌握した上で取り組みに本腰を入れていただきたいと。私はちょっと、国対市町になっておるわけですが、ご承知のように、13の集住都市会議であったのが23になったわけですから、このくらい真剣に取り組んでおる集住会議の考え方をしっかりと受けとめていただいて、それにはやっぱり実態を十分掌握していただく。その後に、県の段階においては、まだまだお話がありましたようにこれからという状況であります。県は県の段階でやっていただければ結構ですが、この会議に出ておるメンバー、23市町はもう待ったなしです。そのぐらい実態的に取り組んで進んでおるわけですので、そういうところを十分ご認識をいただけるように、とにかくスピードを上げて方向づけを出していただきた





首長と関係省庁との討論会

いと、このようにお願いをしておきます。

コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

もう1人だけお願いをしてから、まとめてそれぞれ省庁にお答えいただこうと思うんですが、長浜市の川島市長さんにお願いいたします。

長浜市長（川島 信也 氏）

長浜市長の川島ですが、長浜は今年から入ったわけでして、今日私も初めてこの会議に出たんですが、私の方でこの在留管理制度の問題ですが、これは大変逆説的である意味では失礼なんですが、国がよくここまで頑張って勉強しておるなというように実はびっくりしたと。しかし、先ほどからも各市長さんがおっしゃっているように、なお一層國の方も頑張っていただきて、そして継続的に在留外人が把握できるようにしてやっていただきたいというように考えております。

それともう一つ、今日の話を聞いておりまして感じたんですが、少なくとも集住都市会議のメンバーは、外国人が住んでもらうことに対するアレルギーを何も感じていないなあということが言えるんではないかなと思うんです。先進国で移民政策というものをはっきり正面に掲げてやつていなくて、歴史的に孤立している社会では、移民政策というようなことを言い出したらハチの巣をつづいたようになるんではないかなあというよりもしない幻影に恐れていて、その問題に取り組んでいないと。私は、少なくとも集住会議の皆さん方は、これから少子・高齢化を迎えるわけですし、先ほどから議論もありますように、単純労働の人たちもちろん受け入れて、そして専門家の人たちも受け入れると。最近の新聞を読んでおりますと、長浜は足りているんですが、産婦人科医が不足しているということがあります。これなども、外国で免許を取ったお医者さんが日本で診断することができないという大変閉鎖的な日本の社会があって、むしろああいうことがチャンスなんだから、国はこの際、そういう問題が提供できないんだろうかと。あるいは、EPAの問題などもやっておりますが、これもなかなか遅々として進まないと。今はグローバルな競争が本当に行われているわけなんで、EPAなどもどんどんやっていったらいいと。農業問題はまた別として考えるべきで、私もあした農業問題で東京へ陳情に行きますが、そのときにもはっきり話をしようと思っておりますが、そういうものも取り組んだらいいと思います。

総じて今日の会議を聞いておりますと、地方都市の方が進んでいると。地方都市の方が現状の日本が大変変革しつつある時代を正確に認識して、そしてそれをどうやろうかという努力をしているというように私は感じました。長浜市においても、自治会の8割が外国人が住んでおられるというようなところもございますが、私もいろいろ支援者の皆さん方に、外国人の問題で何かトラブルがないかということを時々聞くんですが、それはごみ問題だけぐらいです。これは見方によりますと、日本の社会で外国人を十分受け入れてきて、ごみの分別がなかなかうまくいかないという程度で、いわば微々たる問題しか残っていないと言うことができるわけな

んで、もう少しこういう状況を把握して、国も世界の変化に対応して負けぬように頑張っていただきたいと思う次第でございます。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは、今からお答えいただくんですけれども、ちょっと整理が必要かと思います。

まず、各省共通点としてお願いしたいのは、検討のスピードが遅過ぎるのではないかとか、現状についてよく知っておられないのではないか、地方都市の方が現状を変えなきゃいけないということを認識していて、むしろ大都市とか中央省庁とかいう方は、あまりそれは理解していないのではないか、その点についてまずお答えいただいた上で、総務省の方にはぜひお願いたいのは、先ほど来、国の責任で多文化共生施策の推進について何をやるのか、国の責任ではどこまでやるのかのような点について。それから、法務省についてはお願いをしたいんですけど、先ほど入管法の20条、21条、在留資格の期間延長とか変更の問題ですが、そのときにいろいろ審査項目に加えていくものがあるんじゃないかなというご指摘もあったんですけど、その点について特にお願いしまして、文部科学省さん、もし何かあればあわせてお願ひします。

まずそれでは、総務省からお願ひしていいですか。

■ 総務省自治行政局国際室長（稻岡 氏）



いろいろ実態についてよく知らないと、あるいはスピードが遅いのではないかというお話がございました。私どもとしては、前者のお話については真摯に受けとめまして、よくよくいろんな集住都市会議の皆様、あるいは県も通じてお話を伺っているところで、引き続きそのように努めたいということです。

それからスピードのお話ですけれども、今基本的に私どもが関係している問題としては、外国人登録制度の見直しということです。これは21年の通常国会までに関係法案の提出ということで、現行の外国人登録制度、住民基本台帳制度も参考として適法な在留外国人制度へと改編するということが閣議決定されておりますので、このところに向けてきちんと調整等を図っていく必要があると考えておるところです。

それから、最後に井口先生から国の責任というお話がありましたけれども、非常に大きな話で、ちょっと私の方からはお答えできるかわかりませんが、2006年3月の研究会の報告などでは、多文化共生というのは必要で、今取り組んでいる地方団体の取り組みをベースに施策体系を整備するとこんなことになりますと。最後に推進体制というのがどうあるかということで、先ほども少しお話をしたのですが、地方自治体、あるいは市町村と都道府県の役割分担、あるいは地方団体内部での連携という話のほかに国の役割の明確化という問題がありまして、そこでは外国人受け入れにかかる基本的考え方の提示でありますとか、日本及び日本社会に関する



首長と関係省庁との討論会

る学習機会の提供、それから外国人住民の所在情報を迅速・的確に把握する視点を構築していく、こういったことが上げられているところです。その一番最後の話が、今問題になっている台帳制度の話であろうかと思いますけれども、国、それぞれ所管に応じてきちんとお話を伺いながら対応していくということではないかと思います。

我々総務省の役割としては、総務省所管制度については多文化共生の問題について対応することはもちろんですけれども、先ほどもお話を申し上げましたが、各地方団体の取り組みというものを収集してご紹介をしていくというのがまず基本的な役割なのではないかと思います。

それから、市長さん方から財政措置のお話が少しございまして、これにつきましては、現在も外国人の人口が急増した地域につきましては、特定の財政事情があるということで特別交付税により所要の措置を講じておるところです。必要な財源については、引き続き適切な措置を講じるよう努めてまいりたいと考えております。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは、法務省お願ひいたします。

法務省入国管理局登録管理官（高岡 氏）

前半のご指摘のポイントにつきましては、今、稻岡室長の方からの話にあったとおりです。「集住都市」という言葉の意味がそのままあらわしておりますとおり、日本の中でも外国人の住民の皆さんのが集まって住んでいるということですので、いろんな問題も含めて先進的な部分がかなりあると思いますので、この集住都市の皆様方のご経験を学んでいくということは非常に重要だと思います。外国人登録制度の方から言えば、これは前身である外国人登録令というのが昭和22年にできたと。それで、これが外国人登録法になったのは昭和27年ということで、55年ぶりの大改正ということになりますから、つぶさに集住都市のご経験について学びたいと思っておりまして、そういうことで、先ほど来ご紹介しています法務省の専門部会の中間報告ですけれども、これは法務省のホームページにも載っているんですが、浜松市さん、それから美濃加茂市さん、あと大泉町さんからもご出席いただきまして、3ページにわたってこういう問題がある、こういう点を解決しなきゃならないということでお話をいただいたものをまとめてありますので、また井口先生の関与されております規制改革会議におかれましても、集住都市代表ということで、渡辺市長にご参加いただいたということですので、こういう仕組みというか、枠組みというか、仕掛けというか、そういうところにつきましては、集住都市さんにいろいろ教えていただき、また情報交換の枠組みもしっかりしたものができると思っております。

それと、日本語能力の問題とか、子弟の就学状況の問題ということですけれども、これにつきましては、先ほど来引用されております「規制改革推進のための3か年計画」、ご紹介になりましたように、今年6月に閣議決定されていますので、各省を縛るものでありますけれども、この閣議決定におきまして在留資格の変更、在留期間の更新の許可について、この内容をガイドラ

イン化していくことが求められておりまして、このガイドライン化が平成19年度ですから来年の3月までに措置するという必要があります。ということで、その際に考慮する事項としましては、ご指摘がありました家族が同時に滞在している場合には子弟の就学状況を考慮すると。また、在留資格の特性に応じ日本語能力等を考慮すると。それ以外に、ちなみにですけれども国税の納付状況、それから地方税の納付状況、あと社会保険の加入状況、あと雇用労働条件、こういうもろもろの重要な事項について考慮するということ。これにつきましてただいま法務省におきまして作業をしているという状況であります。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

文部科学省は特によろしいですか。あとでまたじゃあご発言いただくということで。

今、在留管理に関連で、台帳制度の問題について集中的に質問していただいて、それからお答えいただいたんですが、これはコミュニティのあり方に非常にかかわってきておりまして、ただ残念ながら、お答えをよく伺っていますと、具体的にどういうふうに両省庁が協力されて、どういう制度ができるかということについては、あまり明確なお答えをいただけなかったように思いますので、もし後でまたお時間がありましたら、その点について追加でお話しいただけると非常にありがたいと思います。ちょっと時間の関係もございまして、先に行きたいと思います。

実は教育関係の方のいろいろな問題がたくさんあるんですけども、その前に、外国語で自治体の行政をいろいろ対応していかなければならないといったことで、非常に自治体の窓口で困っている点もございますし、一般の成人の外国人の方々が、日本についての知識をどれだけ持つて来られているのか、これはどうしたらしいのかといったような観点からのご質問をお願いしようと思います。

それでは、大泉町の長谷川町長にお願いいたします。

大泉町長（長谷川 洋 氏）

大泉町の長谷川でございます。

3人のそれぞれの省の方々のお話を聞きながら、ほとんど進んでいないという印象を改めて感じました。

総務省の稻岡さんから、財政措置で各自治体には特別交付税で支援しているというお話がありました。大泉町は31年間、普通交付税をもらっておりません。もらえるのは特別交付税だけです。ですから、外国人が16.03%という大泉町は、その特別交付税が措置された対象の自治体であるはずです。しかし平成17年度に比べて平成18年度の交付税は2,000万円減っています。これが実態です。稻岡さん、帰ったら調べてみてください。そういうことを具体的に、ちゃんと把握して、外国人居住都市会議の提言がどういうことなのか、やはり意味をよくわかって内容検討をしていただきたいと強く望むところであります。

私どもは今年の8月に教職員のアンケートをとりました。その中で一番多かったのが、外



首長と関係省庁との討論会

人の保護者に問題がある、保護者に指導してほしいという意見が圧倒的に多かった。ということは、たびたびお話の中にも出ていますけれども、やはり入ってくる親の意識が、永住するか、帰国をするかというはざまで揺れ続けている。その揺れ続けている親の気持ちを子どもはしっかりと受けとめますから、日本語を勉強していいのか、ポルトガル語を勉強すればいいのかさえあやふやになってしまいます。そういう意味で、やはり入国時点で、「私たちは日本の国にちゃんと住むのだ」、そして「生活をする以上は日本語を覚える」ということと、子どもの教育の重要性に対する保護者への意識づけを国においてやってほしいと思います。それは自治体ではできないことなのです。ぜひ、これは国でやってほしい、またやるべき話だと思います。そのためにも、やはり在留管理ということも含めて、しっかりととした台帳をつくるべくスピード感を持ってやっていただきたいと強く望みます。以上です。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

ちょっと関連のご質問があろうかと思いますので、美濃加茂市の渡辺市長にお願いいたします。

美濃加茂市長（渡辺 氏）

私ども、昨日から今日にかけまして、16%の大泉町さんに秩序ある多文化共生ということを、今のお話もそうですけれども、勉強させていただいているわけです。

そんな中で、今日は皆さんも入り口のところで見られたと思います。各都市がたくさんの多言語による資料、市民の皆さんにお届けする資料をたくさん、それぞれがつくってあります。この中には、もちろん各都市ごとに独自で対応しなきゃいけないものもありますけれども、例えばポリオの案内とか、注射の案内とかを初め、国が当然多言語化してお届けするべき内容のものもたくさんあるんではないかと思います。これらは正確を期さなければいけないということもありますし、こういうものは國の方でも積極的に対応されるべきではないかと思っておりますけれども、そういうことの対応についてはどのようにお考えになっているのかということをぜひお聞きしたいと思いますけど、よろしくお願ひいたします。

コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

今、実はこの二つの質問をちょっと分けましたのは、この後、外国人の子どもたちについての日本語や義務教育などの問題について集中的に議論したいということで、どちらかというと成人の方、あるいは外国人の大人の方が日本に来たときにはどう対応できるかというところをちょっとまとめたんですけども、時間の関係がございますので、このまま後で全部まとめてお答えいただくことにいたしまして、今から教育関係の質問に入らせていただきたいと思います。

教育関係について非常に关心が多いので、たくさん質問が出てくるかと思うんですけども、まず豊橋市の早川市長にお願いをいたします。

■ 豊橋市長（早川 勝 氏）

豊橋では義務教育年齢の外国籍の登録者が約1,850人おります。ほとんどが、豊橋は小・中合わせて74校ありますけれども、その小・中学校、そしてまたブラジル人学校もございまして、そこへ通っているわけですけれども、登録者不明が10%以上、恐らくこれは不就学であるという実情にあります。

先ほども保護者が日本に住み続けるか、あるいはまたブラジルへ戻られるかという迷いの中でという話が出ましたが、実はことしの2月に、日系ブラジル人でブラジルの最高裁判事についた方に豊橋へおいでいただきて話を聞かせてもらいました。その人たちの認識は、ちょうど来年、ブラジル移民100周年なんですけれども、日本人はブラジルへ移民したときに、まさに出稼ぎで、彼らは帰りたいと思って行ったんだと。ところが、結果的には半分は永住したんだよということをお話しされました。ということを考えますと、恐らく今日本に来ているブラジル日系人の人たちの半分は日本に定住、永住していくんではないかという見通しの話をされました。そういうことを考えますと、半分は帰るにしても、半分は日本人と一緒に社会で生活し、結婚して仕事するわけですから、やっぱり教育というものを義務教育化した方がいいだろうなと思います。

それと、きょうは外務省が見えないものですから、来年ブラジルへ日本人が移民して100周年で、たしか6月には皇太子殿下が日系ブラジル社会の式典フェスティバルに出られるということが発表されまして、政府の方も同行されると思うんですが、そのときに今日本に来ているブラジルの人、仕事、社会、教育等で胸を張って報告をしてほしいなあと思うんですね。そういう準備がされているのかということを実は危惧いたします。そういった中で、現に豊橋もそうですけれども、小学校、中学校、高等学校、そして大学を出たという子どもたちがいるわけですね。ということを考えると、ぜひ義務教育化というのを、義務教育を受けられるようなそういう体制、法的なものを含めてお考えを早急にまとめていただきたいということあります。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

関連のご質問があろうかと思うので、長浜市の川島市長にお願いしたいと思います。

■ 長浜市長（川島 氏）

教育問題は私も全く皆さんと同じでして、実は長浜市の市役所に、六、七人通訳の人にいてもらっておりまして、その人たちとしゃべったことがあるんですが、教育問題に話が移ったら、そのうちの一人の人が泣いて訴えられたのが鮮明に記憶に残っているんですが、やはり義務教育化ということは絶対にやっていくべきだというように考えておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。



首長と関係省庁との討論会

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

実はいろんな市から教育関係で発言したいという事前にご希望いただいておりまして、ちょっと全員ではないんですけども、お願いしようかと思います。

可児市の山田市長にお願いしたいと思います。

可児市長（山田 氏）

最初に日本へすっと入っておいでになっても、なかなかなじまれん、言葉がまず第一に大きな壁であります。そういうことから、教育ということに対して、幼児から始まって小学校まで、まずはしっかり日常のあいさつ、そして多少のおつき合いの話ができる、そういう子どもとしての日本語を覚えていただくということで、言うならば可児市においてはプレスクールというのを設けてやっておるわけですが、そこへ入らなきゃどうしても学校へ行けないと、学校へ行っても何ともならないということです。特に、小学校だけで置ければいいんですが、中学の生徒の方でも、まずはそこへ入って、レベルとしては中学校でなければならないかんわけですけれども、小学校程度だということになると、一生懸命教えてなるべくそのレベルに合うように努力しておるわけですが、こういったことに対しましても施設が狭くなる、何とか増築するとか、また自動車も増やさなきゃならんということになってまいりますと、財政的な負担がどんどん増えてくるというのが実態です。これはやむを得ないと思いますが、片やこれはそこだけで済まん、今度学校側においても先生方の対応というのは本当に大変な状況で、現場の実情を見ると、これは大変だなあと。学校によっては、外国人のおらない学校もあるわけですので、そういうところへ本当に変わった方が楽だなあという気がするほど苦労されております。外にもたむろし、中にもそういう人がおるということで、いかに学校の現場というのが苦労しておるかということを痛切に感じておりますので、これはしっかり方向づけをしていただくには、加配といいますか、それなりの財政支援をして対応していただけるような方向にお願いしたいと思っております。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

ちょっと時間の関係がございますが、文部科学省さんからお答えいただく前に、もうお2人だけ関連のものをお願いします。

磐田市の鈴木市長にお願いします。

磐田市長（鈴木 氏）

教育の必要性についていろいろ言われましたが、ちょっと観点を変えて私は言わせてもらいたいと思います。

基本的に定住化の傾向は避けられないし、もう既にその兆候が出ていると、これはしっかり



認識しなきゃいけないなと思うんですが、その場合に一番の問題は子弟の教育だと思います。現状では、日本の教育も満足に受けていない、母国や、ブラジルが多いわけですけれども、ブラジルの教育ももちろん十分に受けていないという子どもがどんどん大きくなってくる可能性が非常に強い。これは大きい目で見たら社会の不安定要因になるわけですし、逆にポルトガル語もしゃべるし、日本語の素養もあるし、日本の文化も知っているし、ブラジルの教育もきちんと受けているというような子どもが育てられれば、これは日本にとってものすごいプラスじゃないのかなと。日本にとって大きなプラスになる機会を私どもは失ってはいけないと思います。そういう意味で、ブラジル国籍を持っておりますから、ブラジルの子どもが日本でブラジルの教育を受けたいと、具体的には外国人学校ですけれども、磐田市にも4校ほどありますけれども、そういったものに支援した方が地域のためにも、ひいては日本のためにもプラスになるんじゃないのかなあと思っております、不就学をなくすという意味では。そういうことで、そこら辺をきちんとした教育基本法に根拠を設けて支援をするというような仕組みを、もちろん外国の子どもであるといういろんな制約要因はあるかもしれません、すべきではないのかなあと思います。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

もうお一方お願いしようかと思ったんですけども、かなりきつくなつてしまいりましたのでちょっとご勘弁いただきまして、それでは文部科学省からお答えをまずいただけますでしょうか。非常に多様なご質問をいただいておりますので、例の義務教育、あるいは就学義務、親に対してもうちょっとしっかり就学義務をかけないのか。子どもたちに機会を開くということはいろいろおっしゃっていたんですけども、先ほどのお話でも、親に対する就学義務をかけるという問題についてはあえて言及されておられなかったように思いますし、あるいはこれとの関係で当然、外国人学校に通っている方々の問題も出てまいりますので、そういう学校取り扱いをどうやって、一定以上のところをもう少し認知していくというようなことができないのか、それは特に法律上の問題なんですけれども、といったことも含めましてちょっとお答えいただけますでしょうか。

文部科学省初等中等教育局国際教育課長（大森 氏）

いろいろな問題を提起していただきました。まず最初に飯田市の牧野市長の方から、国の自治体に対する支援ということで、国を医者に例えられてご意見がありました。外国人問題についてはいろんな切り口があると思いますけれども、教育に関して言いますと、教育というのは教室で起こっていることですので、国としては教室で起こっていることをどうやって円滑に進



首長と関係省庁との討論会

めていくのかということを考える立場にあるんだろうと思います。そういう意味で、教育に関して言えば、医者は病気のことをすべて知っていて患者は何も知らない、だから医者に助けを求めているという図式ではなくて、国と市町村が一緒になってやっていく話ではないかと思っています。

義務教育についてですけれども、先ほど、ご説明いたしましたとおり、就学義務というのは子どもにかかっているわけではなくて、親に対して子どもをきちんと就学させよという義務であります。これはご承知のとおり憲法にも書いてありますし、教育基本法をはじめとする教育関連法令にもありますけれども、いずれも主語は国民となっておりまして、この国民とは、一般的解釈では日本国籍を有する人ということになっています。従って、この就学義務というのは国民に対して課せられている義務だと解釈をしております。

さはさりながら、日本が結んでおります国際約束、例えば国連人権規約A規約の中では、単に国民ということではなくて、日本なら日本に住む人々に義務教育、小・中義務教育を受ける権利があると言っておりまし、また子どもの権利条約でも同様だと思いますけれども、我が国はそういった国際約束を締結しているので、そういった国際的義務を果たすというためにも、さっき申しましたように、外国人の子どもに対しても日本人の子どもと同様の就学機会を与えるということで我々も努力をしておりますし、現場の方でも努力をされていると理解をしております。

それから、ブラジル人学校の件について鈴木磐田市長の方からご提起がありましたけれども、日本国内にはブラジル人学校が、今、我々が把握している限り83ございます。私塾の形のものもありますので、考え方の問題で正確に83であるかどうかという点については必ずしも判然としませんが、これは学校教育法上のいわゆる一条校ではなく、各種学校の扱いになっています。憲法において、『公の財産は公の支配に属しない教育に対して支出をしてはならない』という条文がございます。そういう意味で、およそこういったブラジル人学校に対しては、国の方からは財政的な支援は行なっていないわけです。さはさりながら、こういった学校については、これは地方の方でやっているらっしゃると思うんですけども、既に使われなくなった校舎とか教室とかを提供されてたり、あるいは体育館とか運動場とか、そういう施設について、便宜を図っていらっしゃるという実態があると承知しております。また、ブラジルのケースで申しますと、この83のうち49の学校についてはブラジル政府がブラジルにおけるのと同様の教育が行われていると認可を与えており、そのうち中等教育段階を有する33校については、日本の大学受験資格が与えられているということで、こういった学校を卒業した子どもたちであっても、日本の正規の学習機会を与えられているという措置をとっています。

今、ほんの一例でございますけれども、こういった工夫をしながら、こういったブラジル人学校、あるいは外国人学校についてもできる限りのことをしていきたいと考えております。

それから加配の件ですけれども、これも最初にご説明いたしましたように、外国の子どもたちを受け入れるために必要な加配があった場合には、給与の3分の1についてそれを支援するという施策をとっているのは申し上げたところでございます。以上です。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

しかし、この就学義務の問題というのは、今のお答えだけでは、恐らく各首長の方々は納得されていないんではないかと。それは現行法令上できないということと、政策論としてこうあるべきだということはいつも違うわけですね。省庁の方々は、現行法令上できないからできないというふうにおっしゃいますけれども、それは外国人集住都市の各都市の議論とちょっと違っておりますし、であれば法令上どういう工夫をしたらそういう目的が達成できるのかという観点から、できればご議論いただきたいと思います。

ちょっと時間の関係もございますので、最後にもう一回ご発言いただくときに、その点についてもまたお願いすることにいたしまして、それでは次に、企業と自治体への国の支援、あるいは企業と自治体との関係といった問題についてちょっと議論を、最後にその項目ですけれども、していきたいと思います。

飯田市長の牧野市長にお願いしたいと思います。

■ 飯田市長（牧野 氏）

さっきの医者の処方せんの議論、あまりこだわるつもりはなかったんですけど、患者が自分たちの症状はこうだということを言うことに対して、まさに医者と患者が一緒になって治療していきましょうという立場であると私は思っております。ですから、重い症状であるということを訴えているのに対して、漢方薬を出すからあんたは体力をつけて自分で治しなさいという状況なのかどうかということをしっかりと見きわめていくことが必要ではないかということを私自身は言いたかったということでご理解をいただきたいと思うわけであります。先ほども大泉町長さんも言ったように、もうある程度の外国人比率を持った自治体というのは、のっぴきならない状況になっているというところに対しまして、本当にそういった集中治療が必要なんじゃないかというのが私はこの外国人集住都市会議のメンバーの気持ちではないか、思いではないかと思っております。

先ほどの企業と自治体の国の支援ということで、私どもの方から出させていただいておりますのは、企業の中におきまして就労者が日本語教育を受けることのできる体制づくりというものを推進していくべきじゃないかと思っております。自治体と企業が外国人社員に対し、日本語教育に取り組めるようにこれを推進するということは、どうしてもこれからは必要になってくると。日本語教育のことは先ほど他の首長からも出ておりますように、やはりどうしても必要なことだと思うからであります。以上であります。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは関連で、豊橋市の早川市長、お願いします。



首長と関係省庁との討論会

豊橋市長（早川 氏）

豊橋に日系ブラジル人協会ができて3年たちます。会長は日本にありますブラジルの企業の重役の方ですが、協会ですから会員を募集して企業も参加を求めているわけですけれども、なかなか企業の人は会員として会費等を負担するという傾向は薄いですね、それが実情の一つです。いま一つは、どこでもそうでしょうけれども、豊橋にも国際交流協会を持っておりまして、市が資金の大部分を賄っているわけですが、そこで日本語のボランティアの皆さんによる日本語教育をやっています。そこを見ていますと非常によくわかるんですけども、豊橋の場合はブラジル人が多いですから、ブラジルの方が、特に仕事を終えられた、あるいは休み、土・日は本当に人があふれるぐらいみえているんですが、最近はインドネシアの人が日本語を学びに来ます。それから、企業が中国の方を研修生として受け入れるわけですけれども、その人たちも国際交流の日本語教室に来ます。しかし、豊橋の場合はボランティアの方も無料、そしてそれを受けける方も無料ということで、文字どおり無料で行っています。そういうことを考えますと、そしてまた先ほどの学校教育の話も子どもは抱えているわけですが、もう少し企業は、税金を負担しているからいいんだというのを強調されるんですけれども、そういうことじゃなくて、もっと直接に企業は社会的に責任を負っていいんじゃないかと、そんなことを痛感します。企業内で日本語教育ができなかったら、私たちがやっている交流協会に、あるいはブラジル協会に積極的な支援をするんだという、そういう企業の方も意識改革を私はほしいと、または国の方もそういう考え方でもって企業に接してほしいということあります。

コーディネーター（井口 氏）

どうもありがとうございました。

それでは、この壇上での討論、一応ここでいったん締めたいんですけども、3省庁の方にお1人一、二分で、まずこの段階での中締め的なご発言をお願いします。この後はフロアの方からのご質問をご紹介いたします。

それで、先ほど来ご質問にございましたんですが、例えば大泉の長谷川町長からも、日本に来た外国人の方々に一定程度の知識、特に日本語の講習といったものを受けたもらうというようなことがやはり重要ではないかというご指摘もありましたし、今の飯田市の牧野市長のケースもそうですが、企業の中でもう少し日本語教育を推進するといったような側面もいろいろ議論としてはあり得るわけでございます。ですから、これは文部科学省の問題なのか、あるいは外国人政策というもっと広い立場から言えば法務省、あるいは地域の問題として考えたら総務省も全く関係ないとは言い切れないで、今まであまり議論されていないかもしれないんですけども、成人の方々が日本に来られた際に日本語能力をどうやって上げていったらしいのか、それと入国管理の仕組みとの関係をどうするのか。先ほど来、入管法の20条、21条の議論はあったのですが、これは既に規制改革3か年計画に書いてあることのご紹介だけだったので、もうちょっとそこら辺も踏み込んでご発言いただけないかと思います。

以上のことも含めまして、お1人一、二分程度でお願いしたいと思います。

まず、文部科学省の方からお願ひします。

文部科学省初等中等教育局国際教育課長（大森 氏）

文部科学省が学齢時期にある以降の、いわゆる成人の方々に対してどういう日本語を学ぶ機会を設けているかということについて簡単にご説明します。

一つは、「地域の日本語教育支援事業」というのをやっておりしまして、ボランティアの人材育成だとか、日本語教育教材の作成だとかの支援をしております。それから本年度から「生活者としての外国人のための日本語教育事業」というのを始めておりまして、日系人を活用した日本語教室の設置とか、日本語をわかっている外国人を対象とした日本語指導者の養成、つまり日本語をわかっていらっしゃる外国人に先生になってもらうための養成事業ですけれども、そういう事業を実施しております。今後ともこういった事業を進めていきたいと考えております。

コーディネーター（井口 氏）

先ほどの義務教育の件については、特に何か追加のご発言はございませんか。

文部科学省初等中等教育局国際教育課長（大森 氏）

我々としては、どうしても公務員というのは法律に従って行政をやると。法律でやってはいけない、書いていないことをやるというのは我々の本旨に外れるものですから、どうしてもかたいことを言ってしまうわけですけれども、さはさりながら、学ぶ人の権利はとにかく確保するんだと、権利だけは絶対に確保するんだということで申し上げたような施策をとっておるわけでして、かつお金がないから学校に行けないだとかいう誤解をしている方には、それを解くべく努力をしているということで、そういう形で上昇していくことを考えております。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございます。

それでは、次は法務省。

法務省入国管理局登録管理官（高岡 氏）

先ほど、日本語の問題について、規制改革の3か年計画の方で既に決まっていることについてのご紹介をしましたが、さらに踏み込めないかという話ですけれども、そういうことですと私どもは私見を申し上げるということにならざるを得ないわけですが、今、大森課長からもお話をありましたけれども、この問題は国の立場、市町村の立場、あと外国人本人の立場、それぞれ総合的に考えてよく検討しなきゃならない問題だと思っております。法務省は外国人政策全般を担当しているわけではなくて、在留管理を担当しているわけですが、在留管理のスコープから申し上げますと、日本語能力等を在留資格の特性に応じということですけれども、在留審査の際にこれを条件にするかという観点からの検討になりますが、外国人本人の立場になっ



首長と関係省庁との討論会

て考えた場合に、今、大森課長の言われたような学ぶ権利とか、または日本語を学ぶことができる環境とか、そういうものが用意されているかどうかということと、日本語を学ぶことを義務化していくということと、あと日本語を学ぶことをある程度義務化していくって、それに反した場合に、最後のとりでとして法務省の在留審査にどうするか、考慮するかと、こういう順番になってくると思いますので、義務化されていないもの、または集住都市も含めて、法律で日本全国に適用されますので、いろんなところに外国人が住んでいると思いますが、日本語を学ぶ環境というのが彼らに保障されているかとか、そういうことも考えないといけないのだと思います。それで、やはり法務省の在留審査は最後の伝家の宝刀的なものなので、極端な場合は在留資格の取り消しとか、または国外への退去強制とか、こういう問題でそこまで行くということはなかなかないと思いますけれども、そういうある程度厳しい措置をとるのであれば、そもそもそれが義務化されているか、その前に外国人に対して日本語を学ぶ環境が保障されているか、またむしろ日本語を学びたいんだという場合に、彼らの権利が保障されているかという両方を考えないとなかなかこの問題は難しいんじゃないかと考えております。あえて私見を述べさせていただきました。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

総務省の立場から、今までの教育をめぐる議論、地域での議論についてぜひご発言いただけるとありがたいと思います。先ほどありました台帳制度に関しての追加のご発言でも結構ですので、よろしくお願いします。

総務省自治行政局国際室長（稻岡 氏）

外国人の方への日本語、あるいは日本の社会に関する学習機会の提供というのは非常に重要な話であると見ております。ただ、こここのところはいろんな考え方があるんでしょうけど、基本的には本来は国の責任において何らか考えていくべきではないかというところを、そういった対応がなくて、多くが入国後地方団体、特に市町村に一方的にゆだねられてきたというのが実態で、そういったところについてのいろんなご不満といいますか、問題提起と受けとめておるところでございます。ですから、そういったことについての学習機会の提供の責任がだれにあるのかとか、そういったものは一体だれが経費負担するのかというのは、よくよく本当は検討をしなければならない課題なんだろうとは思いますけれども、そんなことも言っていられないで、現場は苦労しているんだということに尽きるのではないかと思いますが、先ほど文科省の方から補助メニューというようなお話をございましたので、国においてもそういう取り組みが進んでいるということで、そういったものを活用して対応いただくことなのかなと思います。以上でございます。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

聴衆の皆様にはいろいろ欲求不満がたまっているかと思います。たくさん今ご質問いただきましたので、最後の時間に、これを簡単にご紹介して、文部科学省、法務省、総務省、それについてここの中から選びまして、それぞれについてお答えいただいてこの討論会を締めていきたいと思います。

まず、文部科学省の関係では29の質問をいただいておりまして、とてもこれを全部ご紹介できないんですけれども、もちろん義務教育の問題もございますし、日本語の教師をどう育成するかといった問題や、それから外国人児童生徒の受け入れ体制についての具体的なご提案などもございます。

その中で幾つか共通しているものがございまして、それはどういうことかといいますと、外国籍の子どもたちが非常に学校をよく変わっている、親と一緒に動いているために住所も変わるし、学校もころころ変わっている。ところが、学籍簿がなかったり、あるいは健康診断の状況がよくわからなかったり、そういう外国人学校から例えば公立の学校に転入してきたり、あるいは逆のケースがあったりいたします。こういった場合に、今後どう対応していくのかというご質問や、それから同じく外国人の児童の支援なんですけれども、やはり何とか高校を出でもらうという観点から入試制度の工夫であるとか、場合によっては奨学金を作つてはどうか、あるいは進路の指導をしてはどうかとか、そういったようなご質問も来ておりますので、その件について後でお答えいただきたいと思います。基本的には外国人の児童をどう支援するかという観点から、もっといろいろやることがあるんではないかというご指摘です。

それから、総務省には九つご質問がございまして、非常に多文化共生についての基本的な姿勢を問うているご質問が幾つかあったり、それに対してどういう支援をするつもりなのかというような先ほども出てきたご質問もあるんですけども、これは繰り返しになるのかもしれないですが、台帳制度についてのご質問が多々出ております。外国人の台帳制度というのは、どこの省がどういう形で取り組まれるのでしょうか、これに関連したご質問が幾つか来ております。導入する際には、どういう形でお作りになるのかというようなことで来ております。これは総務省に来ていますが、もちろん法務省も関係がございますので、今の段階で何も言えないのかどうか、そこ辺について、もしいろいろ協力なさっているのであれば、何か協力の成果の一部でも披露していただければと。

法務省の方ですが、これもいろいろあるんですが、これは私も先日ブラジルに行ったときに同じことをいっぱい聞かれたんですけども、これはちょっと伺っておいた方がいいかと思いますのでご質問いたします。

日本で生まれた日系4世の子どもたちについて、今後不安定な状態になってしまうのではないか。この点についてどういう検討、あるいはどういう議論があるかというので幾つかいただいております。まだこれ以外にも単純労働者の受け入れについてどうかとか、非常に大きなご質問もいただいておりますが、この日系4世の問題については、ブラジル側の方がむしろ関心が高い問題ですね。ということもありまして、お答えいただければと思います。

それでは最初に文部科学省さん、お願ひします。



首長と関係省庁との討論会

文部科学省初等中等教育局国際教育課長（大森 氏）

冒頭の外国籍の子どもが頻繁に住所を変わって、そのたびに混乱が生じるというのは現場の声として承知しております。これについては何ができるのか、ちょっと今私、即座に答えられる材料を持ち合わせておりませんけれども、重要な指摘として持ち帰って検討させていただきたいと存じます。

それから、子どもたちに何とか高校を出てもらう、進路指導をすべきではないかと、これはまさしくそのとおりだと思います。教育は公共財ですので、高い教育を持った日本人が、あるいは日本に住んでいる人たちが増えるということは、それはその人のみならず、社会全体にとってもいい話でありますし、また高校を出て、将来的に大学を出て教職をとって現場に帰ってくるという子どもたちが出てくるような時代になると、今抱えている問題についても、若干ではあるけれども軽減をする結果になるんではないかと思います。

本日は美濃加茂市の林教育長ともお話をしたんですけども、最近では高校に入学する外国人の子どもたちが3割から4割に達しているという話を伺いました。また、今日のシンポジウムでも7割に達しているという市の話もありましたけれども、定住化というのが変えられない方向なのであるとすれば、子どもたちの学歴が中学から高校へ、高校から大学へと伸びていくことは全体として非常にいい話だと思いますので、これについてどのような支援ができるのかという点については、大きな課題として検討していきたいと考えております。

コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは、次は総務省の方から。

総務省自治行政局国際室長（稻岡 氏）

これは繰り返しになりますけれども、規制改革会議からも工程表という宿題もいただいておりまして、それを今週末に提出するということです。法務省と総務省が協力して取り組んでいく問題であると思っております。

それで、私としては、今の外国人登録というのがもし正確な情報であればそれほど問題はないということだと思います。ですから、今の外国人登録制度の抱える課題というのは、これは間接的にも含めて伺っておるところですし、集住都市会議の皆さん方からのご意見も伺っておるところですので、制度設計に当たっては、そういうご意見を十分踏まえながら検討する必要があるというのが基本的な考え方です。ただ一方、制度を作るとなると、全国的な制度になるものですから、制度が変わるということは仕事が増える、あるいは仕事のやり方が変わることにおそらくなるわけですので、そのあたりどう考えるのかというのもポイントではないかと思います。いずれにしても、皆様方のご意見を十分踏まえながらワークする制度をつくり上げていく必要があるという考え方です。以上です。

■ コーディネーター（井口 氏）

ありがとうございました。

それでは最後に法務省さん、お願ひします。

■ 法務省入国管理局登録管理官（高岡 氏）

今回の在留管理制度の見直しとは直接関係のない別の問題ですけれども、恐らく永住に関する問題かと思いますが、永住許可に関するガイドラインというものが平成18年に入国管理局によって公表されておりまして、素行が善良であるとか、独立の生計を営むに足りる資産または技能を有するとか、その者の在留が日本国の利益に合するという事情を考慮するということになっております。基本的に外国のどういう人に日本在留を許可するかというのは、極めて日本国の主権の行使にかかる問題でして、一概に4世の方全員許可になるかどうかということはあると思いますが、基本的に永住の許可については、今申し上げたガイドラインに沿って検討していくことがありますし、またその際に不許可になった事例についてもホームページで公表しているものですから、それを参照にしていただければと思っております。

■ コーディネーター（井口 氏）

すみません、4世の話については、今全然お話にならなかったので、永住許可のことも大事なんですけれども、4世問題についての入国管理行政としてのお考えをお願いしたいのですけれども。

■ 法務省入国管理局登録管理官（高岡 氏）

これについて用意ができていないので、また別の機会に説明したいと思います。

■ コーディネーター（井口 氏）

皆様、長時間どうもありがとうございました。

本日は少し時間が押している中で、かなり駆け足で議論をしていただきました。そういう意味では、各市長・町長の皆様にも発言を我慢していただいた側面もございまして、その点についてはおわびを申し上げたいと思います。

それから、何と言いましてもこの問題につきまして中央省庁から3人の方々に美濃加茂まで来ていただけたという、そのこと自体非常にうれしく思っておりますが、今日の議論で、最後に今後の課題として幾つか上げ、この議論を締めくくっておきたいと思います。

今までこういう外国人の方々の問題といいますと、どうしても出入国管理ということが一番やはり前面に出てまいりましたけれども、ご存じのように、先ほどの日本語の問題や、例えばお子さんがちゃんと学校に行っているかといった問題、社会保険は入っているか、いろんなことを入管法との関係でどう捉えたらいいのか、そういったことが十分に実施できていない場合に、それではじゃあそれだけで言えば在留ができなくなったり、延長ができなくなったりとい



首長と関係省庁との討論会

うようなことが議論されてしまうとするとやや問題であろうかと思います。外国人集住都市会議の方々がいろいろ議論しておりますのは、やはり日本国内でしっかり権利が守られる、それから同時にやはり必要な義務も果たしていただく、この二つの両面のことがしっかり担保されるために入国管理制度との連結というのは非常に大事だということありますので、何かそのときに要件が足りていないということだけで退去強制になるということを願っていたわけでは恐らくない。だから、何か落ち度のある点があったら、それを許可の前提としてちゃんと直してもらうということが非常にそういう人たちに対するインセンティブになるという観点から、地域でのいろんな問題と出入国管理及び難民認定法上の取り扱いというのは、やはりしっかり組み合わせていかなければいけない。それは成人の方々の日本語の問題についても、企業の協力とか資金面の問題とかいうのも今後議論があると思いますけれども、この問題もどこまで日本中で日本語を学ぶ機会を提供できるのか。こういうことになってまいりますと、当然文部科学省の取り組みと、それから法務省の取り組みがばらばらではできない。今日の議論を伺っておりますと、それぞれの省庁はそれぞれお答えいただくんですけれども、総合的な観点から政策を立案するという意味から言いますと、やはり地域の自治体、外国人集住都市のそれぞれの都市がどんどん先のことを考えているんだということをぜひ知っていただきたいと思うわけでございます。

そういう意味で、冒頭申し上げましたが、政策立案というのは中央省庁に任せておくという時代ではないと。恐らく地方からどんどん政策提案が出てくる時代でありまして、そのために自治体の人たちもいろんな意味で勉強し、政府に対していろいろ要望もしていきますけれども、今日の討論をぜひ振り返っていただきまして、今後のアクションにつなげていただきたいと思うわけでございます。ちょっと取りとめがないと思いますけれども、今後の課題という意味で整理をさせていただきました。

以上で、当初予定より約3分超過ということになりましたので、そろそろ締めたいと思います。会場からもご意見をたくさんいただきまして、まことにありがとうございました。これで関係省庁と外国人集住都市会議の市長・町長との討論会を終わりたいと思います。ご登壇いただきました皆様、まことにありがとうございました。

司 会（池上 氏）

総務省 稲岡様、法務省 高岡様、文部科学省 大森様、外国人集住都市会議首長の皆様、そして長丁場の討論会を取り仕切られた井口先生、どうもありがとうございました。いま一度拍手をお願いします。

それでは首長の皆様、机の前の方にお越しいただけますか。

この後、メッセージの読み上げになります。

写真の撮影をご希望の方がいらっしゃいましたら、どうぞステージの前の方までお越しください。

■ みのかも2007メッセージ

司会（池上氏）

それでは、最後になりましたが、座長である美濃加茂市長 渡辺直由市長から、『外国人集住都市会議 みのかも2007メッセージ』を行います。

外国人集住都市会議は「多文化共生社会をめざして～すべての人が参加する地域づくり～」をテーマに取り組んでまいりました。本日、ご参加いただいたすべての皆様と日本社会に向けてのメッセージです。

それでは渡辺市長、お願ひいたします。

美濃加茂市長（渡辺氏）

法務省の発表によると、2006年末現在における外国人登録者数は208万4,919人で、前年末に引き続き過去最高を更新し、10年前（1996年末）に比べると約1.5倍になっており、今後も増加することが見込まれます。



こうした中で「外国人集住都市会議」は、「浜松宣言」（2001年）、「豊田宣言」（2004年）、「よっかいち宣言」（2006年）などを踏まえ、2007年度及び2008年度の2年間のテーマを「多文化共生をめざして～すべての人が参加する地域づくり～」と定めました。国籍や民族などのちがいにかかわらず、地域で暮らす一人ひとりが大切な地域社会の構成員であるという視点から、23都市を群馬・静岡、長野・愛知、岐阜・三重・滋賀の3つの地域ブロックに分けて、それぞれ「地域コミュニティ」、「自治体と企業の連携」、「外国人児童生徒の教育」について協議を行っています。

本日の会議では、各ブロックの中間報告として、地域社会が抱える課題を整理し、自治体と企業による連携の重要性を指摘し、そして外国人児童生徒教育の基本方針について提言しました。

地域社会が抱える様々な課題の解決には、自治体、自治会、企業、NPO、教育機関など、外国人住民を含めた地域社会すべての関係者の協力が必要です。「言葉の壁」や「文化・習慣のちがい」など、外国人住民を生活者として受け入れ、一緒に暮らしていく際に生じている課題は、全国どこでも起きうることと捉え、地域社会が一体となった取り組みを進めています。

一方で、こうした課題を抜本的に解決するには国の法制度の見直しが不可欠です。特に重要なのが外国人登録制度の改革です。

現在、外国人住民に対する行政サービスは、外国人登録制度を利用して行われていますが、この制度は本来、国による外国人の在留管理が目的であり、住民の利便を図るためのものではないため、様々な弊害が生じています。外国人を地域で生活する住民として捉え、住民としての情報を記録し、日本人と同じように権利が保障され、義務が遂行されるために、外国人集住



みのかも2007メッセージ

都市会議は、国に対して全国共通の外国人住民台帳制度の創設を強く要望します。

「多文化共生社会をめざして～すべての人が参加する地域づくり～」を実現するためには、自治体、自治会、企業、NPO、教育機関など地域社会のすべての関係者、そして国が連携しながら、それぞれの立場で、すべきことを着実に実行していくことが重要です。本日をきっかけに、こうした取り組みが進むことを願い、『外国人集住都市会議 みのかも2007』のメッセージとします。2007年11月28日、外国人集住都市会議。

どうもありがとうございました。

司会（池上氏）

これをもちまして、『外国人集住都市会議 みのかも2007』、すべての日程終了でございます。本日は長時間にわたり、また遠方からのご参加をいただき、まことにありがとうございました。

資料編

- ◆多文化共生社会をめざしてすべての人が参加する地域づくり
- ◆省庁関係資料
- ◆多文化共生をめざして活動する民間国際交流団体のパネル展 参加団体
- ◆外国人集住都市会議会員都市で作成している多言語による各種資料展示
- ◆外国人集住都市会議の概要
- ◆外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ
- ◆外国人集住都市会議の規制改革要望書



**外国人集住都市会議
みのかも2007**

多文化共生社会をめざして ～すべての人が参加する地域づくり～



太田市・大泉町・上田市・飯田市・大垣市・美濃加茂市・可児市
浜松市・富士市・磐田市・袋井市・湖西市・豊橋市・岡崎市・豊田市
西尾市・小牧市・津市・四日市市・鈴鹿市・伊賀市・長浜市・湖南市

2007.11.28



外国人集住都市会議 みのかも2007メッセージ

法務省の発表によると、2006年末現在における外国人登録者数は、208万4,919人で、昨年末に引き続き過去最高を更新し、10年前（1996年末）に比べると約1.5倍になっており、今後も増加することが見込まれます。

こうした中で、「外国人集住都市会議」は、「浜松宣言」（2001年）、「豊田宣言」（2004年）、「よっかいち宣言」（2006年）などを踏まえ、2007年度及び2008年度の2年間のテーマを「多文化共生社会をめざして～すべての人が参加する地域づくり～」と定めました。国籍や民族などのちがいにかかわらず、地域で暮らす一人ひとりが大切な地域社会の構成員であるという視点から、23都市を、群馬・静岡、長野・愛知、岐阜・三重・滋賀の3つの地域ブロックに分けて、それぞれ「地域コミュニティ」、「自治体と企業の連携」、「外国人児童生徒の教育」について協議を行っています。

本日の会議では、各ブロックの中間報告として、地域社会が抱える課題を整理し、自治体と企業による連携の重要性を指摘し、そして外国人児童生徒教育の基本方針について提言しました。

地域社会が抱える様々な課題の解決には、自治体、自治会、企業、NPO、教育機関など、外国人住民を含めた地域社会すべての関係者の協力が必要です。「言葉の壁」や「文化・習慣のちがい」など、外国人住民を生活者として受け入れ、一緒に暮らしていく際に生じている課題は、全国どこでも起きうることと捉え、地域社会が一体となった取り組みを進めていきます。

一方で、こうした課題を抜本的に解決するには国の法制度の見直しが不可欠です。特に重要なのが外国人登録制度の改革です。

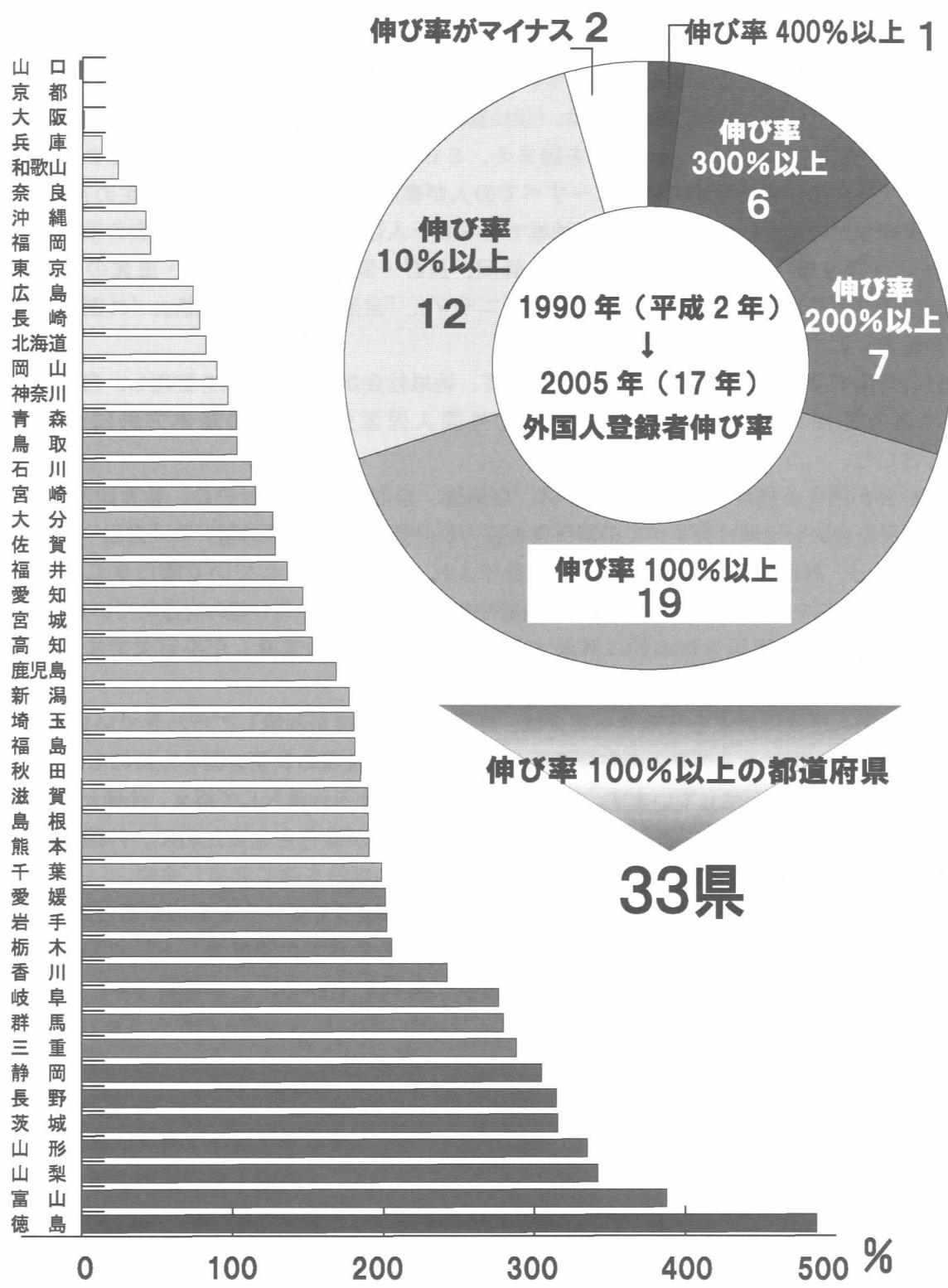
現在、外国人住民に対する行政サービスは、外国人登録制度を利用して行われていますが、この制度は本来、国による外国人の在留管理が目的であり、住民の利便を図るためのものではないため、様々な弊害が生じています。外国人を地域で生活する住民として捉え、住民としての情報を記録し、日本人と同じように権利が保障され、義務が遂行されるために、外国人集住都市会議は、国に対して全国共通の外国人住民台帳制度の創設を強く要望します。

「多文化共生社会をめざして～すべての人が参加する地域づくり～」を実現するためには、自治体、自治会、企業、NPO、教育機関など地域社会のすべての関係者、そして国が連携しながら、それぞれの立場で、すべきことを着実に実行していくことが重要です。本日をきっかけに、こうした取り組みが進むことを願い、「外国人集住都市会議みのかも2007」のメッセージとします。

2007年11月28日
外国人集住都市会議

都道府県別 外国人登録者伸び率

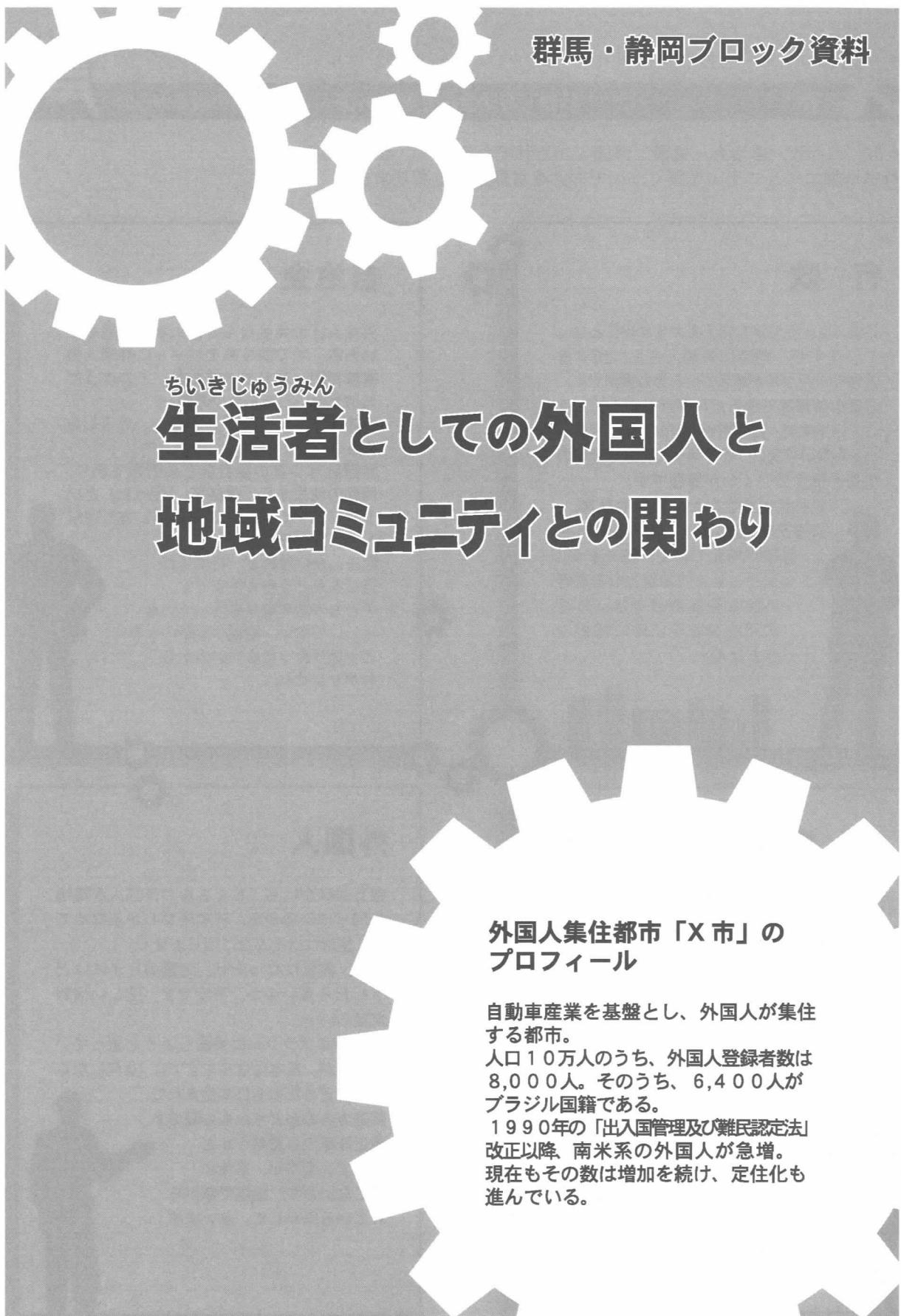
1990年（平成2年）→ 2005年（平成17年）





資料編

群馬・静岡ブロック資料



外国人集住都市「X市」の プロフィール

自動車産業を基盤とし、外国人が集住する都市。

人口10万人のうち、外国人登録者数は8,000人。そのうち、6,400人が

ブラジル国籍である。

1990年の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、南米系の外国人が急増。

現在もその数は増加を続け、定住化も進んでいる。



「X市」の行政・自治会・企業・外国人がそれぞれ感じている不安の声。
それは地域コミュニティを築くうえでの大きな課題でもあります。

行政

外国人は地元経済を支える大きな存在となっていますが、同時に外国人住民に関する苦情やトラブルが増えているのも事実です。必要な情報はできるだけ翻訳をする努力はしていますが、日本語や日本の文化・習慣がわからない住民に、どうやって行政や地域の情報を伝えていくかが課題です。

定住化が進むなか、福祉や教育、交通安全や防災など、取り組むべき課題が増えていく一方ですが、住民サービスの基礎となる現行外国人登録制度では、外国の所在情報を正確に把握できません。



企業

社宅に従業員を住ませていますが、その地域の自治会から「ごみの出し方が悪い」と苦情が来ています。

新しい社宅を建てようと計画したところ、自治会で反対を受けてしまいました。

従業員には、会社の担当から注意を促すようになっているのですが…。

交通事故や騒音、子どもの教育など、仕事以外の問題も寄せられています。会社としては優秀な人材に長く勤めてほしいので、なんとか解決しなくては…と思っているのですが。



自治会

外国人との共生なんて他人事だと思っていたら、すぐ隣りのアパートに外国人の家族が引っ越してきました。どのようにお付き合いしたら良いのか…。

自治会にも入って欲しいけれど、どうしたら良いでしょうか？

無断駐車や夜の騒音などの問題もあり、周囲の住民から「迷惑だ」「困った」という声が出ており、ごみの出し方も理解していないみたいで…。

話をしたいけれど、日本語が通じるかどうかでも不安です。

子どもやお年寄りも住んでいるらしいですが、地震や火事のときにどう助け合つたらいいのかもわかりません。



外国人

自分のほかにも、たくさんの外国人が職場や周りにいるから、日本語がわからなくても、生活にはそんなに困りません。

ただ、病気になったり、地震のときにはどうしたら良いのか、不安です。正しい情報がほしい…。

いつかはブラジルに帰国しようと思っていたが、日本に住んですでに10年になるし、子どもたちも日本生まれで、順応できるかどうか心配です。

最近は家でも買おうかと考えていますが、言葉が通じないので、地域で嫌がられている気がして、迷います。





試行錯誤

行政の取り組み

ちいきじゅうみん

「生活者」として外国人を地域で受け入れるために、行政が行っている試行錯誤の一例です。

行政や地域の情報を伝えるために

伝える



- ・多言語による広報紙発行
- ・共生センター等の開設
- ・「暮らしの便利帳」などの発行

生活ルールを守ってもらうために

守る



- ・交通安全旗の設置
- ・ごみ収集場への多言語看板設置
- ・ごみカレンダー作成、配布
- ・ごみ分別の説明会

万が一の時、お互い助け合うために

助け合う



- ・防災パンフレット作成、配布
- ・災害避難場所のマップ作成
- ・防災訓練実施

「顔」の見える関係を築くために

築く



- ・外国人住民との懇談会開催
- ・地域のイベントへの誘い

努力してもなお立ちはだかる壁

課題

居住実態

- ・外国人住民の居住を把握しきれない…外国人登録と居住実態が異なる人も多い
- ・特に災害時に、どこまで安否が確認できるか不安

周 知

- ・多言語の広報紙や「お知らせ」などを作成しても、細部にまで配布できない

知 識

- ・入国の際に基本的な生活ルールが示されていないため、各自治体で努力しても限界がある

人 材

- ・通訳、翻訳者の確保が困難

自治会

- ・外国人住民に、自治会組織を理解してもらうのが難しい
- ・自治会加入が進まない

参加率

- ・懇談会や地域活動などへの外国人参加率が低い

意 識

- ・積極的に外国人を地域の住民として受け入れることに、温度差がある
- ・外国人側にも、地域の一員であること、また一員になることに温度差がある

習 慣

- ・文化や生活習慣が違うため、ごみや騒音に対するモラルに差がある

日本語

- ・日本語が理解できないため、地域コミュニティに加われない、誘えない
- ・日本語を話さなくとも一応の生活はできるため、日本語学習への意欲を持ちにくい
- ・日本語を学ぶ時間が無い



外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|--------|-------|-------|------------------|--------|-------|
| 1-1 | 太田市 | 生活ガイド | 暮らしのガイドブック | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-2-1 | 大泉町 | 生活ガイド | 大泉町に住むために知っておくこと | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-2-2 | 大泉町 | 生活ガイド | くらしのべんり帳 | ポルトガル語 | プリント |
| 1-3 | 上田市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-4 | 飯田市 | 生活ガイド | 外国人のためのガイドブック | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-5-1 | 美濃加茂市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-5-2 | 美濃加茂市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 英語 | A5版冊子 |
| 1-6 | 可児市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-7-1 | 浜松市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-7-2 | 浜松市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 英語 | A5版冊子 |
| 1-7-3 | 浜松市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 中国語 | A5版冊子 |
| 1-7-4 | 浜松市 | 生活ガイド | 生活ガイド | スペイン語 | A5版冊子 |
| 1-7-5 | 浜松市 | 生活ガイド | 生活ガイド | タガログ語 | A5版冊子 |
| 1-8-1 | 富士市 | 生活ガイド | INFO BOX F(生活情報) | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-8-2 | 富士市 | 生活ガイド | INFO BOX F(生活情報) | 英語 | A4版冊子 |
| 1-8-3 | 富士市 | 生活ガイド | INFO BOX F(生活情報) | スペイン語 | A4版冊子 |
| 1-8-4 | 富士市 | 生活ガイド | INFO BOX F(生活情報) | 中国語 | A4版冊子 |
| 1-9 | 磐田市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-10 | 湖西市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-11-1 | 豊橋市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-11-2 | 豊橋市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 英語 | A5版冊子 |
| 1-12-1 | 岡崎市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-12-2 | 岡崎市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 英語 | A5版冊子 |
| 1-12-3 | 岡崎市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 中国語 | A5版冊子 |
| 1-13-1 | 豊田市 | 生活ガイド | くらしの便利帳 | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-13-2 | 豊田市 | 生活ガイド | くらしの便利帳 | 英語 | A4版冊子 |

**外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧**

2/12

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|--------|------|-------|------------|--------|-------|
| 1-13-3 | 豊田市 | 生活ガイド | くらしの便利帳 | スペイン語 | A4版冊子 |
| 1-13-4 | 豊田市 | 生活ガイド | くらしの便利帳 | 中国語 | A4版冊子 |
| 1-13-5 | 豊田市 | 生活ガイド | くらしの便利帳 | ハングル | A4版冊子 |
| 1-14 | 小牧市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-15-1 | 津市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-15-2 | 津市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | 英語 | A5版冊子 |
| 1-15-3 | 津市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | 中国語 | A5版冊子 |
| 1-15-4 | 津市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | ハングル | A5版冊子 |
| 1-16-1 | 四日市市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 1-16-2 | 四日市市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | 英語 | A5版冊子 |
| 1-16-3 | 四日市市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | 中国語 | A5版冊子 |
| 1-16-4 | 四日市市 | 生活ガイド | 生活ガイドブック | スペイン語 | A5版冊子 |
| 1-17-1 | 鈴鹿市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-17-2 | 鈴鹿市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 英語 | A4版冊子 |
| 1-17-3 | 鈴鹿市 | 生活ガイド | 生活ガイド | スペイン語 | A4版冊子 |
| 1-18-1 | 長浜市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-18-2 | 長浜市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 英語 | A4版冊子 |
| 1-18-3 | 長浜市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 中国語 | A4版冊子 |
| 1-18-4 | 長浜市 | 生活ガイド | 生活ガイド | スペイン語 | A4版冊子 |
| 1-19-1 | 湖南市 | 生活ガイド | 生活ガイド | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 1-19-2 | 湖南市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 中国語 | A4版冊子 |
| 1-19-3 | 湖南市 | 生活ガイド | 生活ガイド | スペイン語 | A4版冊子 |
| 1-19-4 | 湖南市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 日本語 | A4版冊子 |
| 1-19-5 | 湖南市 | 生活ガイド | 生活ガイド | 英語 | A4版冊子 |
| 2-1-1 | 太田市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | ポルトガル語 | プリント |
| 2-1-2 | 太田市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | ハングル | プリント |



資料編

3/12

外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧

| 番号 | 各市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種類 |
|-------|-------|------|----------------|-----------|---------|
| 2-2-1 | 大泉町 | ごみ | ごみカレンダー | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-2-4 | 大泉町 | ごみ | ごみ関係チラシ 警告 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 2-2-5 | 大泉町 | ごみ | ごみ関係チラシ マナーアップ | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 2-3-1 | 上田市 | ごみ | ゴミの分別 | スペイン語 | A4版冊子 |
| 2-3-2 | 上田市 | ごみ | ゴミ収集日カレンダー | ポルトガル語 | プリント |
| 2-3-3 | 上田市 | ごみ | ゴミの分別 | スペイン語 | A2版プリント |
| 2-4 | 飯田市 | ごみ | ごみの分別 | 中国語 | A4版冊子 |
| 2-5-1 | 大垣市 | ごみ | ゴミの分別集 | ポルトガル語 | プリント |
| 2-5-2 | 大垣市 | ごみ | ゴミの分別集 | 英語 | プリント |
| 2-5-3 | 大垣市 | ごみ | ゴミの分別集 | 中国語 | プリント |
| 2-5-4 | 大垣市 | ごみ | 大型ゴミ | ポルトガル語 | プリント |
| 2-5-5 | 大垣市 | ごみ | 大型ゴミ | 英語 | プリント |
| 2-5-6 | 大垣市 | ごみ | 大型ゴミ | 中国語 | プリント |
| 2-6-1 | 美濃加茂市 | ごみ | ゴミの分別方法 | ポルトガル語 | プリント |
| 2-6-2 | 美濃加茂市 | ごみ | ゴミの分別方法 | 英語 | プリント |
| 2-6-3 | 美濃加茂市 | ごみ | ゴミ収集日一覧表 | ポルトガル語・英語 | プリント |
| 2-6-4 | 美濃加茂市 | ごみ | 市民リサイクルステーション | ポルトガル語・英語 | プリント |
| 2-7-1 | 可児市 | ごみ | ごみの出し方 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-7-2 | 可児市 | ごみ | ごみの出し方 | 英語 | A3版プリント |
| 2-7-3 | 可児市 | ごみ | ごみの出し方 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-7-4 | 可児市 | ごみ | ごみ日程表 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-7-5 | 可児市 | ごみ | ごみ日程表 | 英語 | A3版プリント |
| 2-7-6 | 可児市 | ごみ | ごみ日程表 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-8-1 | 浜松市 | ごみ | ごみの分別 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-8-2 | 浜松市 | ごみ | ごみの分別 | 英語 | A3版プリント |
| 2-8-3 | 浜松市 | ごみ | ごみの分別 | スペイン語 | A3版プリント |

**外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧**

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|--------|-----|------|-----------------|------------------|---------|
| 2-8-4 | 浜松市 | ごみ | ごみの分別 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-9-1 | 富士市 | ごみ | ゴミの便利帳 | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 2-9-2 | 富士市 | ごみ | ゴミの便利帳 | 英語 | A4版冊子 |
| 2-9-3 | 富士市 | ごみ | ゴミの便利帳 | スペイン語 | A4版冊子 |
| 2-9-4 | 富士市 | ごみ | ゴミの便利帳 | タガログ語 (フィリピン) | A4版冊子 |
| 2-9-5 | 富士市 | ごみ | ゴミの便利帳 | ハングル | A4版冊子 |
| 2-9-6 | 富士市 | ごみ | ゴミの便利帳 | 中国語 | A4版冊子 |
| 2-10-1 | 磐田市 | ごみ | ごみ収集日カレンダー | ポルトガル語・英語 | A2版プリント |
| 2-10-2 | 磐田市 | ごみ | ごみの分別 | ポルトガル語・英語 | A4版プリント |
| 2-10-3 | 磐田市 | ごみ | GUIA DE LIMPEZA | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 2-11-1 | 袋井市 | ごみ | ごみの出し方 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-11-2 | 袋井市 | ごみ | ごみの出し方 | 英語 | A3版プリント |
| 2-11-3 | 袋井市 | ごみ | ごみの出し方 | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-11-4 | 袋井市 | ごみ | ごみの出し方 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-11-5 | 袋井市 | ごみ | ごみの出し方 | タガログ語 | A3版プリント |
| 2-11-6 | 袋井市 | ごみ | ごみの分別カレンダー | ポルトガル語 | A2版プリント |
| 2-11-7 | 袋井市 | ごみ | ごみの分別カレンダー | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-11-8 | 袋井市 | ごみ | 廃食用油の回収方法 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 2-12 | 湖西市 | ごみ | ごみの分別 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-13-1 | 豊橋市 | ごみ | ごみガイドブック | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 2-13-2 | 豊橋市 | ごみ | ごみガイドブック | 英語 | A4版冊子 |
| 2-13-3 | 豊橋市 | ごみ | ごみガイドブック | スペイン語 | A4版冊子 |
| 2-13-4 | 豊橋市 | ごみ | ごみガイドブック | 中国語 | A4版冊子 |
| 2-13-5 | 豊橋市 | ごみ | ごみ分別案内 | ポルトガル語 | プリント |
| 2-13-6 | 豊橋市 | ごみ | 家電4品目・大きなごみの処理 | ポルトガル語 | プリント |
| 2-13-7 | 豊橋市 | ごみ | 注意警告シール | ポルトガル語 | シール |

外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧

| 番号 | 各市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種類 |
|---------|------|------|-----------|--------------------------|---------|
| 2-13-8 | 豊橋市 | ごみ | ごみ収集日程表 | ポルトガル語・英語・スペイン語・中国語 | A3版プリント |
| 2-14-1 | 岡崎市 | ごみ | ゴミの分別集 | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 2-14-2 | 岡崎市 | ごみ | ゴミの分別集 | 英語 | A4版冊子 |
| 2-14-3 | 岡崎市 | ごみ | ゴミの分別集 | スペイン語 | A4版冊子 |
| 2-14-4 | 岡崎市 | ごみ | ゴミの分別集 | 中国語 | A4版冊子 |
| 2-15-1 | 豊田市 | ごみ | ごみの分別 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-15-10 | 豊田市 | ごみ | ごみ袋サンプル | 英語 | |
| 2-15-11 | 豊田市 | ごみ | ごみ袋サンプル | スペイン語 | |
| 2-15-2 | 豊田市 | ごみ | ごみの分別 | 英語 | A3版プリント |
| 2-15-3 | 豊田市 | ごみ | ごみの分別 | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-15-4 | 豊田市 | ごみ | ごみの分別 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-15-5 | 豊田市 | ごみ | 粗大ゴミの出し方 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-15-6 | 豊田市 | ごみ | 粗大ゴミの出し方 | 英語 | A3版プリント |
| 2-15-7 | 豊田市 | ごみ | 粗大ゴミの出し方 | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-15-8 | 豊田市 | ごみ | 粗大ゴミの出し方 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-15-9 | 豊田市 | ごみ | ごみ袋サンプル | ポルトガル語 | |
| 2-16-1 | 小牧市 | ごみ | ごみの分別 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-16-2 | 小牧市 | ごみ | ごみの分別 | 英語 | A3版プリント |
| 2-16-3 | 小牧市 | ごみ | ごみの分別 | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-16-4 | 小牧市 | ごみ | ごみの分別 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-16-5 | 小牧市 | ごみ | ごみの分別 | タガログ語 | A3版プリント |
| 2-16-6 | 小牧市 | ごみ | ごみ収集カレンダー | ポルトガル語・スペイン語・英語 | A3版プリント |
| 2-17 | 津市 | ごみ | 家庭ゴミ収集日程表 | 英語・ポルトガル語・中国語・ハングル・スペイン語 | B4版プリント |
| 2-18-1 | 四日市市 | ごみ | ごみガイドブック | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 2-18-2 | 四日市市 | ごみ | ごみガイドブック | 英語 | A4版冊子 |
| 2-18-3 | 四日市市 | ごみ | ごみガイドブック | スペイン語 | A4版冊子 |

**外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧**

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|---------|------|------|----------------|---------------------|---------|
| 2-18-4 | 四日市市 | ごみ | ごみガイドブック | 中国語 | A4版冊子 |
| 2-18-5 | 四日市市 | ごみ | ごみガイドブック | タガログ語 | A4版冊子 |
| 2-19-1 | 鈴鹿市 | ごみ | 家庭のごみの分け方・出し方 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-19-10 | 鈴鹿市 | ごみ | 収集場所以外のごみ捨ては犯罪 | 英語 | A3版プリント |
| 2-19-11 | 鈴鹿市 | ごみ | 収集場所以外のごみ捨ては犯罪 | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-19-12 | 鈴鹿市 | ごみ | 収集場所以外のごみ捨ては犯罪 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-19-13 | 鈴鹿市 | ごみ | ごみ収集日程表 | ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語 | プリント |
| 2-19-14 | 鈴鹿市 | ごみ | ごみの収集の地区別 | ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語 | A3版プリント |
| 2-19-2 | 鈴鹿市 | ごみ | 家庭のごみの分け方・出し方 | 英語 | A3版プリント |
| 2-19-3 | 鈴鹿市 | ごみ | 家庭のごみの分け方・出し方 | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-19-4 | 鈴鹿市 | ごみ | 家庭のごみの分け方・出し方 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-19-5 | 鈴鹿市 | ごみ | 資源ごみの分け方・出し方 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-19-6 | 鈴鹿市 | ごみ | 資源ごみの分け方・出し方 | 英語 | A3版プリント |
| 2-19-7 | 鈴鹿市 | ごみ | 資源ごみの分け方・出し方 | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-19-8 | 鈴鹿市 | ごみ | 資源ごみの分け方・出し方 | 中国語 | A3版プリント |
| 2-19-9 | 鈴鹿市 | ごみ | 収集場所以外のごみ捨ては犯罪 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-20-1 | 伊賀市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 2-20-10 | 伊賀市 | ごみ | ごみ収集カレンダー | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-20-11 | 伊賀市 | ごみ | ごみ収集カレンダー | ハングル | A3版プリント |
| 2-20-12 | 伊賀市 | ごみ | ごみ収集カレンダー | タイ語 | A3版プリント |
| 2-20-2 | 伊賀市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | 英語 | A4版冊子 |
| 2-20-3 | 伊賀市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | 中国語 | A4版冊子 |
| 2-20-4 | 伊賀市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | スペイン語 | A4版冊子 |
| 2-20-5 | 伊賀市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | ハングル | A4版冊子 |
| 2-20-6 | 伊賀市 | ごみ | ごみの分け方・出し方 | タイ語 | A4版冊子 |
| 2-20-7 | 伊賀市 | ごみ | ごみ収集カレンダー | ポルトガル語 | A3版プリント |



資料編

7/12

外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|--------|-----|------|-------------|-----------------------|---------|
| 2-20-8 | 伊賀市 | ごみ | ごみ収集カレンダー | 英語 | A3版プリント |
| 2-20-9 | 伊賀市 | ごみ | ごみ収集カレンダー | 中国語 | A3版プリント |
| 2-21-1 | 長浜市 | ごみ | ゴミの出し方 | ポルトガル語 | プリント |
| 2-21-2 | 長浜市 | ごみ | ゴミの出し方 | 中国語 | プリント |
| 2-21-3 | 長浜市 | ごみ | ゴミの出し方 | ハングル | プリント |
| 2-21-4 | 長浜市 | ごみ | ゴミの出し方 | スペイン語 | プリント |
| 2-21-6 | 長浜市 | ごみ | ゴミ収集日カレンダー | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 2-21-7 | 長浜市 | ごみ | ゴミ収集日カレンダー | 英語 | A4版冊子 |
| 2-21-8 | 長浜市 | ごみ | ゴミ収集日カレンダー | スペイン語 | A4版冊子 |
| 2-2-2 | 大泉町 | ごみ | ごみの分別チラシ | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 2-22-1 | 湖南市 | ごみ | ゴミの出し方マニュアル | ポルトガル語 | プリント |
| 2-22-2 | 湖南市 | ごみ | ゴミの出し方マニュアル | 英語 | プリント |
| 2-22-3 | 湖南市 | ごみ | ゴミの出し方マニュアル | スペイン語 | プリント |
| 2-2-3 | 大泉町 | ごみ | ごみの分別チラシ | 英語 | A4版プリント |
| 2-23-1 | 知立市 | ごみ | ゴミ収集カレンダー | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 2-23-2 | 知立市 | ごみ | ゴミ収集カレンダー | 英語 | A3版プリント |
| 2-23-3 | 知立市 | ごみ | ゴミ収集カレンダー | スペイン語 | A3版プリント |
| 2-23-4 | 知立市 | ごみ | ゴミ収集カレンダー | 中国語 | A3版プリント |
| 2-23-5 | 知立市 | ごみ | ごみの分別 | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 3-1-1 | 太田市 | 広報紙 | 太田インフォルマ | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 3-1-2 | 太田市 | 広報紙 | 太田インフォルマ | スペイン語 | A3版プリント |
| 3-2-1 | 大泉町 | 広報紙 | 広報紙(GRAPA) | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 3-2-2 | 大泉町 | 広報紙 | 広報紙(GRAPA) | スペイン語 | A3版プリント |
| 3-3 | 上田市 | 広報紙 | 上田市広報紙 | ポルトガル語 | プリント |
| 3-4 | 飯田市 | 広報紙 | 外国人向け広報紙 | ポルトガル語・英語・ 中国語・タイ語 | A3版プリント |
| 3-5-1 | 大垣市 | 広報紙 | 情報紙「AMIGO」 | ポルトガル語 | プリント |

**外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧**

8/12

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|--------|-------|------|----------------|--------------|---------|
| 3-5-2 | 大垣市 | 広報紙 | 情報紙「AMIGO」協会発行 | ポルトガル語 | プリント |
| 3-5-3 | 大垣市 | 広報紙 | 中国語情報紙「聊天亭」 | 中国語 | プリント |
| 3-6 | 美濃加茂市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | プリント |
| 3-7-1 | 可児市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 3-7-2 | 可児市 | 広報紙 | 広報紙 | 英語 | A4版プリント |
| 3-8-1 | 浜松市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 3-8-2 | 浜松市 | 広報紙 | 広報紙 | 英語 | A4版プリント |
| 3-8-3 | 浜松市 | 広報紙 | HICEニュース(協会発行) | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 3-8-4 | 浜松市 | 広報紙 | HICEニュース(協会発行) | 英語 | A4版プリント |
| 3-9 | 富士市 | 広報紙 | 国際交流情報紙FILS | ポルトガル語・英語 | プリント |
| 3-10-1 | 磐田市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 3-10-2 | 磐田市 | 広報紙 | ICE NEWS | ポルトガル語・英語 | A4版プリント |
| 3-11 | 湖西市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 3-12-1 | 豊橋市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | プリント |
| 3-12-2 | 豊橋市 | 広報紙 | 広報紙 | 英語 | プリント |
| 3-12-3 | 豊橋市 | 広報紙 | 広報紙 | スペイン語 | プリント |
| 3-13 | 岡崎市 | 広報紙 | 市政だより(広報紙) | ポルトガル語・英語 | A4版冊子 |
| 3-14 | 豊田市 | 広報紙 | 広報紙とよた | ポルトガル語・英語 | A4版冊子 |
| 3-15-1 | 小牧市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 3-15-2 | 小牧市 | 広報紙 | 広報紙 | 英語 | A4版プリント |
| 3-15-3 | 小牧市 | 広報紙 | 広報紙 | スペイン語 | A4版プリント |
| 3-16 | 四日市市 | 広報紙 | 広報紙「四郷おしらせ」 | ポルトガル語・スペイン語 | プリント |
| 3-17-1 | 鈴鹿市 | 広報紙 | 広報紙(マンスリーすずか) | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 3-17-2 | 鈴鹿市 | 広報紙 | 広報紙(マンスリーすずか) | スペイン語 | A4版冊子 |
| 3-17-3 | 鈴鹿市 | 広報紙 | 広報紙(マンスリーすずか) | やさしい日本語 | A4版冊子 |
| 3-18-1 | 伊賀市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | A4版プリント |



資料編

9/12

外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|--------|-----|------|-------------|---------------------------|---------|
| 3-18-2 | 伊賀市 | 広報紙 | 広報紙 | 中国語 | A4版プリント |
| 3-19-1 | 長浜市 | 広報紙 | 広報9月号 | ポルトガル語 | プリント |
| 3-19-2 | 長浜市 | 広報紙 | 広報9月号 | スペイン語 | プリント |
| 3-20-1 | 湖南市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 3-20-2 | 湖南市 | 広報紙 | 広報紙 | スペイン語 | A4版プリント |
| 3-21 | 知立市 | 広報紙 | 広報紙 | ポルトガル語・英語 | プリント |
| 4-1 | 太田市 | 防災 | 防災マップ | ポルトガル語・英語 | |
| 4-3 | 大垣市 | 防災 | 洪水避難地図 | 英語・ポルトガル語・中国語・ハングル | プリント |
| 4-5 | 可児市 | 防災 | 防災ガイド | ポルトガル語・英語 | A3版プリント |
| 4-6-1 | 浜松市 | 防災 | 暮らしと地震 | ポルトガル語・英語 | A4版冊子 |
| 4-6-2 | 浜松市 | 防災 | FIRE119(防災) | 英語・ポルトガル語・中国語・スペイン語・ハングル | A5版冊子 |
| 4-7 | 富士市 | 防災 | 富士市避難地マップ | ポルトガル語・英語・スペイン語 | プリント |
| 4-8-1 | 磐田市 | 防災 | 地震対策マニュアル | 英語・ポルトガル語・中国語・スペイン語・タガログ語 | A4版冊子 |
| 4-8-2 | 磐田市 | 防災 | 地震のための準備 | ポルトガル語 | クリアファイル |
| 4-8-3 | 磐田市 | 防災 | 緊急時の通報 | ポルトガル語 | プリント |
| 4-9-1 | 湖西市 | 防災 | 防災マップ | スペイン語・タガログ語 | プリント |
| 4-9-2 | 湖西市 | 防災 | 防災マップ | ポルトガル語・英語 | プリント |
| 4-9-3 | 湖西市 | 防災 | 防災マップ | 中国語・ハングル | プリント |
| 4-10-1 | 豊橋市 | 防災 | 地震防災マップ | 英語 | A4版冊子 |
| 4-10-2 | 豊橋市 | 防災 | 地震防災マップ | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 4-10-3 | 豊橋市 | 防災 | 地震防災マップ | スペイン語 | A4版冊子 |
| 4-10-4 | 豊橋市 | 防災 | 地震防災マップ | 中国語 | A4版冊子 |
| 4-11-1 | 岡崎市 | 防災 | 防災マップ | 英語・ポルトガル語・中国語・ハングル | A4版冊子 |
| 4-11-2 | 岡崎市 | 防災 | 避難場所・避難所一覧表 | 英語・ポルトガル語・中国語・ハングル | プリント |
| 4-12-1 | 豊田市 | 防災 | 地震ハザードマップ | 英語・ポルトガル語・中国語・スペイン語 | プリント |
| 4-12-2 | 豊田市 | 防災 | 洪水ハザードマップ | ポルトガル語 | A4版冊子 |

**外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧**

10/12

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|--------|-----|------|------------------|--------------------------|------------|
| 4-12-3 | 豊田市 | 防災 | 洪水ハザードマップ | 中国語 | A4版冊子 |
| 4-12-4 | 豊田市 | 防災 | 洪水ハザードマップ | 英語 | A4版冊子 |
| 4-12-5 | 豊田市 | 防災 | 洪水ハザードマップ | スペイン語 | A4版冊子 |
| 4-13-1 | 鈴鹿市 | 防災 | 防災パンフレット | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 4-13-2 | 鈴鹿市 | 防災 | 防災パンフレット | 英語 | A4版冊子 |
| 4-13-3 | 鈴鹿市 | 防災 | 防災パンフレット | スペイン語 | A4版冊子 |
| 4-14 | 伊賀市 | 防災 | 防災マップ | ポルトガル語・英語 | プリント |
| 5-1-1 | 太田市 | 健康 | 予防接種と子どもの健康 | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 5-1-2 | 太田市 | 健康 | 健康カレンダー | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 5-1-3 | 太田市 | 健康 | 健康カレンダー | 英語 | A3版プリント |
| 5-1-4 | 太田市 | 健康 | 乳幼児健康診査票 | ポルトガル語 | A4・A3版プリント |
| 5-1-5 | 太田市 | 健康 | 予防接種予診票つづり | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 5-2 | 上田市 | 健康 | 保健ごよみ | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 5-3 | 飯田市 | 健康 | 多言語で受診できる医療機関リスト | ポルトガル語・中国語・英語 | A4版冊子 |
| 5-4 | 富士市 | 健康 | 健康カレンダー | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 5-5 | 磐田市 | 健康 | 医療機関リスト | ポルトガル語 | プリント |
| 6-1 | 大泉町 | 交通 | 交通安全ルールとマナー | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 6-2-1 | 浜松市 | 交通 | 交通安全の知識 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 6-2-2 | 浜松市 | 交通 | 交通安全の知識 | ポルトガル語・英語・中国語・スペイン語・ハングル | A4版冊子 |
| 6-3-1 | 磐田市 | 交通 | 交通ルール | ポルトガル語 | 各プリント |
| 6-3-2 | 磐田市 | 交通 | 交通ルール | ポルトガル語 | 各プリント |
| 6-4-1 | 豊橋市 | 交通 | 交通ルール下敷き | ポルトガル語 | A4版プラスチック |
| 6-4-2 | 豊橋市 | 交通 | 交通ルール下敷き | ポルトガル語 | A4版プラスチック |
| 7-1-1 | 太田市 | 行政 | 出生届に必要な書類 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-1-2 | 太田市 | 行政 | 出生届に必要な書類 | スペイン語 | A4版プリント |
| 7-1-3 | 太田市 | 行政 | 婚姻届に必要な書類 | ポルトガル語 | A4版プリント |



資料編

11/12

外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧

| 番号 | 各市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種類 |
|--------|-----|------|----------------|--------------|---------|
| 7-1-4 | 太田市 | 行政 | 婚姻届に必要な書類 | スペイン語 | A4版プリント |
| 7-1-5 | 太田市 | 行政 | 市税催告書 | ポルトガル語・スペイン語 | A4版プリント |
| 7-1-6 | 太田市 | 行政 | 市税催告書 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-1-7 | 太田市 | 行政 | 新築・増築家屋の税金について | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-1-8 | 太田市 | 行政 | 新築・増築家屋の税金について | 中国語 | A4版プリント |
| 7-1-9 | 太田市 | 行政 | 新築・増築家屋の税金について | スペイン語 | A4版プリント |
| 7-1-10 | 太田市 | 行政 | 市税・県民税申告のご案内 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-1-11 | 太田市 | 行政 | 市営住宅入居者のしおり | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 7-1-12 | 太田市 | 行政 | 市営住宅入居のご案内 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-1-13 | 太田市 | 行政 | 保育園のご案内 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-1-14 | 太田市 | 行政 | 就学児健康診断日程表 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-1-14 | 太田市 | 行政 | 就学児健康診断日程表 | スペイン語 | A4版プリント |
| 7-1-16 | 太田市 | 行政 | 3か国語保育日常会話集 | ポルトガル語・スペイン語 | A4版プリント |
| 7-2-1 | 大泉町 | 行政 | 住宅購入と税金 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-2-2 | 大泉町 | 行政 | 税務課窓口業務の日程 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-2-3 | 大泉町 | 行政 | 健康保険について | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-2-4 | 大泉町 | 行政 | 健康保険ガイドブック | ポルトガル語 | A5版冊子 |
| 7-2-5 | 大泉町 | 行政 | 健康保険ガイドブック | 英語 | A5版冊子 |
| 7-2-6 | 大泉町 | 行政 | 健康保険ガイドブック | スペイン語 | A5版冊子 |
| 7-2-7 | 大泉町 | 行政 | 健康保険ガイドブック | 中国語 | A5版冊子 |
| 7-2-8 | 大泉町 | 行政 | 騒音トラブル | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-2-9 | 大泉町 | 行政 | 騒音トラブル | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-2-10 | 大泉町 | 行政 | レジ袋いりません | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-2-11 | 大泉町 | 行政 | 野良猫 | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-2-12 | 大泉町 | 行政 | 犬の放し飼い | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-3-1 | 上田市 | 行政 | 市営住宅申込案内書 | ポルトガル語 | プリント |

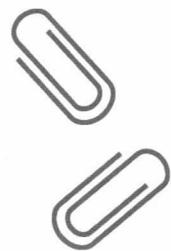
**外国人集住都市会議みのかも2007
多言語資料一覧**

12/12

| 番号 | 各 市 | ジャンル | 内 容 | 言語 | 種 類 |
|-------|-----|------|----------------------|--------------------------------|---------|
| 7-3-2 | 上田市 | 行政 | 国民健康保険のご案内 | ポルトガル語・中国語・英語・ハングル | A4版冊子 |
| 7-4-1 | 浜松市 | 行政 | 子どもを学校に通わせましょう | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-4-2 | 浜松市 | 行政 | IMPOSTO CALENDARIO | ポルトガル語 | A2版プリント |
| 7-4-3 | 浜松市 | 行政 | 自動車税・軽自動車税 | ポルトガル語 | DVD/ビデオ |
| 7-5-1 | 磐田市 | 行政 | VAMOS CONSCIENTIZAR | ポルトガル語 | プリント |
| 7-5-2 | 磐田市 | 行政 | BEM-VINDO À IWATA | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 7-6-1 | 袋井市 | 行政 | 市内保育園配置図 | ポルトガル語 | A3版プリント |
| 7-6-2 | 袋井市 | 行政 | 児童手当制度のご案内 | ポルトガル語 | A4版冊子 |
| 7-7-1 | 小牧市 | 行政 | 外国人のための市役所フロアマップ | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 7-7-2 | 小牧市 | 行政 | 外国籍住民向け通訳サービス | ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語 | A4版プリント |
| 8-1 | 磐田市 | マップ | 磐田市マップ | ポルトガル語・英語 | プリント |
| 8-2 | 小牧市 | マップ | 小牧市マップ | ポルトガル語・スペイン語・英語 | プリント |
| 9-1 | 大泉町 | そのほか | 大泉町に引っ越してきたら… | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 9-2 | 上田市 | そのほか | 自治会広報紙 | ポルトガル語 | プリント |
| 9-3 | 浜松市 | そのほか | わたしも自治会に入ろう | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 9-4 | 袋井市 | そのほか | わたしも自治会に入ろう | ポルトガル語 | A4版プリント |
| 10-1 | 小牧市 | そのほか | すぐ使えるひと口会話集 | 英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・ハングル・タガログ語 | 小冊子 |
| 10-2 | 太田市 | そのほか | 観光マップ | 英語・ポルトガル語・中国語 | A4版冊子 |
| 10-3 | 豊橋市 | そのほか | Welcome to Toyohashi | 英語 | A4版冊子 |

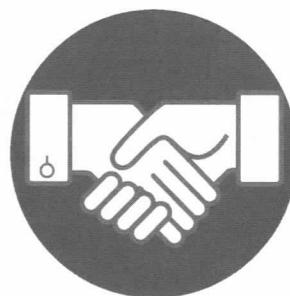


資料編



長野・愛知ブロック資料

地域における企業の 外国人への支援と 自治体との連携



外国人集住都市会議みのかも 2007

中間報告

テーマに基づく検討、調査、結果

I テーマに基づく検討事項

1. 外国人を直接・間接に雇用する企業の責任
2. 地域における企業の外国人への支援
3. 自治体との連携

II 平成19年度に実施した調査

- 調査1 各都市の公共職業安定所が実施した外国人雇用状況調査、及び各都市が実施した外国人実態調査等の収集
- 調査2 外国人に関する企業の取組み事例調査
- 調査3 自治体との連携に関する企業の意向調査
- 調査4 企業と自治体とが協力関係にある組織の調査

III 調査結果

1. 外国人労働者の実態調査等の収集
 - (1) 外国人雇用状況報告（公共職業安定所）（資料1-1）
 - (2) 健康保険、年金保険の加入状況（資料1-2）
2. 外国人に関する企業の取組み事例（資料2）
 - (1) 学校教育や外国人の子どもの支援
 - 事例1 企業と学校・教育委員会間のホットラインの開設
 - 事例2 外国人学校への寄付など経済的援助
 - 事例3 人材派遣会社によるブラジル人学校の設立
 - (2) 外国人労働者の待遇についての事例
 - 事例4 日本語や技術等能力に応じた待遇
 - 事例5 帰国情費の立替や特別手当の支給、健康診断の実施
 - 事例6 社内食堂でのブラジル食の提供や、ブラジルショップの設置
 - (3) その他の事例
 - 事例7 地域の運動会やお祭りへの参加、小学校との交流の実施
 - (4) 企業が指摘する問題点
 - ①日本語能力が低いこと
 - ②職場への定着率が低いこと
 - ③年金保険や研修等の制度に関するこ
3. 自治体との連携に関する企業の意向調査結果（資料3）
 - (1) 自治体との連携が可能な事項（企業がなんらかの負担ができるもの）
 - ①日本語の教育
 - ②母語による行政サービスの提供
 - ③母語による生活相談の充実



4. 企業と自治体とが協力関係にある組織の調査結果（資料4）

- (1) 多文化共生の推進に関する組織
- (2) 教育・防災に関する組織
- (3) 商工会議所や警察署が主体の組織

5. 国への提言

(1) 社会保険の加入促進

日本人の年金記録漏れが大きな社会問題になっているが、外国人の公的年金加入率が高い都市でも4割程度である。これは、企業が労働費用を抑制し、労働者が手取り賃金を確保しようとする結果もある。その背景には、年金保険と健康保険の「セット加入」の問題がある。また、外国人労働者を加入させない企業に対し、罰則の適用がほとんどないこともあり外国人の社会保険の加入率にはほとんど改善がみられない。

よって、次のとおり提言する。

- ① 国は、企業が、社会保険等に加入させるべき外国人労働者を、短期の雇用契約を間隔をおいて繰り返すなどにより加入させない場合、これに厳格に罰則を適用し、その加入を促進すること。また、外国人の社会保険加入状況の実態を調査し、効果的な加入促進策を講じること。
- ② 外国人が「出入国管理及び難民認定法」に基づき、在留資格の変更、在留資格の更新等を申請した場合、入国管理局は、社会保険加入状況を含めて審査を行い、加入漏れがある場合には、自治体や社会保険事務所と連携して加入を促進したうえで、当該許可を行うこと。
- ③ 年金保険については、関係諸国と社会保障協定の締結を進めると共に、老齢年金の受給権発生に必要な最低加入年数を引き下げるなど、外国人が加入しやすい制度とすること。

(2) 外国人労働者に対する日本語教育の充実

外国人集住都市が行った調査によると、外国人労働者の日本語能力や日本語学習意欲が低いことを指摘する企業が多い。これは、職場で日本語をまったく理解できなくても働ける環境が存在することや、日常生活においても日本語学習の必要性に迫られていないことに原因がある。しかし、住民として、トラブルなく、わが国の社会で自立し共生していくためには、日本人と日常会話程度のコミュニケーションができる日本語能力が必要である。

よって、次のとおり提言する。

- ① 国は、外国人労働者を含む外国人の成人に対して、「導入教育」や「日本語教育」を入国後一定期間内に受講できる体制を整備すること。
- ② 国は、自治体が行う外国人労働者を対象とする日本語教育への補助事業を拡充し、自治体と企業が連携した日本語教育への支援を行うこと。
- ③ 国は、企業が外国人社員に対する日本語教育に積極的に自治体と協働して取組めるよう策を講じ、「生活者」としての外国人を支援すること。

資料1-1

外国人雇用状況報告(平成18年6月1日現在)(調査1)

資料出所:厚生労働省
「外国人雇用状況報告」
(2006年6月時点)

集住都市管轄の23公共職業安定所分の集計(直接雇用)

単位:人

| | 製造業 | | 卸売・小売業 | | 飲食店、宿泊業 | | 教育、学習支援業 | | サービス業(他に分類されないもの) | | |
|--------------|-------------------------|--------|--------|-------|---------|-------|----------|-------|-------------------|-------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | |
| 合 計 (40,310) | 32,903 | 81.6% | 414 | 1.0% | 144 | 0.4% | 379 | 0.9% | 6,470 | 16.1% | |
| 男 | 21,242 | 64.6% | 201 | 48.6% | 72 | 50.0% | 241 | 63.6% | 3,785 | 58.5% | |
| 女 | 11,661 | 35.4% | 213 | 51.4% | 72 | 50.0% | 138 | 36.4% | 2,685 | 41.5% | |
| 出身地域別 | a 東アジア | 4,380 | 13.3% | 169 | 40.8% | 110 | 76.4% | 130 | 34.3% | 446 | 6.9% |
| | b 東南アジア | 4,075 | 12.4% | 71 | 17.1% | 20 | 13.9% | 25 | 6.6% | 410 | 6.3% |
| | c その他アジア・中近東 | 321 | 1.0% | 2 | 0.5% | 2 | 1.4% | 23 | 6.1% | 30 | 0.5% |
| | d 北米 | 97 | 0.3% | 5 | 1.2% | 0 | 0.0% | 71 | 18.7% | 17 | 0.3% |
| | e 中南米 | 23,838 | 72.4% | 148 | 35.7% | 11 | 7.6% | 51 | 13.5% | 5,533 | 85.5% |
| | うち日系人 | 22,391 | 93.9% | 124 | 83.8% | 11 | 100.0% | 15 | 29.4% | 5,145 | 93.0% |
| | f ヨーロッパ | 110 | 0.3% | 19 | 4.6% | 1 | 0.7% | 58 | 15.3% | 16 | 0.2% |
| | g その他 | 82 | 0.2% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 21 | 5.5% | 18 | 0.3% |
| 在留資格別 | a 専門的、技術的分野の在留資格 | 1,685 | 5.1% | 57 | 13.8% | 34 | 23.6% | 224 | 59.7% | 240 | 3.7% |
| | うち「技術」又は「人文知識・国際業務」 | 905 | 53.7% | 34 | 59.6% | 13 | 38.2% | 61 | 27.2% | 154 | 64.2% |
| | b 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 | 26,246 | 79.8% | 246 | 59.4% | 37 | 25.7% | 96 | 25.6% | 6,003 | 92.8% |
| | c 留学、就学(アルバイト) | 524 | 1.6% | 81 | 19.6% | 69 | 47.9% | 55 | 14.7% | 167 | 2.6% |
| | d 特定活動(技能実習生) | 4,424 | 13.4% | 28 | 6.8% | 4 | 2.8% | 0 | 0.0% | 58 | 0.9% |
| | e 特定活動(ワーキング・ホリデー) | 10 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 0.0% |
| | f その他 | 14 | 0.0% | 2 | 0.5% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 職種別 | a 専門・技術・管理職 | 1,652 | 5.0% | 36 | 8.7% | 6 | 4.2% | 349 | 92.1% | 281 | 4.3% |
| | b 営業・事務職 | 506 | 1.5% | 33 | 8.0% | 1 | 0.7% | 8 | 2.1% | 119 | 1.8% |
| | c 販売・調理・給仕・接客員 | 24 | 0.1% | 143 | 34.5% | 117 | 81.3% | 0 | 0.0% | 87 | 1.3% |
| | d 生産工程作業員 | 30,549 | 92.8% | 183 | 44.2% | 4 | 2.8% | 14 | 3.7% | 5,843 | 90.3% |
| | e 建設土木作業員 | 46 | 0.1% | 3 | 0.7% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 0.0% |
| | f 運搬労務作業員 | 50 | 0.2% | 10 | 2.4% | 6 | 4.2% | 0 | 0.0% | 22 | 0.3% |
| | g その他 | 76 | 0.2% | 6 | 1.4% | 10 | 6.9% | 8 | 2.1% | 116 | 1.8% |

(注1) [] 内は、雇用される外国人労働者の産業別の構成比である。

(注2) 斜め数字は、出身地域「中南米」に占める「日系人」の割合、在留資格「専門的、技術的分野の在留資格」に占める「技術」又は「人文知識・国際業務」の割合である。

外国人雇用状況報告についての説明は以下のとおり

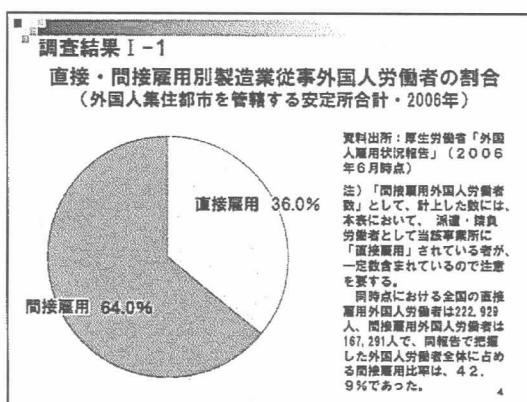
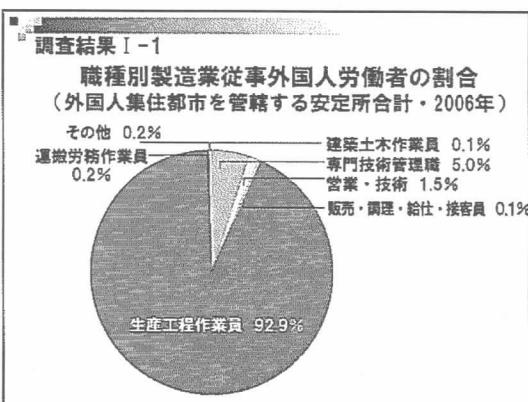
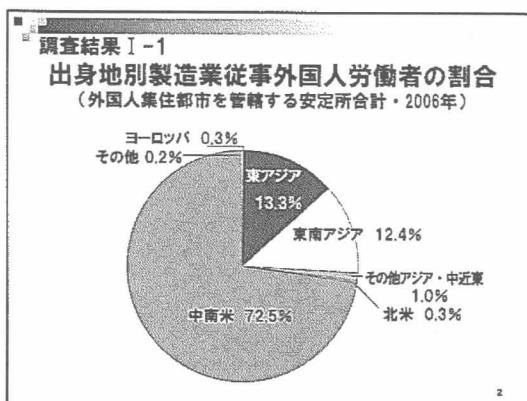
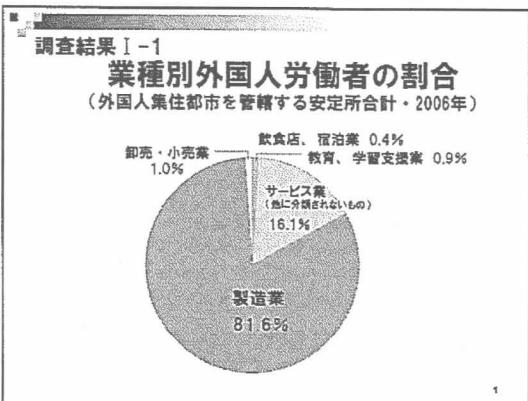
外国人雇用状況報告制度は、外国人労働者の失業の予防や再就職の促進、外国人労働者に係る雇用管理の改善を推進するための指導・援助に役立てるため、従業員50人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、6月1日現在の外国人労働者の雇用状況について管轄の公共職業安定所へ報告を求めているものである。よって、同制度は、事業主の協力に基づくものであり、外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではない。

集住都市管轄の公共職業安定所

太田、館林、上田、飯田、大垣、多治見、美濃加茂、浜松、掛川、磐田、富士、豊橋、岡崎、豊田、刈谷、西尾、春日井、四日市、津、伊賀、鈴鹿、長浜、甲賀以上23安定所



資料 1-2



**調査結果 I-2
外国人の健康保険加入の状況**

| 項目 都市名 | 未加入 | 加入（国保・社保） | | |
|---------------|-------|-----------|--------|-----------------|
| | | 合計 | 国民健康保険 | 社会保険 (会社の保険) |
| 豊橋市 (2004) | 32.9% | 32.3% | 20.5% | 11.8% |
| 浜松市 (2006) | 32.0% | 44.0% | 29.9% | 14.1% |
| 磐田市 (2007) | 62.2% | 24.2% | 13.5% | 10.7% |

**調査結果 I-2
外国人の年金保険加入の状況**

| 項目 都市名 | 未加入 | 加入（厚生・国民） | | |
|---------------|-------|-----------|------|------|
| | | 合計 | 厚生年金 | 国民年金 |
| 豊橋市 (2004) | 91.6% | 6.7% | 4.0% | 2.7% |
| 浜松市 (2006) | 64.7% | 10.6% | 7.1% | 3.5% |
| 磐田市 (2007) | 78.2% | 9.0% | 4.5% | 4.5% |

資料 2

企業の外国人に関する取組事例(調査2)

企業から95事例の回答があり、特徴的なものを取り上げた。

| No | 業種 | 取組分類 | 事例の内容 | 問題点 |
|----|---------------|------------------|--|---|
| 1 | 電気機械器具 製造 | 教育支援 待遇 | <ul style="list-style-type: none"> 学校ホットラインの設置。市内の学校・教育委員会と専用回線を設置し、学校の子どもの緊急事態に学校から保護者に連絡が取れるようにした。 社内に食品から書籍まであるブラジルショップを設置。 社員食堂にブラジル食のメニューを日替わりで提供、調理は日系ブラジル人が行う。 外国人が多い小学校2校、中学校1校へ理科教育教材の寄贈。 | — |
| 2 | 電気機械器具 製造 | 教育支援 待遇 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> ブラジル人学校への寄付。(援助団体を通じて) 研修生については10年の実績がある。ベトナム人30名、福利厚生一般社員並み(スキー旅行、社員旅行等)日本語検定試験受験支援している。 中国人留学生を期間契約社員から正社員へ登用、今後も戸を開いていきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 研修制度を正当に実施している企業に影響を与える事件がおきている。制度そのものに不備がある。 外国人施策に関する政府の根本的見直しが必要。日系人の私立学校の設備教育内容不十分、学校制度の特例として援助、或いは公立校に特別のクラスを増設するなど。 |
| 3 | 輸送用機械等 製造業 | 教育支援 待遇 | <ul style="list-style-type: none"> ブラジル・ペルー人学校へ年額2万円を寄付。 日本人と同等の待遇でブラジル人とペルー人を雇用。(期間契約社員) | <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同じ待遇でも残業が少ないとすぐに転職してしまう。 居住地の住民と馴染めていないようである。 |
| 4 | 輸送用機械等 製造 | 教育支援 待遇 | <ul style="list-style-type: none"> ブラジル・ペルー人学校へ寄付。 渡航費の立替、厳しい作業現場に配属された者に特別手当支給。年1回の健康診断(交代勤務者は年2回)。社内文書の翻訳。 各種公的手続き等の支援、代理申請、日常生活支援(医療機関、交通事故、ゴミ分別等) | <ul style="list-style-type: none"> 医療費、渡航費の立替・貸付が回収できず貸し倒れとなることがある。 夏期休暇等の長期休暇のあと、勝手にアパートを退去し連絡が取れなくなることがある。 生活支援すると何でも会社がやってくれると思い、無理難題を言われることがある。 |
| 5 | 電気機械器具 製造 | 教育支援 待遇 | <ul style="list-style-type: none"> 市内ブラジル人学校に寄付。(初年度300万、翌年度から100万円) 週1回日本語教室開催。 外国人社員は単身者で子女はない。しかし、CSRとして派遣社員を対象に週3回日本語教室開催(派遣会社と共に)している。 派遣請負会社に関係法令を順守するよう指導。(労基法や社会保険加入について) | <ul style="list-style-type: none"> 派遣社員の日本語学習に対する意識が低く参加者が少ない。 |
| 6 | 人材派遣 | 教育支援 待遇 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> 本社のあるA市に外国人学校を立ち上げた。 日本語教育を個別に対応。 永住権と自己所有住宅のある社員を正社員に登用。 自社工場があることから、検査訓練、安全衛生教育・訓練、交通安全教室を実施している。 会社独自の共済組合があるので、社会保険加入のメリットが少ない 自動車所有の際、免許の有無と各種保険の加入を確認。 | — |
| 7 | 人材派遣 業務請負 | 教育支援 | <ul style="list-style-type: none"> ブラジル人学校を設立、会社の建物内に学校がある。ゼロ歳から高校まで、延長して預かる。社員の子どもが多い。 | <ul style="list-style-type: none"> 仕事の減少により社員の県外転居が進み、在校する子どもの数が減少している。 |
| 8 | 人材派遣 業務請負 | 待遇 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> 会社が、保育園・幼稚園・学校への迎えを実施。 通訳の派遣を24時間行っている。(市役所等の諸手続き、病院の同行通訳の実施) 派遣前にマニュアルに従い安全・衛生教育を行い多様な業種に対応できるようにしている。 採用する前に簡単なポルトガル語によるテストを行い、理解度や適応性を確認している。 | <ul style="list-style-type: none"> ポルトガル語の求人雑誌に「社会保険等に加入」と記載したら応募がなくなった。 日本語教室を開催しようとしても、労働者自身に覚える気がない。 医療用語は専門的で正確な通訳ができない場合がある。 産婦人科の場合、男性通訳では対応が難しい。 |
| 9 | 輸送用機械等 製造業 | 待遇 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> ブラジル人向けのお菓子、ジュースの販売(生協内売店)、ブラジル人向け食事メニューの提供(フェジョン)、社内行事への参加。(夏祭り等) 安全衛生教育の実施、自動車安全運転講習会、フォークリフト講習会。 外国人の正規採用、中国人1名、ベトナム人1名。 | <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生教育にはビデオを使用するが、ポルトガル語、英語に対応していないため、外国人には理解が難しい。 |
| 10 | 輸送用機械等 製造 | 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> 日本語能力によって職制があり、給与に反映される。 長期雇用により定着してきている。 情報の翻訳等最低限のことは行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 教育に関する意識が高くなっているが、共働きでないと高度な教育を受けさせることが困難。 以前ほどではないが日系人は給与の高い会社へ転職する傾向が強い。 |
| 11 | 人材派遣 業務請負 | 待遇 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> 日本語が上達し勤務態度が良好であれば正社員へ登用。 就業時間外に週1~2回日本語教室開催(スタッフがボランティアで)。 病院への通訳の派遣又は同行。 社会保険の加入を説明会を開催し勧めているがなかなか加入しようとしないので、会社の負担による金銭的な保証(会社負担による勤勉手当)の拡充を考えている。 会社所有のマンションに居住。 自動車所有の場合は各種保険への加入が雇用の条件。 イベント、各種教室等の情報提供を、個人の給与明細と同封している。(確実に全員に情報を伝えるため) | <ul style="list-style-type: none"> 自ら学習せず通訳等日本語を話せる人をあてにしてしまい、日本語教室を開催しても学習意欲が低い。 妊娠等女性診療の際、男性通訳しかいない場合がある。 ごみの出し方が注意しても守られない。ゴミシールを貼らなかつたりする。 |



資料編

| | | | | |
|----|--------------|------------|---|--|
| 12 | 輸送用機械等 製造 | 待遇 雇用 | ・安定した労働力を確保するため、外国人労働者の正社員への登用を進める(現在ブラジル人6人、中国人2人が正社員)。 | ・派遣労働者は仕事を覚えた頃転職してしまうため、正社員に登用したいと考えている。しかし、社会保険加入の話をするとなりがならない人が多い。そのため派遣会社に頼らざるを得ない。長期的には正社員の方が安定することが理解できず、自らの手取額を気にする。 外国人は定住化する傾向にあるので、単なる「外国人労働者」ではなく「一人ひとりの人間」として扱わなければならなくなっている。年金制度は外国人が加入に理解を示せるような制度に法改正してほしい。 |
| 13 | 輸送用機械等 製造 | 待遇 雇用 | ・モチベーションを上げるため、年2回査定により正社員への登用を実施。ブラジル人は勤続3年以上、日本語能力、永住権、自前の住居(アパート可)、その他勤務成績等を基準として登用。 ・以前は日本語教室を行っていたが、日本語理解度が高くなつたと判断しやめている。 ・衣食住に関するマナー本作成、レクリエーション補助金(年2回1回2,000円)支給。忘年会は家族も含めて招待。 ・期間契約社員で、ブラジル人226名(内正社員9名)、中国人64名(内正社員3名、研修生24名、実習生37人)その他9名 | ・正社員登用の査定の際、不満を持つものもいる。 |
| 14 | 輸送用機器製 造 | 待遇 | ・勤続2年以上で成績優秀な人を職制に登用。係長代理1名、班長2名、副班長6人。(役職手当て対応) ・正社員への登用を検討中。 | ・職制登用に関してはことばが障害。ある程度日本語の能力がないと仕事の指示が的確に伝わらない。 |
| 15 | その他製造 | 待遇 雇用 | ・系列の中国工場から選抜して研修生を受け入れ、10ヶ月目に技能試験を受け合格したものが2年目から技能実習生となる。技能試験は3級取得を目指す。研修生専用の寮を用意している。待遇は日本人と同等。 | ・研修期間の3年は短い、地域住民としての意識も芽生えない。 ・終了後、中国の工場へ戻る人はごくわずかで、働いたお金を元手に事業を起こしたり、転職するものが多い。 |
| 16 | 人材派遣 業務請負 | 雇用 | ・現状は、社会保険加入2割、国保4割、海外保険4割である。社会保険加入を進めているが、本人が嫌がるため加入が進まない。 | ・以前は時給単価が高かったので、社会保険のコストも吸収できたが今は苦しい。 |
| 17 | 人材派遣 | 待遇 雇用 | ・日本人と同一賃金。 ・寮や社宅の用意。 ・就労資格・パスポート・ビザの確認後に採用。 | ・言語のハンディが大きい。 ・最近は日本語が話せないと就労を断る企業が多くなっている。 ・中国人は就労意識より金銭への意識が強く日本の一般常識が通じにくい。 |
| 18 | その他の業種 | 雇用 | ・外国人労働者も日本人と同様の雇用体系である。当社にとってかかせない存在となっている。 | ・定着率が悪い。 ・社会保険の加入で手取りが減ることに不満を漏らす人が多い。 |
| 19 | 自動車部品組 立 | 待遇 教育支援 | ・能力に応じた職制等の待遇。 ・外国人学校設立支援とその後の経済的援助。 ・病気等の場合担当が同行。 ・家族構成に適した住居の提供。 ・交通ルールの講座の開設。 ・長期就労者には社会保険の加入を指導。 | — |
| 20 | 業務請負 | 待遇 雇用 | ・社会保険加入の導入を検討中。 ・帰国までの安定雇用の実現。 | ・社会保険の加入については社員の大多数が反対で実現していない。 ・預貯金が全くない人が多く、日本での必要最低限のルールを間違えていることもある。 ・時給や手取り金額が最大の関心事である。 |
| 21 | 輸送用機械等 製造 | 雇用 | ・コンプライアンスの取組み、在留資格の確認や社会保険の加入、時間外勤務等も法令順守・適正管理を徹底している。 ・派遣会社が用意した監督兼通訳者を置いて管理している。 | ・外国人労働者への支援は、社会貢献という点から必要であるとは受け止めている。 ・自治体と連携を図るには派遣会社からのアプローチの方が早い。 ・業務上の日本語は理解しても、日常会話は7割から8割の人が話せない。 |
| 22 | 金属製品製造 | 待遇 雇用 | ・ベトナムから研修生受け入れ、研修生保険、寮費、食費、光熱費、健康診断、研修生保険等全て会社負担。2年目からは実習生として社会保険加入。福利厚生は社員と同等。 ・日本語検定を受検するよう指導。 | ・本国での罰則がゆるいのか、ここ2~3年逃亡する研修生が多かつたが、最近はなくなってきた。 |
| 23 | 輸送用機械等 製造 | 待遇 雇用 | ・中国からの研修生を受け入れており、日本語学習も行っている。2年目からは実習生として社会保険に加入。 ・中国人2名正規採用し研修生実習生の指導に当たる。 | ・研修技能実習制度を3年を5年に延長してもらいたい。 ・日本の生活習慣に慣れるのにかなりの時間がかかる。 |
| 24 | 食品製造業 | 雇用 | ・中国工場から研修生受け入れ、1年目は外国人研修生総合保険、2年目からは実習生で社会保険。日本人と同様に顧問の医師による毎月の検診や相談あり。社内文書は中国語。 ・1年目の研修生には余暇を利用して3ヶ月間ほど日本語と日本の生活習慣を教えている。 ・地元地域との交流として運動会や祭り、小学校との交流を行っている。 ・日本を理解するため、毎年大阪・京都への日帰り旅行実施し補助を出している。 | — |

自治体との連携に関する企業の意向調査(調査3)

(73社から回答)

企業が必要と思う項目に○

特に重要なものは3つ以内で○

「自治体との連携が可能」欄は、企業が何らかの負担ができるもの

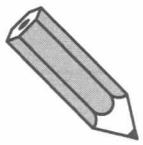
| 項目 | ◎ | ○ | 自治体との連携が可能 | 項目に関する意見要望等 |
|----------------------|----|----|------------|---|
| 1 日本語の教育 | 22 | 40 | 22 | ・日本語を話す必要に迫られないと学習しようとしているが正社員になる人は日本語が堪能である。 |
| 2 母語による生活相談の充実 | 16 | 29 | 10 | ・行政の行っているサービスの情報が企業まで伝わらない ・教育制度の周知が必要 |
| 3 母語による行政サービス情報の提供 | 8 | 30 | 14 | ・会社での情報提供に協力できる ・ゴミの出し方の徹底が必要 ・会話ができても読むことができない人は多い ・やりすぎると日本語を学ぼうとしなくなる |
| 4 住居のあっせん | 10 | 20 | 10 | ・民間の賃貸住宅は外国人を拒むところもある ・条件を緩和し入居しやすいようにすることも必要 ・公的保証人制度導入を望む |
| 5 職業に関する相談やあっせん | 3 | 14 | 6 | ・本人の選択肢が広がる。 ・しっかりしていない社員のフォローは必要。 |
| 6 母語による医療相談 | 23 | 26 | 4 | ・専門医院の設置 ・有料の相談でもよい ・病院での通訳が必要 |
| 7 法制度等の改善(年金、在留管理など) | 32 | 19 | 9 | ・年金に関する不備な点が多く問題。 ・年金制度がネックとなり社会保険の加入が進まない ・不法入国者の取り締まり強化 ・外国人向けパンフレットが不十分 |
| 8 娯楽・教養イベントの企画 | 0 | 21 | 7 | ・外国人が参加しやすいイベントを多くしてもらいたい ・固有の文化によるイベントへの理解が必要 |

<項目1～7までの項目以外の意見・要望等>

- ・地域の外国人に対する偏見がまだある。
- ・未就学児童生徒への支援が必要だ。
- ・外国人犯罪の防止に力を注ぐ必要がある。
- ・自治体との連携は、管理資料の提出等雑務が増加するため大変な面がある。

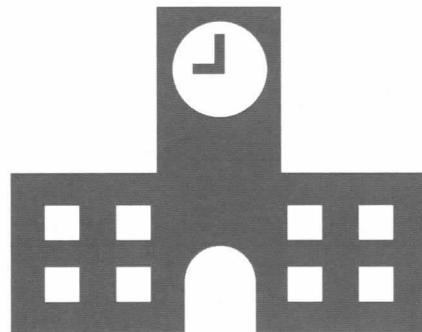
企業と自治体とが協力関係にある組織の調査(調査4)

| No | 都市名 | 設立年 | 組織の名称 | 目的 | 組織の構成 |
|----|-----|-------|--------------------------------|--|---|
| 1 | 豊田市 | 1988年 | 豊田市教育国際化推進連絡協議会 | 豊田市の国際化を推進するため帰国児童生徒及び外国人児童生徒の個に応じた特色ある教育活動のありかたに及び一般生徒との地域との連携を行う。 | 豊田市教育委員会、豊田市内の各小・中学校及び幼稚園・保育園、豊田市内の高等学校、海外進出している企業及び外国人労働者を雇用している企業、豊田市国際交流協会、豊田市社会会館・子ども部事務局: 豊田市教育委員会 学校教育課 |
| 2 | 岡崎市 | 2001年 | 豊田市多文化共生推進協議会 | 外国人籍住民の受け入れ態勢を整備し、互いに尊重しあって暮らすことのできるふれあいのあるまちづくりを進める。 | 豊田市国際交流協会、商工会議所、名古屋人國管理局、愛知労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、愛知社会保険事務所、豊田市社会保険事務所、愛知県多文化共生促進室、愛知県営住宅管理室、愛知県建設事務所、愛知県教育事務所、愛知県児童相談センター、警察署、都市再生機構中部支社、(財)住宅管理協会、愛知県住宅供給公社豊田住宅管理事務所、保育園地自衛区3、中学校・市民館、教育委員会、NPO法人3法人、豊田市社会部・産業部・市民館、市民相談社会保険労務部門代表、日本語指導員(日系人代表)、豊田市社会部・産業部・市民館、市民相談社会保険労務局、豊田市社会部・自治振興課 |
| 3 | 小牧市 | 2006年 | 豊田市外国人防災ネットワーク会議 | 大地震などの大規模災害が発生した際、豊田市に居住もしくは滞在する外国人の被災、避難状況を迅速かつ正確に把握するとともに、適切な防災行動をとるための情報提供を行う。 | 企業8社、保見団地日系人雇用企業連絡協議会、(財)海外技術者研修協会中部研修センター、(財)オイスカ人材研修日本研修センター、(ラジル人学校)3校、NPO法人4法人、大学2校、南山国際高等・国際中学校、ホテル2、教育委員会 |
| 4 | 飯田市 | 1992年 | 岡崎地区外国人雇用管理推進協議会 | 日系人を始めとする外国人へ労働者を合法的に雇用する企業の適正な雇用管理の推進を図る。 | 顧問 国崎公立職業安定所所長、岡崎市社会保険事務所所長 岡崎市市民文化部部長代理 岡崎市国際技術専門学校校長 愛知県立西三河事業所長 岡崎市次長計1名 相談役 以下 相談役1名 会員1名 副会長1名 事理2名 監事1名 法人会員5名 一般会員15名 事務局5名(岡崎商工会議所) |
| 5 | 磐田市 | 1994年 | 小牧国際化問題連絡協議会 | 国際化の進展に伴い、小牧市に在留若しくは就労する在日外国人と地域住民との安全で良好な関係を維持するため、正規の手続きを経て在留・就労する外国人の保護・援助等の活動を積極的に推進して国際化問題を認めるとともに、これを阻害する不法就労や悪質な就労斡旋等の反社会的要因を除去し、もつて、平穏で安全な企業環境と地域社会づくりに寄与する。 | 企業21社、小牧市役所(参与)、小牧警察署(顧問) |
| 6 | | 1996年 | 飯田地区外国人安全対策協議会 | 外国人を多く雇用している人材派遣会社のネットワーク。関連会社及び警察などの連携により、外国人労働者を雇用する上での、法律の変更点・運用等の確認により、適正な雇用関係を維持する。 | 人材派遣関係企業10社、警察署、(ラジル人協会、飯田市 |
| 7 | | 2005年 | 磐田市多文化共生推進協議会 | 多文化共生社会の実現に向けての施策の推進を図る。 | 委員20名(企業4社、商工会議所、自治会関係者、教育関係者、(ラジル人学校)オブザーバー9名(静岡県、警察、磐田国際交流協会、市関係各課) |
| 8 | | 2007年 | 多文化共生についての企業情報交換会 | 多文化共生は行政・地域・企業の連携が不可欠との認識を共有すること、意見交換。 | ①外国人労働者の派遣先企業、②商工会議所・商工会、③自治会関係者、④市役所(平成19年度参加予定)外国人労働者の派遣・請負会社 |
| 9 | | 2005年 | 上田市外国籍市民支援会議 | 市民が、国籍や民族、文化の違いを踏まえ、すべての人人が互いに認め合い、尊重しあうことのできる社会を実現するため、外国人籍市民に対する必要な支援を明らかにし、多文化共生のまちづくりを推進する。 | 労働基準監督署、ハローワーク、地方事務所、教育事務所、保健所、警察署、商工會議所、行政書士会、社会保険労務士会、自治会連合会、保育園運営、(ラジル人協会、地域ボランティア団体(3団体)、企業13社、アドバイザー15名)明治大学山崎啓造教授(八国管理局)、社会保険事務所、(財)長野県国際交流推進協会、日本力行海外協会 |
| 10 | | 2006年 | 外国人に関する企業・学校・行政及び国際交流協会との合同懇談会 | 多文化共生社会実現について情報交換を行う場として、まずは同じテーブルについて話し合いを持つことから始めた。 | 企業4社(うち人材派遣会社3社)、交際交流協会、行政、教育委員会、公立小学校 |



岐阜・三重・滋賀ブロック資料

外国人児童生徒の 教育について



外国人集住都市会議みのかも 2007

外国人児童生徒の教育について

緊急提言 「公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れについて」

外国人集住都市会議では、浜松宣言（2001年）以来、国に対して外国人児童生徒の受け入れ体制整備を求めてきた。

昨年12月にとりまとめられた外国人労働者問題関係省庁連絡会議の「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」において、「外国人の子どもの教育の充実」が掲げられ、それを受け、文部科学省は、2007年7月30日、「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会」の設置を発表した。

また、同省は、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査（平成18年度）」と、「外国人の子どもの不就学実態調査」の結果を公表した。前者の調査の結果、日本語指導が必要な児童生徒の数は、前年から2000人近く増加したことが明らかになっている。

そこで、外国人集住都市会議では、昨年11月の「よっかいち宣言」の教育に関する提言とともに、さらに検討を重ね、各提言に共通する基本的な考え方を示した上で、国に対して以下の緊急提言を行う。

【外国人児童生徒教育に対する基本的な考え方】

- 1 日本が批准した「国際人権規約」や「子どもの権利条約」に明記されているように、国籍や民族などの違いにかかわらず、日本に暮らすすべての子どもの教育を受ける権利が保障されなければならない。
- 2 外国人児童生徒の教育は、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合いながら共に生きる多文化共生社会をめざした教育（多文化共生教育）の一環として行われなければならない。
- 3 外国人児童生徒の教育は、学校、家庭、地域の連携はもちろんのこと、国、地方自治体、民間企業、市民団体等が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって取り組んでいかなければならない。

提 言

1 外国人児童生徒等の教育に関する推進体制の早急な整備

- (1) まず外国人児童生徒の教育に関する基本方針を策定する。また、現在改訂作業が進んでいる学習指導要領の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に、外国人児童生徒への配慮を取り上げるとともに、教育振興基本計画においても、外国人児童生徒教育の充実方策を明記する。外国人児童生徒担当教員の配置を増やす。経済界と協力して外国人児童生徒の教育を支援する基金を創設する。
- (2) 地方自治体に対して、地域の実情に即した外国人児童生徒教育の基本方針を策定するとともに、外国人児童生徒担当教員や外国人児童生徒の母語や文化的背景を理解する支援員等の配置の増員や、外国人児童生徒の教育に関する資質と実践力を高める教員研修の充実を図るよう求める。

- (3) 民間企業に対して、外国人の子どもや外国人児童生徒の就学を支援する地域社会への貢献を促進するよう働きかけるとともに、行政と連携して、外国人児童生徒教育を支援する基金の創設を求める。
- (4) 市民団体が行政や企業等と連携して、外国人の子どもの就学と外国人児童生徒の日本語や教科の学習を支援できるよう環境整備に努める。

2 外国人児童生徒の日本語指導、適応指導体制の充実

- (1) 日本語指導の目標を示すと同時に、外国人児童生徒の日本語力を測定する試験を開発する。
- (2) 「にほんごをまなぼう」をもとに、初期指導からJSLカリキュラムへ繋がる段階までをカバーする教材の開発を行う。また、JSLカリキュラムがほとんど普及していない原因を探り、その改善や普及をめざす。
- (3) 外国人児童生徒担当教員の加配を増やすとともに、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校への日本語指導等協力者の配置を推進する。
- (4) 外国人の集住する地域において初期指導を行う教室の設置を推進し、その運営を支援する。
- (5) 大学の教員養成課程に外国人児童生徒に対する日本語指導や多文化共生教育に関する内容を含めた授業科目を追加し、教員免許取得の必須科目とする。また日本語を免許教科とした免許状の設置を検討する。さらに、ブラジル人の多い地域の大学において、ポルトガル語専攻の設置や中南米（ブラジル等）の研究者などの招聘が積極的に進むよう支援する。
- (6) 外国人児童生徒の適応指導を行う相談員等の配置を行うとともに、すべての児童生徒を対象とした多文化共生教育の充実を図る。

3 外国人の子どもの就学促進体制の整備

- (1) 外国人の子どもの不就学に関する全国調査を第三者機関に委託し実施するとともに、その分析を行い、不就学を生まないシステムを確立する。
- (2) 小中学校入学時の就学案内や就学援助制度の周知が多言語で行われるよう、より一層制度の充実を図る。
- (3) 渡航前や入国時の外国人に対し、日本の教育制度に関する情報が確実に提供され理解される対策を実施する。
- (4) 関係省庁の連携を図り、在留期間更新や在留資格変更の時に、子どもの就学を確認し就学支援の機会を増やす。
- (5) 外国人の子どもの就学手続きの際に、居住地等の確認を行う必要がある場合には、一定の信頼が得られると判断できる書類による確認とするなどの柔軟な対応について、さらなる周知徹底を図る。
- (6) 保護者の就学意識を高める啓発のあり方についての方策を推進する。また一定の要件を満たす外国人学校を教育機関として認め、法制度の見直しや支援を行う。



1 公立学校数と在籍児童生徒数および同年齢の外国人登録者数

| 都市名 | H14.5 | | | | H19.5 | | | | H19-H14 | | | |
|-------|-------|-----|---------|----------|-------|-----|---------|----------|----------------|----------|-------------------------|---------|
| | 学校数 | | 在籍者数(1) | | 学校数 | | 在籍者数(3) | | 同年齢の外国人登録者数(4) | | 同年齢の外国人登録者数(4)/(3)(B) % | |
| | 小学校 | 中学校 | 在籍者数(1) | 児童生徒数(2) | 小学校 | 中学校 | 在籍者数(3) | 児童生徒数(4) | 在籍者数(3) | 児童生徒数(4) | 在籍者数(3) | 在籍者数(4) |
| 太田市 | 18 | 11 | 12,284 | 261 | - | 2,1 | 26 | 16 | 18,903 | 453 | - | 2,4 |
| 大泉町 | 4 | 3 | 3,729 | 309 | 646 | 8,3 | 4 | 3 | 3,415 | 350 | 737 | 10,2 |
| 上田市 | 16 | 7 | 11,063 | 151 | 260 | 1,4 | 25 | 11 | 14,269 | 299 | 425 | 2,1 |
| 飯田市 | 17 | 8 | 9,841 | 149 | 195 | 1,5 | 19 | 10 | 9,639 | 172 | - | 1,8 |
| 浜松市 | 65 | 33 | 50,707 | 868 | 1,556 | 1,7 | 112 | 50 | 66,792 | 1,582 | 2,891 | 2,4 |
| 富士市 | 25 | 14 | 23,116 | 192 | 283 | 0,8 | 25 | 14 | 22,191 | 236 | 333 | 1,1 |
| 磐田市 | 23 | 10 | 15,157 | 209 | 434 | 1,4 | 23 | 10 | 14,171 | 380 | 762 | 2,7 |
| 袋井市 | 12 | 4 | 7,545 | 91 | 195 | 1,2 | 12 | 4 | 7,272 | 141 | 350 | 1,9 |
| 湖西市 | 5 | 3 | 3,937 | 116 | 169 | 2,9 | 5 | 3 | 3,886 | 163 | 271 | 4,2 |
| 豊橋市 | 52 | 22 | 34,416 | 644 | 1,100 | 1,9 | 52 | 22 | 34,790 | 1,147 | 1,836 | 3,3 |
| 岡崎市 | 42 | 18 | 32,490 | 220 | 593 | 0,7 | 50 | 19 | 33,240 | 404 | 745 | 1,2 |
| 豊田市 | 52 | 20 | 32,243 | 440 | - | 1,4 | 76 | 26 | 37,821 | 648 | 1,142 | 1,7 |
| 西尾市 | - | - | - | - | - | - | 14 | 6 | 9,907 | 203 | 610 | 2,0 |
| 小牧市 | 16 | 9 | 13,342 | 267 | - | 2,0 | 16 | 9 | 13,633 | 525 | 666 | 3,9 |
| 大垣市 | 17 | 9 | 13,395 | 212 | 364 | 1,6 | 22 | 10 | 14,147 | 276 | 546 | 2,0 |
| 美濃加茂市 | 9 | 3 | 5,009 | 118 | 238 | 2,4 | 9 | 3 | 4,984 | 226 | 434 | 4,5 |
| 可児市 | 10 | 5 | - | - | - | - | 11 | 5 | 8,627 | 307 | - | 3,6 |
| 津市 | - | - | - | - | - | - | 59 | 22 | 22,771 | 354 | 607 | 1,6 |
| 四日市市 | 39 | 21 | 26,191 | 155 | 461 | 0,6 | 40 | 22 | 26,928 | 343 | 750 | 1,3 |
| 鈴鹿市 | 30 | 10 | 17,327 | 209 | 497 | 1,2 | 30 | 10 | 18,325 | 452 | 790 | 2,5 |
| 伊賀市 | - | - | - | - | - | - | 25 | 12 | 7,868 | 196 | - | 2,5 |
| 長浜市 | 13 | 6 | - | - | 191 | - | 13 | 6 | 8,071 | - | 270 | - |
| 湖南市 | 9 | 4 | 5,605 | 76 | - | 1,4 | 9 | 4 | 5,066 | 137 | 272 | 2,7 |

※同年齢の外国人登録者数は、小牧市は4月9日現在、鈴鹿市は6月末現在、長浜市は4月1日現在
 ※長浜市、上田市、浜松市のH14は旧市のみ
 ※津市のH14は合併により不明また学校数及び外国人登録者数は8月1日現在
 ※大垣市のH14は在籍外国人児童生徒数及び外国人登録者数は8月1日現在

2 公立小中学校における外国人児童生徒教育を主とする教員等の数

単位:人

| 都市名 | H14.5 | | | | H19.5 | | | | H19-H14 | | | | |
|-------|-----------|------|-----|-----|-------------|------|-----|-----|-------------|------|-----|-----|---|
| | 県費 教員数 | 支援員数 | 教員数 | 職員数 | 市町村費 教員数 | 支援員数 | 教員数 | 職員数 | 市町村費 教員数 | 支援員数 | 教員数 | 職員数 | |
| 太田市 | 19 | 0 | 0 | 13 | 0 | 17 | 0 | 8 | 20 | 0 | -2 | 0 | 8 |
| 大泉町 | 10 | 0 | 0 | 8 | 0 | 10 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 上田市 | 7 | 0 | 0 | 8 | 10 | 5 | 0 | 4 | 16 | 3 | 5 | 0 | 1 |
| 飯田市 | 5 | 3 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | -1 | -3 | 0 |
| 浜松市 | 31 | 0 | 0 | 15 | 35 | 0 | 0 | 4 | 22 | 4 | 0 | 0 | 4 |
| 富士市 | 10 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | -5 | 0 | 0 | 0 |
| 磐田市 | 10 | 0 | 0 | 3 | 1 | 9 | 0 | 0 | 11 | 0 | -1 | 0 | 8 |
| 袋井市 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 湖西市 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 豊橋市 | 24 | 1 | 0 | 10 | 0 | 42 | 1 | 0 | 17 | 8 | 18 | 0 | 7 |
| 岡崎市 | 5 | 0 | 0 | 2 | 11 | 0 | 0 | 0 | 4 | 6 | 0 | 0 | 2 |
| 豊田市 | - | - | - | - | 22 | 1 | 0 | 39 | 0 | - | - | - | - |
| 西尾市 | - | - | - | - | 7 | 0 | 0 | 3 | 1 | - | - | - | - |
| 小牧市 | - | - | - | 5 | - | 22 | 0 | 0 | 13 | 0 | - | - | 8 |
| 大垣市 | 2 | 0 | 0 | 1 | 7 | 2 | 0 | 0 | 6 | 5 | 2 | 0 | 5 |
| 美濃加茂市 | 7 | 2 | 0 | 3 | 10 | 1 | 0 | 1 | 9 | 3 | -1 | 0 | 6 |
| 可児市 | - | - | - | - | 10 | 2 | 0 | 9 | 0 | - | - | - | - |
| 津市 | - | - | - | - | 16 | 0 | 0 | 7 | 0 | - | - | - | - |
| 四日市市 | 4 | 0 | 0 | 13 | 10 | 0 | 0 | 4 | 17 | 6 | 0 | 0 | 4 |
| 鈴鹿市 | 9 | 0 | 0 | 5 | 0 | 15 | 0 | 0 | 9 | 0 | 6 | 0 | 4 |
| 伊賀市 | - | - | - | - | - | 7 | 0 | 0 | 2 | - | - | - | - |
| 長浜市 | 5 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 | 3 | 0 | 6 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 湖南市 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | -2 | 0 | 0 | 1 |

※長浜市、浜松市のH14は旧市ののみ

※津市のH14は合併により不明

※美濃加茂市のH19県費教員数は非常勤2名を含む

※四日市市のH19市費支援員のうち、5月より 県:外国人児童生徒教育支援センター事業協力員1人 国:帰国外国人児童生徒受入促進事業指導協力者2人

箇栏2

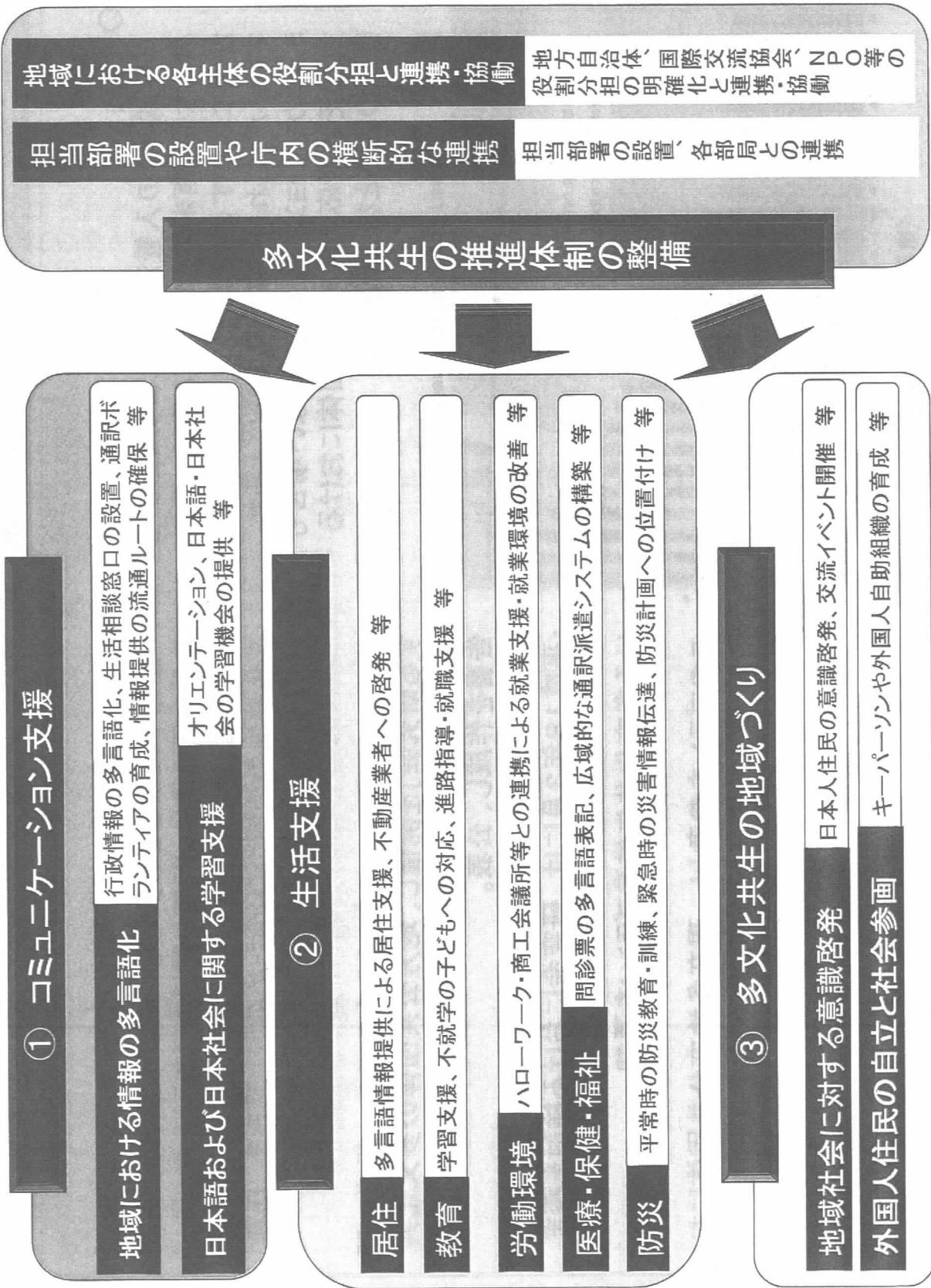


資料編



外国人集住都市会議みのかも2007

多文化共生推進プランの概要（平成18年3月）



多文化共生の推進について

総務省資料

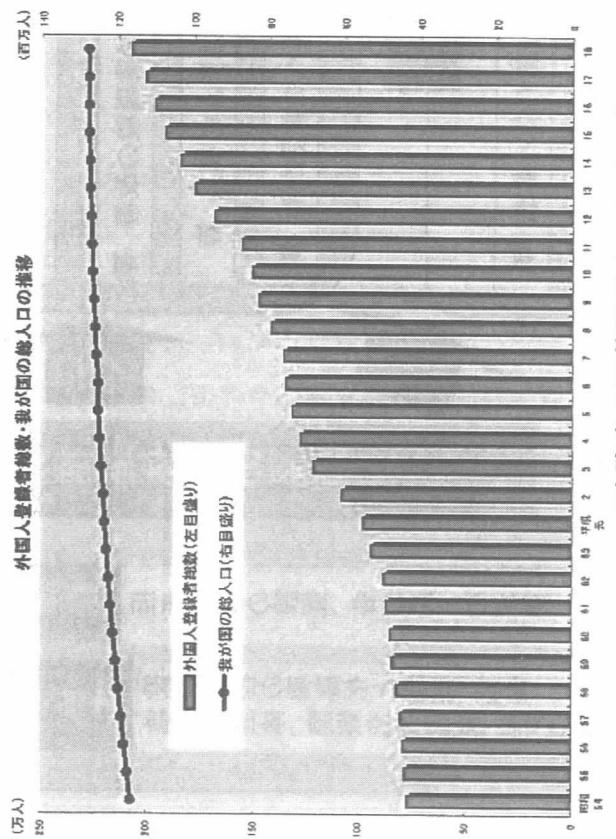
- 背景 平成2年の入管法改正により入国者が容易になった南米からの日系人等は、近年急速に増加するとともに、定住傾向を示しているが、これらの方は日本語によるコミュニケーションが十分にできない場合も多く、その対応が地方公共団体における喫緊の課題となっている。

- 施策の概要 「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしたく、「地域社会の構成員として共に生きていく」という多文化共生の地域づくりのための取り組みを、総務省においても推進。

- ・平成17年度、18年度と「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、地方公共団体の多文化共生施策全般について検討の上、各年度において報告書を作成し、公表。

- ・平成18年3月には、研究会における検討を踏まえ、地方公共団体の施策の参考となる「地域における多文化共生推進プラン」を通知。

- ・このプランを参考とし、現在各地方公共団体において、多文化共生施策の推進に関する指針・計画を策定しているところ。



(法務省入国管理局ホームページより)

新たな在留管理制度の検討を巡る状況について

平成19年11月28日

法務省入国管理局

1 これまでの緯等等

- (1) 政府は、平成17年7月19日、犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置し、外国人の在留情報を正確に把握し、総合的に管理する制度の在り方について検討を開始。平成19年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議に「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について」を報告。
- (2) 法務省としても、各方面の有識者から新たな外国人の在留管理の在り方にについて意見を聴取し、今後の法務行政に活かすため、平成19年2月1日、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会（以下「政策懇談会」という。）の下に在留管理専門部会（以下「専門部会」という。）を設置。累次会合を開催、東京入国管理局及び東京都港区役所の視察や在留外国人と関係がある15団体・関係者（浜松市、美濃加茂市、大泉町、経団連、連合、日本弁連等）から意見聴取。それを踏まえて、現行の在留管理制度の問題点や今後検討すべき課題等を「新たな在留管理制度に関する検討状況（中間報告）」（以下「中間報告書」という。）にとりまとめ、8月1日に開催された政策懇談会との合同部会に中間報告。
- (3) 「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定、以下「閣議決定」という。）においても、在留外国人の入国後のチェック体制の強化が盛り込まれ、その中で、外国人登録制度の見直しについては、「外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する」こととされ、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされている。



2 「新たな在留管理制度に関する検討状況（中間報告）」（概要）

（1）現行の問題点及び新たな在留管理制度の目的

現行の在留管理制度の問題点として、①法務大臣が外国人の在留情報を随時的確に把握できていないこと、②出入国管理及び難民認定法と外国人登録法による二元的な情報把握・管理の問題などが指摘されている。

これを解消するため、新たな在留管理制度では、法務大臣が中長期間在留する外国人の在留情報を一元的、正確かつ継続的に把握するシステムを確立し、的確な在留管理を行えるようにするとともに、行政の効率化や外国人の負担軽減を図ることとされ、そのための制度の検討や在留カード（仮称）の交付などが示されている。

その他の問題点として、外国人に住民基本台帳制度の適用がないことから、在留外国人の公正な管理に資することを目的としている外国人登録制度が、事実上、市区町村における行政サービス提供の基礎として使われていることについて、両制度は制度及びその目的が異なるため、行政サービス提供に様々な支障が生じていることや、市区町村が、1つの世帯に外国人と日本人がいるいわゆる混合世帯を把握することが困難になっていることも指摘されている。これらの問題については、閣議決定を踏まえ、適法な在留外国人の台帳制度の整備について、関係省庁においても検討が進められることが望まれるとされている。

（2）新たな在留管理制度の在り方の検討課題

専門部会における議論は未だ完了していないため、検討課題を論点として示すにとどめている。具体的には、①外国人の在留情報把握の制度の一元化、②市区町村との関係、③在留カード（仮称）の交付、④外国人の所属機関から法務大臣への情報提供の在り方、⑤行政機関相互による情報の共有（個人情報保護、情報セキュリティ対策等）、⑥法務大臣による情報の保有（個人情報保護、情報セキュリティ対策等）及び利用の在り方等の各項目につき、具体的に論点を示し、検討を行っている。

3 今後のスケジュール

専門部会における更なる検討、政策懇談会における議論を経て、平成20年3月までに、同懇談会から法務大臣に報告する予定である。

外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について

(平成19年7月3日)

1. 現状の問題点

在留外国人(特にニューカマー)の居住・就労の実態が必ずしも十分に把握されていない原因は、以下のとおり整理できるのではないか。

- 外国人の在留管理が出入国管理法(国の事務)と外国人登録法(市(区)町村の法定受託事務)により二元的に処理されている。

・ 在留資格、在留期間等の最新情報は、外国人本人が市区町村に申請しない限り、市(区)町村の登録原票及び外国人登録証明書に反映されない。

- 在留管理のチェックが点の管理(入国審査時及び更新時)にとどまり、その間の事項の変更が適切に把握されていない。
 - ・ 法務大臣には、外国人登録法上の届出事項について調査権限がない、一方、市(区)町村には職権消除の権限がない。
 - ・ 外国人登録法上の申請義務違反は、通常、在留期間の更新の際に考慮されておらず、禁錮以上の実刑に処せられないと退去強制事由にもならない。

- 不法滞在者にも外国人登録証(「在留の資格なし」と記載)が交付され、誤解を生じかねない。
 - ・ 不法滞在者にも登録を義務付け、登録証明書を交付しているため、一般人が正規滞在者と誤解したり、口座開設、携帯電話の購入等に身分証として使われ、継続在留を容易にしている。

- 就学先等の所属機関の協力が制度的なものでない。

2. ワーキングチームにおける検討

(注)特別永住者及び短期滞在者については、ここで検討対象としない。

今後は、次のような方向で検討を進めてはどうか。

(1) 法務大臣による在留情報の一元的把握

- ① 外国人の在留情報の把握については、現行の外国人登録制度の対象から除外し、法務大臣による入国管理制度に一元化することとともに、在留期間の途中における事情の変更(居住地、勤務先等の変更)についても、法務大臣への届出事項とする。

- ・ 入国情後の勤務先・通学先の変更や退職・退学等につき、本人から入管局へ届け出させることで、在留情報を逐次把握できる。
 - ・ 本人の届出義務違反を在留期間の更新等と関連させるとともに、入国管理局が保有する在留情報の正確性につき随時調査できることことで、実効性が担保できる。
 - ・ 届出を行つ外国人本人の負担を軽減できる。

- 在留許可を化体するものとしての在留カード(仮称)を発行する。

- ② 在留カード(仮称)の交付を入国・在留許可と連動させ、不法入国者には交付されない仕組みとする。
 - ・ 在留カード(仮称)の交付を入国・在留許可と連動させ、不法入国者には交付されない仕組みとなることで誤解が生じなくなる。

(2) 所属機関の協力、行政機関の情報の相互照会・提供

- ① 雇用状況報告制度の拡充・義務化により、外国人を雇用する全事業者は、厚生労働省に外国人労働者の雇用状況に係る情報を報告する。厚生労働省は、法務省の求めに応じ、在留状況の確認のための情報を提供する(雇用対策法の改正により措置済)。

- ② ①の対象以外の外国人の所属機関(学校、研修生の受入機関等)に対し、法務大臣が隨時照会できるようになり、所属機関は回答義務を負うこととする(義務違反に刑事罰は設けない)。

- ③ その他行政機関相互において、必要に応じ、保有する情報を相互に照会・提供できるようにする。

(3) 正確な在留情報に基づく的確な在留管理

- (1)及び(2)により把握された正確な情報に基づいて、入国管理局・取締当局において不適な在留活動の防止を図る。

(4) 市(区)町村との関係

〔経緯〕

- 平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議(第5回会合)
外国人の在留情報の把握と在留管理の問題について、関係省庁によるワーキングチームの設置が決定された。

- 「規制改革推進のための3か年計画」
(平成19年6月22日 開議決定)

「在留外国人の入国後におけるチエック体制の強化」の項において、
① 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供、及び② 外国人登録制度の見直しにつき、「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出」とされた。

今後の進め方

- 2.(1)、(2)に関しては、法務省の出入国管理専門部会において検討中
(平成20年3月末までに検討結果を法務大臣へ報告予定)。
- 2.(4)に関しては、内閣官房の調整の下、新たに総務省及び法務省その他関係省庁による検討の場において具体的な検討を行うこととしてはどうか。



「規制改革推進のための3か年計画」(抄)

(平成19年6月22日閣議決定)

9 国際経済連携

(2) 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

① 在留外国人の入国後のチェック体制の強化

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」、及び内閣官房が主宰する「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」において、関係各府省が相互に連携・協力して審議した結果や、個人情報保護に関する法律や条例等の趣旨も踏まえつつ、以下の事項について措置する。

ア 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】

外国人登録制度が後述①イのとおり大幅に見直されることを踏まえ、外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報について、国及び地方の財政負担を軽減しつつ、地方入国管理局が利用する外国人出入国情報システムと適法な在留外国人の台帳制度など、国の機関と地方公共団体との間において、及び、法務省と厚生労働省など、国の機関同士において、合理的な範囲で相互に照会・提供する仕組みの整備を行う。

これにより、国民健康保険の被保険者資格のように、本人の届出以前に資格が発生している場合の適用促進や、学齢児童生徒及び保護者への就学案内など、外国人住民からの申請がなくとも提供される行政サービスに係る利便の増進につながることで、後述①オの在留資格の変更、及び在留期間の更新許可に係る審査を効率的・効果的に行うことができ、「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」との地方自治法第10条第2項の規定が、外国人住民にとっても更に有効に機能することになると考えられる。(Ⅲ法務ウ⑦a)

イ 外国人登録制度の見直し【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】

外国人登録法(昭和27年法律第125号)は在留外国人の公正な管理に資すること

を目的としており、この点において出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）と変わることろがない。その目的は、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめることで達せられるとされるが、この点により、外国人登録制度は外国人住民の地位に関する記録としても利用されるところとなっている。

しかしながら、事務を行う市町村では、現行の外国人登録制度が世帯単位での住民の捕捉を想定していないため、これを把握して行政の効率的な運用に資するべく、独自のシステムを構築し、その開発や維持管理に相当の経費を支出せざるを得ない等の課題もある。

したがって、外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。その際は、先述①アの外国人の在留に係る情報の相互照会・提供が可能な仕組みと合わせて整備する。

なお、改編後の当該制度の目的は、現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）も参考として、外国人住民の居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することとする。

また、現在の外国人登録証明書に代わるものとして、例えば、在留カードを発行する場合には、出入国管理及び難民認定法第7条の2が規定する在留資格認定証明書や、同法第19条の2が規定する就労資格証明書の機能も併せて持たせることなども検討し、外国人の上陸や在留に係る手続全体の合理化を図る。（Ⅲ法務ウ⑦b）

ウ 使用者に対する責任の明確化

（ア）不法就労者を使用する事業主への厳格な対処【遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出】

出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項は、「事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者」や「外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下においていた者」等を不法就労助長罪の処罰の対象としているところ、同罪は故意犯であるため、当該外国人の在留資格に関する認識がない旨弁解した場合においては、同罪の適用は必ずしも容易ではない。

そこで、事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができるなど



の問題を踏まえ、不法就労者を雇用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう出入国管理及び難民認定法を改正する。

なお、同法の改正内容は、後述ウ（イ）の「『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化」との間で連携を図ると併せて、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」（平成5年5月26日労働省基発第329号、職発第414号、能発第128号通達）による外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格の確認を実効性あるものとする。（Ⅲ法務ウ⑦cア）

（イ）「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化【平成19年度措置】

職業安定法（昭和22年法律第141号）第53条の2において、厚生労働大臣は法務大臣の協力を求めることができるとされ、この協力を求めるのに必要となる外国人の雇用状況を把握するため、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第34条において、厚生労働大臣は事業主に外国人雇用状況の報告について協力を求めることができる旨が規定されている。

当該報告を、不法就労の防止、雇用保険の加入促進等、職業安定行政における必要性の観点から再整理して、雇用対策法（昭和41年法律第132号）を改正する。改正後は、外国人を雇用する全ての事業主に対して、国籍、在留資格・在留期限の報告を義務づけるとともに、その実効性を高める観点から、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則についても、雇用対策法や雇用保険法（昭和49年法律第116号）における現行規定との均衡を図りつつ、併せて措置する。

なお、報告先は従来通り公共職業安定所とし、様式や時期についても雇用保険被保険者資格に係る手続と同様とするなど、事業主の事務負担には十分に配慮する。また、収集した情報は出入国管理行政における効果的な在留管理の実施や、社会保険加入の徹底につなげるよう活用する。

さらに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に規定されている事項のうち、必要な事項を法的根拠のある指針に位置付けることについては、外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格確認義務の実効性が上がるよう、先述①ウ（ア）の「不法就労者を使用する事業主への厳格な対処」に係る出入国管理及び難民認定法の改正の方向性をも念頭に置きつつ、結論を得、速やかに措置する。（Ⅲ法務ウ⑦cイ）

エ 使用者以外の受け入れ機関等に対する責任の明確化【①ア、イの施行までに措置】

「入国・在留審査要領」（平成17年7月26日法務省管在第3260号通達）において、就学生や留学生が学ぶ教育機関に対して、その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを、出入国管理及び難民

認定法の関連法令へと格上げを図り実効性を高める。

格上げに当たっては、先述①ウ（イ）の外国人雇用状況報告の対象とならない雇用関係のない者（研修生等）も含み、不適正な事案が判明した場合の対処、資格ごとに異なると考えられる徵求事項への対応を可能とする隨時照会・回答といった手法についても規定する。（Ⅲ法務ウ⑦d）

オ 在留資格の変更、及び在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等【ガイドライン化については平成19年度措置、不許可事例の公表については19年度以降逐次措置、情報収集の在り方については①アの施行までに検討・結論】

現行法令下における在留管理制度の1つである出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格の変更の許可、もしくは在留期間の更新の許可を外国人が得るためには、変更、あるいは更新を適當と認めるに足る相当の理由があるときに限るとされる。相当の理由があるか否かの判断は専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の在留の状況、在留の必要性、相当性等を総合的に勘案して、認めるに足りるか否かを判断するとされる。

一方、外国人の在留期間の長期化、定着化傾向が進む中で生じている事象をかんがみるに、受け入れた外国人及びその家族の人権や文化的・社会的背景に配慮しつつ、「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」との地方自治法第10条第2項の規定も考慮しつつ、個別・具体的に対応することがますます重要になってきていると考えられる。

したがって、当初の上陸許可から一定の期間が経過した後に申請される在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可においては、法務大臣の自由な裁量を認めつつも、出入国管理及び難民認定法第22条、及び「永住許可に関するガイドライン」（平成18年3月31日法務省入国管理局公表）に倣って、「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」、かつ「その者の在留が日本国の利益に合する」との事情を考慮し、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、その内容をガイドライン化するとともに、許可されなかつた事例についても併せて公表する。

なお、考慮する事項としては、出入国管理行政の透明性の向上に加え、各市町村や関係行政機関における行政事務の遂行・窓口事務の円滑化の観点から、ア 国税の納付状況、イ 地方税の納付状況、ウ 社会保険の加入状況、エ 雇用・労働条件、オ （家族が同時に滞在している場合には）子弟の就学状況、カ （在留資格の特性に応じ）日本語能力等をガイドラインにおいて明示的に表記すべき

であるが、列挙した事項を外形的に利用することについては、徵収猶予等の付隨する状況を慎重に判断して運用することにも留意して措置する。

特に、才の子弟の就学状況に関しては、我が国に居住する外国人児童・生徒の保護者には日本国憲法第26条の規定が適用されないとされる中、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年条約第6号）第13条は外国人児童・生徒も対象として含むことから、同条が外国人児童・生徒の我が国における教育の機会を保障していくながら、その不就学の問題が指摘される状況にあって、どのような場合に在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件を充足したと認めるかどうかといった点だけでなく、不就学外国人児童生徒支援事業のほか、外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策について、関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、幅広く検討を行う。さらに、力の日本語能力に関しても、我が国においては各地の国際交流協会等が中心となって在留外国人に日本語教育機会を提供する現状にあって、地域日本語教育支援事業、JSLカリキュラム（日本語を第2言語として学習するカリキュラム）の開発に加え、我が国の受入れ機関の関与の在り方、送出し国における態勢の構築支援など、同様に幅広く検討する。

また、例示した諸情報は、外国人本人に書類の提出を求ることによる既存の制度で取得しうる情報を有効に活用しつつ、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集することが可能となるよう、先述①ア「外国人の在留に係る情報の相互照会・提供」の施行までに検討し、結論を得る。（Ⅲ法務ウ⑦e）

カ 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等【①ア、イに係る関係法案提出までに検討、結論】

在留資格「永住者」は他の資格と異なり、一度許可を受けなければ退去強制事由に該当しない限り我が国に引き続いて在留することが可能である。以降は在留期間の更新手続が原則として不要になるという意味では、出入国管理及び難民認定法が外国人に認める最も安定的な法的地位である。

その安定的な効果は同法第22条第2項が規定する「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること」、かつ「その者の永住が日本国の利益に合する」との要件に支えられていると考えられるが、「永住者」が在留管理上の規制をほとんど受けないとの現状は、在留期間に制限のあるその他の在留資格を得た者や、国籍法（昭和25年法律第147号）により帰化の許可を得て我が国の国籍を得た者に係る権利・義務関係との間で均衡を図る必要がある

と考えられる。

したがって、先述①ウ（イ）の『外国人雇用状況報告』の内容拡充・義務化により収集された情報の活用や、例えば、在留カードを発行する場合には、地方入国管理局での在留カードの確認申請期間を設けるなどの方法で、一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし、在留実績がない者等に対して入国・在留管理上の規制を行うことについて検討し、結論を得る。（Ⅲ法務ウ⑦f）



第5次出入国管理政策懇談会メンバー

(敬称略・50音順)

| | |
|------------|----------------------------------|
| (座長) 木 村 孟 | 大学評価・学位授与機構長 |
| 井 上 洋 | 日本経済団体連合会産業第一本部長 |
| 加 藤 朗 | 桜美林大学国際学部教授 |
| 小 寺 彰 | 東京大学大学院総合文化研究科教授 |
| 多賀谷 一 照 | 千葉大学法経学部教授 |
| 田 中 和 子 | 国際基督教大学教養学部教授 |
| 寺 田 範 雄 | 全国商工会連合会専務理事 |
| 内 藤 正 典 | 一橋大学大学院教授 |
| 中 島 厚 志 | みずほ総合研究所専務執行役員チーフエコノミスト |
| 中 谷 巍 | 多摩大学学長、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社理事長 |
| 長 谷 川 裕 子 | 日本労働組合総連合会常任中央執行委員・総合労働局長 |
| 前 田 雅 英 | 首都大学東京都市教養学部長 |
| マリ・クリスティーヌ | 異文化コミュニケーションセンター |
| 横 田 洋 三 | 中央大学法科大学院教授、国際連合大学学長特別顧問 |
| 吉 川 精 一 | 日本弁護士会・弁護士 |

平成19年2月1日
法務省入国管理局

在留管理専門部会について

1 趣旨

外国人の在留管理の在り方について、広く各界の意見を募り今後の検討の参考とするため、法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会」に「在留管理専門部会」を置きました。

2 メンバー名簿

| | | |
|-----|-------|----------------------|
| 部会長 | 多賀谷一照 | 千葉大学法経学部教授 |
| | 稲津 成孝 | 静岡県県民部長 |
| | 薄井 一成 | 一橋大学大学院法学研究科・法学部准教授 |
| | 武井 雅昭 | 東京都港区長 |
| | 西村 弓 | 上智大学法学部教授 |
| | 藤原 静雄 | 筑波大学法科大学院教授 |
| | 安富 潔 | 慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授 |
| | 山脇 啓造 | 明治大学商学部教授 |

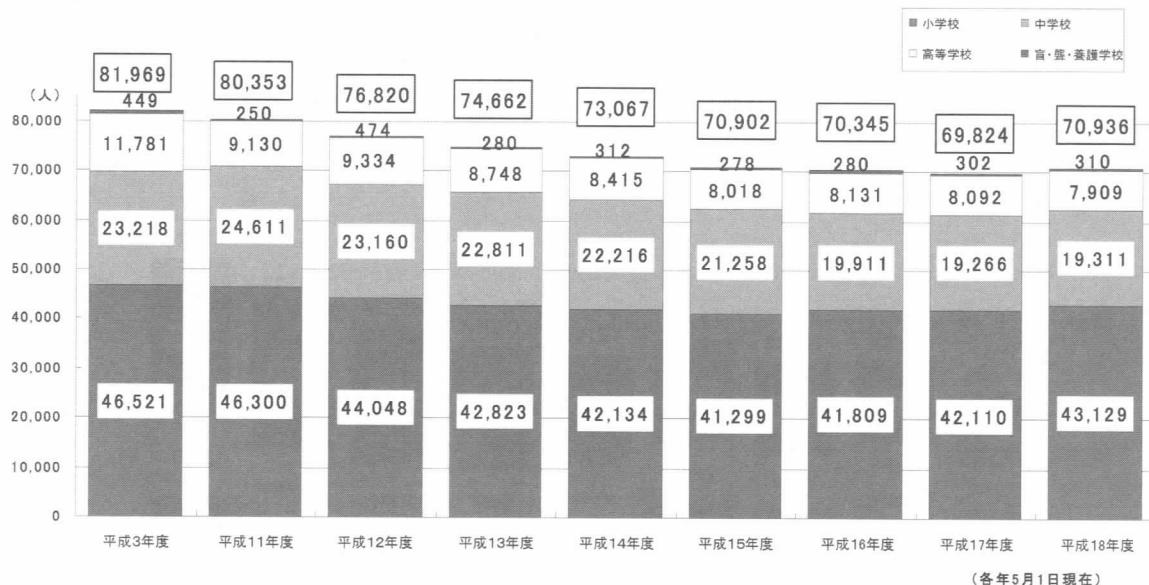
(平成19年4月20日現在)



「外国人集住都市会議 みのかも2007」配付資料〔文部科学省〕

(1) 公立学校に就学する外国人児童生徒の推移

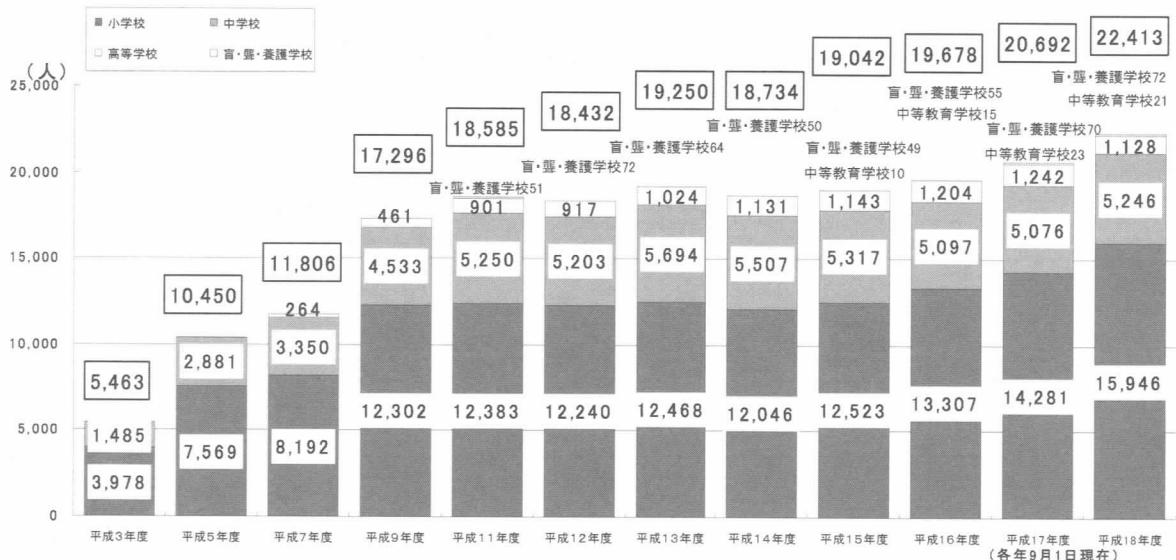
平成18年5月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒は、約7万1千人。ここ数年は緩やかな減少傾向にあったが、平成18年度は増加に転じた。



出典：文部科学省「学校基本調査」

(2) ①日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

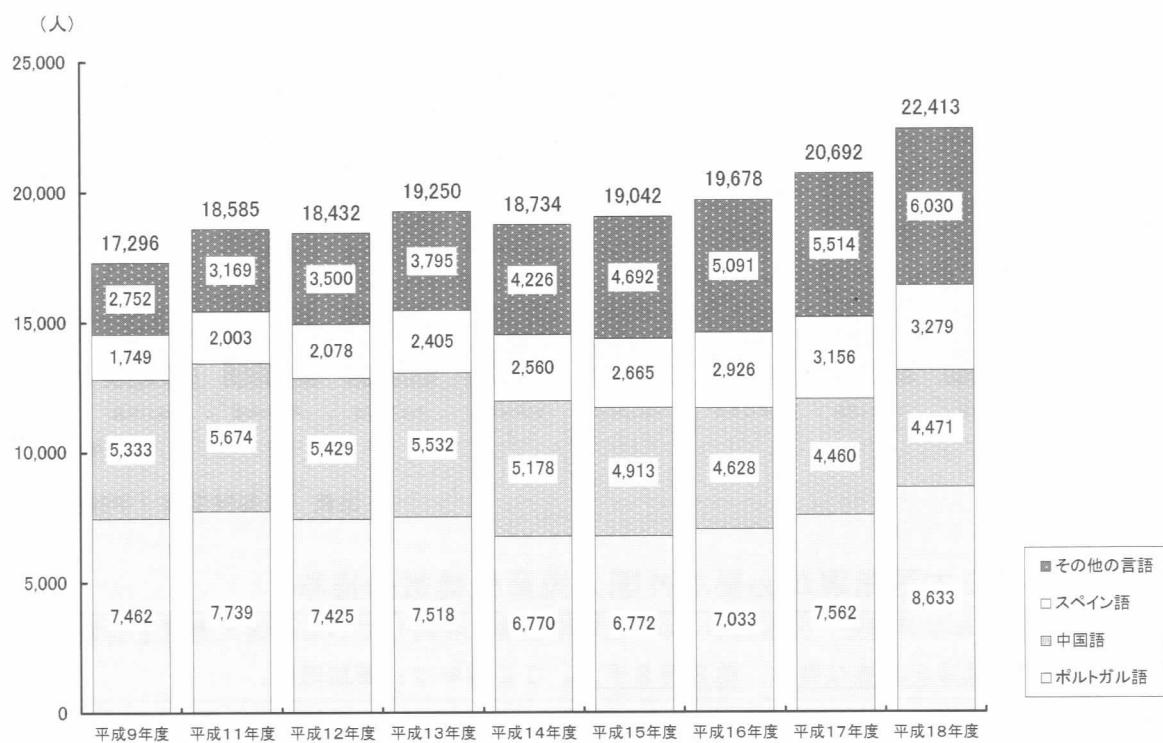
平成18年9月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍している外国人児童生徒数のうち、日本語指導が必要な者は、約2万2千人。ここ数年は、増加傾向。



出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

②母語別在籍状況

ポルトガル語を母語とする者が最も多く、全体の4割近くを占めている。また、
ポルトガル語、中国語及びスペイン語の3言語で全体の7割以上を占めている。



(各年9月1日現在)

出典：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」



(3) 外国人児童生徒に対する支援施策について

①外国人子女等に対して日本語指導を行う教員の配置

日本語指導等に対応した教員定数の特例加算により、義務教育諸学校に勤務する教員の給与費の1／3を国庫負担。

(平成19年度積算：985人)

②日本語指導者等に対する講習会の実施

外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な講習会を実施。(年1回、4日間、110名程度)

③就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等についてまとめた就学ガイドブック（改訂版）をポルトガル語、中国語等7言語で作成。教育委員会に配布。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a09

④帰国・外国人児童生徒受入促進事業（平成19年度新規）

帰国・外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備を行う地域の支援体制モデルの在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関する調査研究を実施。

【実施内容例】

- ・母語のわかる指導協力者やコーディネーターの配置
- ・域内の小中学校に対する巡回指導
- ・バイリンガル相談員等の活用による、外国人登録部局や企業と連携した就学啓発活動

(平成19年度予算額：15,700万円、29地域)

⑤JSLカリキュラム実践支援事業（平成19年度新規）

日本語指導について、その初期指導から教科学習につながる段階を支援する「学校教育におけるJSL（第二言語としての日本語）カリキュラム」の普及・促進のため、下記の取組を実施。

- ・JSLカリキュラムを活用した実践事例の収集及び普及
- ・JSLカリキュラムに関するワークショップの実施

(平成19年度予算額：4,100万円)

(4) 外国人の子どもの不就学実態調査の結果について

文部科学省では、平成17年度から平成18年度にかけて、外国人の子どもの就学支援方策等についての調査研究を行う「不就学外国人児童生徒支援事業」の一環として、南米出身の日系人等のいわゆる「ニューカマー」が集住する自治体に、外国人の子どもの不就学の実態調査を委嘱した。

○調査の実施方法

【調査方法】

- ①当該自治体に外国人登録されている者のうち、義務教育の就学年齢にある子どものリストを作成。
- ②①のリストより、国公私立義務教育諸学校や外国人学校に在籍している者等、何らかの方法により学習を受けている者を除き、就学状況が不明の者を計上。
- ③②の者の外国人登録上の居住地に、戸別訪問やアンケート調査票を郵送する等して就学状況を調査。

【調査対象】

平成18年度（飯田市、四日市市は17年度）における外国人登録者のうち義務教育の就学年齢にある者

①就学者数等

| 調査対象 の自治体 | 外国人 登録者数 | 就学者数 | | (注3) 不就学者数 | (注4) 居住不明者等 |
|--------------|-------------|-----------------------|------------------------|---------------|----------------|
| | | 公立学校等 ^(注1) | 外国人学校等 ^(注2) | | |
| 太田市 | 784 | 413 (52.7) | 185 (23.6) | 5 (0.6) | 181 (23.1) |
| 飯田市 | 225 | 167 (74.2) | 14 (6.2) | 4 (1.8) | 40 (17.8) |
| 美濃加茂市 | 417 | 212 (50.8) | 109 (26.1) | 10 (2.4) | 86 (20.6) |
| 掛川市 | 457 | 195 (42.7) | 69 (15.1) | 14 (3.1) | 179 (39.2) |
| 富士市 | 354 | 236 (66.7) | 38 (10.7) | 4 (1.1) | 76 (21.5) |
| 豊田市 | 1,120 | 580 (51.8) | 197 (17.6) | 3 (0.3) | 340 (30.4) |
| 岡崎市 | 566 | 371 (65.5) | 93 (16.4) | 3 (0.5) | 99 (17.5) |
| 四日市市 | 407 | 293 (72.0) | 63 (15.5) | 7 (1.7) | 44 (10.8) |
| 滋賀県 | 1,833 | 1,235 (67.4) | 303 (16.5) | 57 (3.1) | 238 (13.0) |
| 豊中市 | 223 | 169 (75.8) | 21 (9.4) | 1 (0.4) | 32 (14.4) |
| 神戸市 | 2,668 | 1,550 (58.1) | 742 (27.8) | 2 (0.1) | 374 (14.0) |
| 姫路市 | 835 | 600 (71.9) | 190 (22.8) | 2 (0.2) | 43 (5.2) |
| 合 計 | 9,889 | 6,021 (60.9) | 2,024 (20.5) | 112 (1.1) | 1,732 (17.5) |

(注1)公立学校等:国公私立小・中・特別支援学校(小中学部)を指す。

(注2)外国人学校:我が国に居住する外国人を専ら対象として我が国の小学校、中学校等に相当する組織的な教育を行う施設を指す。

(注3)不就学者:公立学校等及び外国人学校等のいずれにも就学していない者を指す。

(注4)居住不明者等:外国人登録上の居住地に在住していない者その他何らかの事情により連絡が取れなかった者を指す。

(注5)各市の割合は、小数点第二位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%にはならない。

②不就学の理由

- ア 学校へ行くためのお金がないから (15.6%)
- イ 日本語がわからないから (12.6%)
- ウ すぐに母国に帰るから (10.4%)



外国人の生活環境適応のための教育の充実

外国人の生活環境適応加速プログラムの推進

平成19年度予算額
337百万円(新規)

| | | | |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|--------------------|
| 1条校以外の学校等(2万9千人以上) | | 学校教育法第1条校(小・中・高校等)(7万5千人) | |
| ブラジル人学校 (5千人以上) | 各種学校認可の外国人学校 (2万4千人) | 国・私立学校 (5千人) | 公立学校(7万人) |
| | | 日本語指導が必要な者(2万人) | ポルトガル語を母語とする者(7千人) |

現状と課題

- 外国人は、日本語能力が十分でないこと、日本の文化、習慣等の社会システムに対する理解が十分でないことから地域社会と日系人については、一定の地域に集住することにより、日本語を使用しなくても日常生活ができるよう、地域社会と隔絶したコミュニティも存在・拡大するなどの状況がある。
- 各種学校として都道府県から認可されている外国人学校については、地方自治体がそれぞれの判断で助成を行っている。ブラジル人学校については、各種学校として認可されているものはない。
- 外国人の子供については就学義務はないが公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には無償で受入れを行い、教育の機会を保障しているが、現実には不就学や日本語教育の問題がある。
- 不就学の問題については、特に日系人について、学校に通っていない、または学校の授業について行けずに登校しなくなった不就学の子供の存在が問題となっている。
- 日本語習得については、公立学校で受入れている日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、約2万人に達しているため種々の対策を講じている。

政府・党の検討

- 経済財政諮問会議：「骨太の方針2006」、「グローバル戦略」、「経済成長戦略大綱」
- 外国人労働者問題関係省庁連絡会議：「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」
- 自民党外国人労働者等特別委員会：「外国人労働者に関する方針」
- 外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム(副大臣会議PT)：「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」

外国人の生活環境適応加速プログラムの推進

○生活者としての外国人のための日本語教育事業

- ①日系人等を活用した日本語教室
- ②退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成
- ③外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 等

- JETプログラムの活用 文部科学省、総務省、外務省が連携し、効果的なJETプログラムの活用を図る
- 各種学校設置認可基準緩和について 都道府県等に更なる周知を図る

日伯政府間の覚書(H18.4)に基づく対応

- 遠隔教育などの各領域における両国間の情報交換、専門家や行政官の交流を通じた教育分野での協力の促進
- ブラジル人コミュニティに対する余暇やスポーツなどの利用に供する場所及び機会の提供の促進について地方自治体への懇意
- 在日ブラジル人の日本語教育の促進と地方自治体の懇意

○外国人の子どもの就学促進等(帰国・外国人児童生徒受入促進事業)

- ①バイリンガル相談員等を活用した関係機関等と連携した就学支援に関する実践研究の実施
- ②帰国・外国人児童生徒の受入体制の整備に関する実践研究の実施
- ③就学啓発資料の作成、フォーラムの開催等

○JSLカリキュラム実践支援事業

- ①JSLカリキュラムを活用した指導の実践を行い、その効果的な実践事例を全国に発信
- ②JSLカリキュラムを活用する教員の指導力向上を目的としたワークショップの開催

○外国人児童生徒の母国政府との協議会等の運営

外国人労働者問題関係省庁との連携

外国人の日本社会での生活環境適応の実現・加速

(5) 初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討会の設置

1 趣 旨

我が国の公立学校に就学する外国人児童生徒は、7万人を超えており、このうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、2万人を超え、その数は年々増加する傾向にある。

このような状況の中、小・中学校における外国人児童生徒の受入体制の整備や日本語指導・適応指導の充実を図ることが急務となっている。また、外国人の子どもへの効果的な就学支援や学校、行政機関、企業、N P O団体との連携による取組も重要さを増している。

本検討会では、これらの点を踏まえながら、外国人児童生徒教育の充実方策について総合的に検討し、具体的な方策をとりまとめる。

2 検討事項

- (1) 外国人児童生徒の教育に関する国、地方、民間企業等の役割分担について
- (2) 外国人児童生徒の就学支援方策について
- (3) 外国人児童生徒の日本語指導、適応指導について
- (4) その他

3 協力者（五十音順）

| | |
|-------|----------------------------------|
| 逢坂 隆 | 武藏村山市立第四小学校主幹 |
| 池上 久雄 | 東京大学総長室顧問、社団法人日本貿易会参与、東京学芸大学客員教授 |
| 石川 和男 | 浜松市教育委員会学校教育部指導課長 |
| 伊藤 哲也 | 豊田市立西保見小学校長 |
| 井上 洋 | 社団法人日本経済団体連合会産業第一本部長 |
| 木場 弘子 | キャスター、浦安市教育委員、千葉大学特命教授 |
| 佐藤 郡衛 | 東京学芸大学国際教育センター教授 |
| 給田 英哉 | 国際教養大学理事・特任教授、独立行政法人国際交流基金参与 |
| 高田 文芳 | 横浜市立港中学校教諭 |
| 竹郷 秀樹 | 三重県教育委員会事務局小中学校教育室長 |
| 松本 一子 | 愛知淑徳大学・愛知教育大学非常勤講師 |
| 山脇 啓造 | 明治大学商学部教授 |
| 結城 恵 | 群馬大学教育学部准教授 |
| 渡辺 一雄 | 玉川大学教育学部教授 |

多文化共生をめざして活動する 民間国際交流団体のパネル展 参加団体

| 団体名 | 都市名 |
|------------------------------------|-------|
| 群馬大学 | 大泉町 |
| (財)大垣国際交流協会 | 大垣市 |
| 可児市 | 可児市 |
| 可児市国際交流協会 | 可児市 |
| 浜松NPOネットワークセンター(N-Pocket) | 浜松市 |
| 浜松外国人医療援助会 外国人無料検診会(MAF Hamamatsu) | 浜松市 |
| 浜松市外国人子ども教育支援協議会 | 浜松市 |
| 浜松日本語ネットワーク | 浜松市 |
| 磐田国際交流協会 | 磐田市 |
| 共生のなかま「樹の会」 | 磐田市 |
| CSN豊橋 | 豊橋市 |
| NPO法人 子どもの国 | 豊田市 |
| NPO法人 トルシーダ | 豊田市 |
| NPO法人 保見ヶ丘国際交流センター | 豊田市 |
| (財)四日市国際交流協会 | 四日市市 |
| NPO法人 愛伝舎 | 鈴鹿市 |
| (財)鈴鹿国際交流協会 | 鈴鹿市 |
| 伊賀市国際交流協会 | 伊賀市 |
| NPO法人 伊賀の伝丸 | 伊賀市 |
| 伊賀日本語の会 | 伊賀市 |
| 長浜市 | 長浜市 |
| 湖南市国際協会 | 湖南市 |
| NPO法人 ブラジル友の会 | 美濃加茂市 |
| 美濃加茂国際交流協会 | 美濃加茂市 |
| 三省堂 | |
| 東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター | |
| 日本リザルツ | |
| 全国日本語教師会 | |
| IOM国際移住機関 | |
| 美濃加茂市立古井小学校PTA | |

外国人集住都市会議会員都市で作成している 多言語による各種資料展示

⇒ 本報告書 「多文化共生社会をめざして
すべての人が参加する地域づくり<資料編>」 P.80参照



外国人集住都市会議の概要

設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立するものである。

また、外国人住民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していく。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要不可欠な外国人住民との地域共生の確立を目指していく。(2001年5月7日)

開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、設立趣旨を了承。その後、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。

2002年度は、前年と同じく浜松市で第1回会議を開催後、関係省庁と会員都市首長の意見交換の場となる会議の開催を決議し、11月7日には「外国人集住都市東京会議」を東京都内で開催し、「14都市共同アピール」を行った。

2003年度は、豊田市で第1回会議を開催後、11月11日に厚生労働省、日本経団連、JICA研修員を交え「外国人集住都市会議シンポジウムin豊田」を開催した。

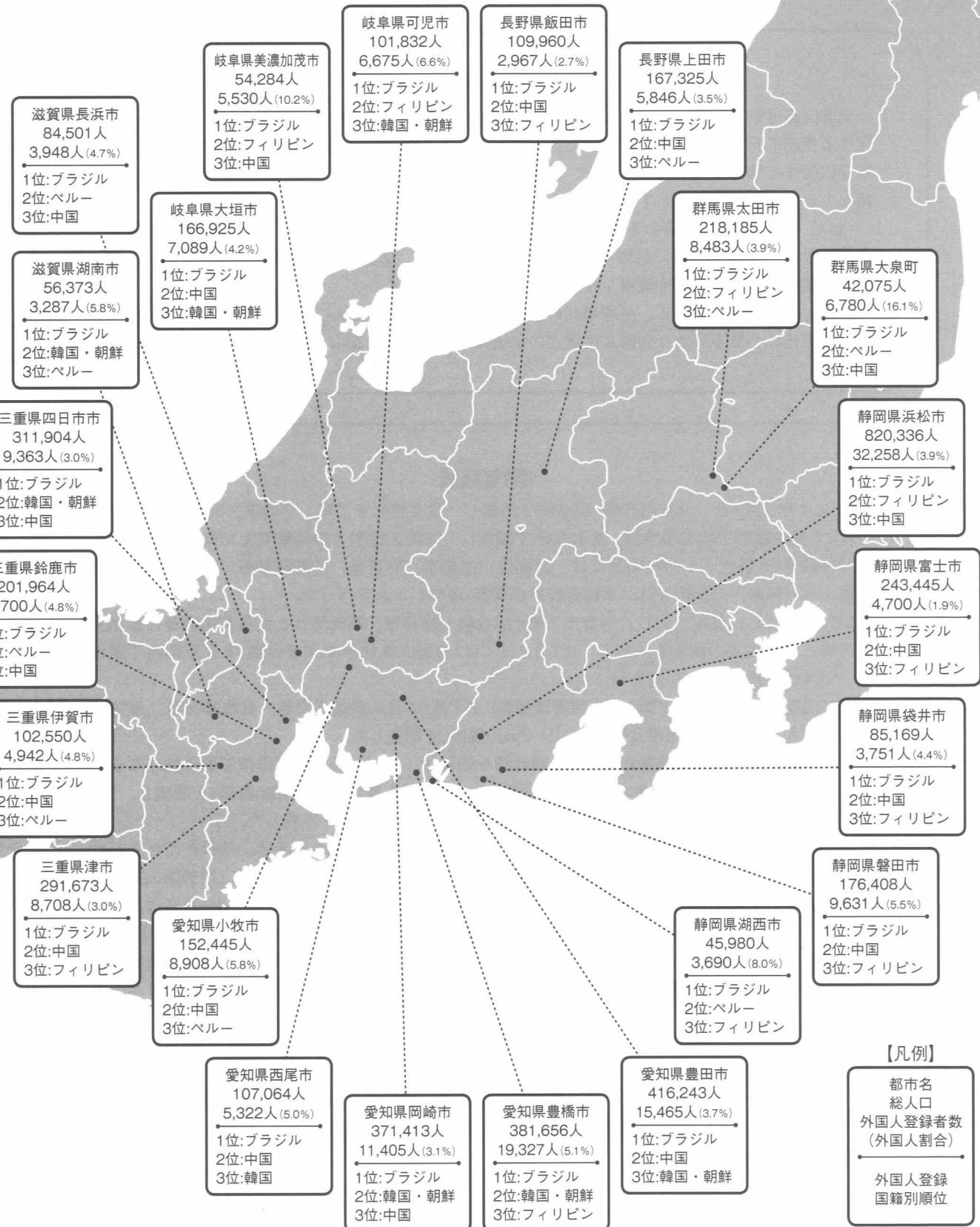
2004年度は、前年同様豊田市で第1回会議を開催後、10月29日に豊田市で関係省庁ならびに日本経団連と会員都市首長の意見交換の場となる「外国人集住都市会議in豊田」を開催し、「豊田宣言及び部会報告」を採択し、日本経団連の奥田会長の記念講演を実施した。

2005年度は、多くの課題の中で最も緊急性の高い「子ども」に焦点をあて、四日市市が座長を務める2年間のテーマを「未来を担う子どもたちのために」とした。11月11日には「外国人集住都市会議よっかいち2005」を、外国人当事者やNPO代表の参加により開催した。11月には、豊田宣言をベースに「規制改革要望書」を提出し、要望内容に対して関係省庁からの正式な回答を得た。

2006年度は、昨年度に引き続き、同じテーマで調査・研究を進め、6月と10月に「規制改革要望書」を提出するとともに、11月21日「外国人集住都市会議 東京 2006」を開催し、「よっかいち宣言」を採択した。

2007年度は、3ブロックに分かれ、「地域コミュニティ」、「外国人の就労」、「外国人児童生徒の教育」について研究。規制改革要望を行った。国の在留管理制度の見直しに即時対応するためにプロジェクトチームを結成。職員間の情報交換や、諸制度や課題への理解を深めるため、太田市・大泉町にて担当職員研修会を開催した。11月28日に美濃加茂市で「外国人集住都市会議みのかも2007」開催。

外国人集住都市会議会員都市の外国人登録者データ



2007年4月1日現在



外国人集住都市会議の規制改革要望書

(1) 2007(平成19)年6月 提出分

| | | |
|---|------|---|
| ① | 要望事項 | 国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切なる処罰制度の確立 |
| | 要望内容 | <p>日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結などを含む国外犯処罰などの制度を確立し、日本国政府として厳正な対処を講じるべきである。なお、相手国の事情から、「犯罪人引渡し条約」の締結が短期的に困難な場合は、関係国との間で覚書を締結するなどにより、公正な手続きで代理処罰が行われるようすべきである。</p> |
| | 要望理由 | <p>近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態がおこっている。</p> <p>現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2カ国以外とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。そのため、日本国内で罪を犯した外国人が帰国してしまうと日本司法による処罰ができない。</p> <p>また、相手国による国外犯処罰が行われていない場合もある。</p> <p>このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。</p> <p>日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全な社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結などを含む国外犯処罰制度の確立が不可欠である。</p> <p>なお、当面、相手国が代理処罰で対応する場合は、その手続きの詳細について、日本側と書面により確認することが不可欠である。</p> |

| | | |
|---|------|---|
| ② | 要望事項 | 外国人の子どもが小学校に入学する前の保護者に対する支援 |
| | 要望内容 | <p>外国人の子どもの小学校入学前に、保護者に対する情報提供及び入学を支援する措置を講じるために、学校生活体験教室など外国人の子どもを就学へと導くための施策について、学校教育の一環として実施できるように法的措置を講ずるべきである。</p> <p>なお、これにあわせて、市町村が実施する事業に対し、財政的および人的支援を行い、在外公館における査証発行時等の日本への渡航前に日本の教育制度についての情報を渡航者に提供すべきである。</p> |
| | 要望理由 | <p>小学校入学前の外国人の子どもの保育実態は多様であり、日本の公立学校入学に関する情報が適当な機会に十分に提供されず、保護者による公立学校への入学準備が十分に行われていない。この結果、子どもの学校への適応が遅れ、場合によっては不就学になるなど、外国人の子どもが教育を受ける権利が保障されない恐れがある。</p> |

| | |
|------|--|
| ③ | 要望事項 公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れ体制の整備 |
| 要望内容 | 外国人児童生徒の教育方針を定めるとともに、学習指導要領にも盛り込む。基本方針の中で、「日本語指導が必要な児童生徒」の定義も行い、日本語指導の目標を示す。併せて、外国人児童生徒担当教員の加配を増やし、支援体制の充実を図る。外国人の集住する地域において集中的に初期指導を行う教室の設置を推進する。また、一人でも日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に対し、日本語指導等協力者の巡回を推進する。 |
| 要望理由 | 外国人児童生徒への教育の指導については、学習指導要領の総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(7)において「海外から帰国した児童などについては…」とあるが、その背景が全く異なる外国人児童生徒の教育の基本方針については別に定めるべきである。また、日本語指導が必要な児童生徒に関する調査票の記入上の注意事項として、日本語指導が必要な児童生徒とは、「①日本語で日常会話が十分にできない者及び②日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語指導が必要な者」とされているが、この定義では、担当者ごとに解釈にばらつきが生じ客觀性がない。一部の自治体が独自に行っている集中的な初期指導教室の有効性を検証し、広域で設置を検討し、教員を配置すべきである。さらに、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が存在する学校現場には、メンタル面での支援も含め、児童生徒の文化的な背景を理解する日本語指導等協力者の力が必要とされる。 |

| | |
|------|--|
| ④ | 要望事項 外国人学校の学校教育法上の位置づけの改善 |
| 要望内容 | 一定の要件を満たす外国人学校を、学校教育法第1条に定められている教育機関に準ずる教育機関と位置づける新たな体系を創設し、設置基準・教育内容の認可基準を設ける。また、文部科学省「外国人学校調査」を全国規模で継続的に実施し、実態把握に努める。 |
| 要望理由 | 「経済的、社会的、文化的権利に関する条約(国際人権規約A規約)」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、学校教育法第1条に定める教育機関は日本で暮らす外国人児童生徒の受け入れを無償で行っているものの、外国人学校を選択する外国人児童生徒も少なくない。ところが、外国人学校を卒業しても、公立高等学校の受験資格が得られないことが多く、円滑な高校進学に結びつかない。 |



| | | |
|---|------|--|
| ⑤ | 要望事項 | 外国人を管理する目的の現行制度の改善 |
| | 要望内容 | 日本人が住民基本台帳制度により利便性の向上が増進されるのと同じように、外国人住民に対するサービスの提供の基礎となり、その権利の行使と義務の遂行を確保し、社会参加を促進するための基礎となるよう現行制度を改善すべきである。 |
| | 要望理由 | 現状では、外国人登録制度の目的は、「外国人の公正な管理」とされており、市町村における住民に対する行政サービスの基礎として位置づけられていない。実態をみると、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができない、職権によるデータの消除ができないなど、住民登録と外国人登録の制度のズレが、市町村における住民の実態把握と行政サービスの提供を困難にしている。 外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の考え方とは別に、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならないとする地方自治法第13条の2の考え方を、外国人にも適用すべきであり、これは総務省が2006年3月に多文化共生推進プログラムの提言を行い、「外国人労働者政策あるいは在留管理の観点からの検討だけではなく、外国人住民を生活者・地域住民として認識する観点から多文化共生の地域づくり」を検討するよう求めていることに対応するものである。 |

| | | |
|---|------|--|
| ⑥ | 要望事項 | 外国人住民を生活者・地域住民として捉えた制度を住基システムと同様に管理 |
| | 要望内容 | 市町村における外国人住民のデータ管理のシステムを全国で共通化する必要性を認め、市町村が事務を管理している住民基本台帳のシステムと同様の管理ができるようにする。データ管理のシステムを検討する際には、現行の住民基本台帳システムへの一元化を念頭に、行政事務上の負担や、経費の負担が最小限となる方法を考慮すべきである。 |
| | 要望理由 | 日本人を対象とする住民基本台帳のシステムの整備が進んだにもかかわらず、現行の外国人登録については、電子情報ではなく、紙媒体を使用して市町村相互又は関係省庁間で文書のやりとりを行っている。このため、外国人住民に対しても日本人の住民登録と同様な利便の提供が可能となる全国共通のシステムを整備することが必要である。これは総務省の新電子自治体推進指針の取り組みを推し進めるものである。 |

| | |
|---|--|
| ⑦ | <p>要望事項 外国人雇用状況報告データへの市町村からのアクセスについて</p> <p>要望内容 外国人住民を生活者・地域住民と捉えた制度を創設する際は、法務省入国管理局が厚生労働省から入手した外国人雇用状況に関する情報を、市町村が持つ外国人住民に関するデータ(国籍、氏名、生年月日)と一致させて、外国人住民の勤務場所に関する正確なデータとして、市町村がアクセスできるようにするべきである。</p> <p>要望理由 外国人登録データの就業場所に関する情報は、証明等に基づかないため、必ずしも正確ではない。その場合には、外国人雇用状況から得られたデータを介し、市町村が正確な情報を入手できるようにすることは極めて重要である。内容が誤ったままでは、外国人住民に対する地方税の課税や国民健康保険などの保険料の徴収も困難になる。この問題に対する解決策としては、市町村が、外国人雇用状況データへアクセスする仕組みを設けることが不可欠である。</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| ⑧ | <p>要望事項 労働者を社会保険・雇用保険に加入させない事業主に対する措置</p> <p>要望内容 厚生年金保険法、健康保険法及び雇用保険法において、事業主が本来加入させるべき労働者をこれらの制度に加入させていない場合には、罰金又は過料を設けて、その加入を促進すべきである。また、社会保険庁は外国人の社会保険加入状況の実態を調査し、効果的な加入促進に努めるべきである。</p> <p>要望理由 外国人労働者のなかには、社会保険や雇用保険加入を避けるために、敢えて2ヶ月の雇用契約とし、1日の空白のあとに同様の契約を繰り返している場合が少なくない。こうした行為が横行していることから、何か加入の誘因が考えられると良いが、考えられない場合はこれらの行為に対する罰則を新設すべきである。外国人の社会保険加入の実態が把握されていないために、効果的な加入促進対策が取れない。</p> |
|---|---|



(2) 2007(平成19)年11月 提出分

| | |
|------|--|
| ① | 要望事項 国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切なる処罰制度の確立 |
| 要望内容 | 日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結などを含む国外犯処罰などの制度を確立し、日本国政府として厳正な対処を講じるべきである。なお、相手国の事情から、「犯罪人引渡し条約」の締結が短期的に困難な場合は、関係国との間で覚書を締結するなどにより、公正な手続きで代理処罰が行われるようにすべきである。 |
| 要望理由 | 近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態がおこっている。 現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2カ国以外とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。そのため、日本国内で罪を犯した外国人が帰国してしまうと日本司法による処罰ができない。 また、相手国による国外犯処罰が行われていない場合もある。 このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。 日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全な社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結などを含む国外犯処罰制度の確立が不可欠である。 なお、当面、相手国が代理処罰で対応する場合は、その手続きの詳細について、日本側と書面により確認することが不可欠である。 例えば、ブラジル政府との間で司法分野での協力に関する協議を行うことが合意されたようであるが、その場においても強く「犯罪人引渡し条約」の締結について求められたい。 |

| | |
|------|--|
| ② | 要望事項 外国人の子どもが小学校に入学する前の保護者に対する支援 |
| 要望内容 | 外国人の子どもが日本の小学校へ入学する前に、学校生活体験教室などを開催するとともに、保護者に対する情報提供やオリエンテーションを行い学校教育、社会教育と連携して実施できるようにする。 |
| 要望理由 | 小学校入学前の外国人の子どもの保育実態は多様であり、日本の公立学校入学に関する情報が適当な機会に十分に提供されず、保護者による公立学校への入学準備が十分に行われていない。その結果、子どもの学校への適応が遅れ、場合によっては不就学になるなど、外国人の子どもが教育を受ける権利が保障されない恐れがある。一部の地域では入学前のオリエンテーション等を行っているが、オリエンテーションの内容も各地域でそれぞれ工夫をしており統一性はない。テキストの作成や内容など担当者に任されているため、負担となっており、効果的な実施が必要である。 |

| | | |
|---|------|---|
| ③ | 要望事項 | 公立小中学校における外国人児童生徒の受け入れ体制の整備 |
| | 要望内容 | <p>外国人児童生徒の教育方針を定めるとともに、学習指導要領にも盛り込む。教育振興基本計画においても、外国人児童生徒教育の充実方策を明記する。外国人児童生徒担当教員の加配は十分ではないため、学校全体での支援体制の充実を図る。外国人の集住する地域において初期指導を行う教室の設置を推進する。また、一人でも日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に対し、日本語指導等協力者の巡回を推進する。</p> |
| | 要望理由 | <p>外国人児童生徒への教育の指導については、学習指導要領の総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(7)において「海外から帰国した児童などについては…」とあるが、その背景が全く異なる外国人児童生徒の教育の基本方針については別項に定めるべきである。また教育振興基本計画でも外国人児童生徒教育について言及が必要である。一部の自治体が行っている初期指導教室・国際教室等の取組の有効性を検証し、学校教育法の中での位置づけを検討し、教員を配置するべきである。さらに、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が存在する学校現場には、メンタル面での支援も含め、児童生徒の文化的な背景を理解する日本語指導等協力者の支援が必要とされる。</p> |

| | | |
|---|------|---|
| ④ | 要望事項 | 働く外国人若年者に対する支援の強化 |
| | 要望内容 | <p>中学の卒業資格を得るために手段として、夜間中学の設置が求められる。中学校通信教育規程を受ける事ができる者の限定を変え、外国人が希望した場合に受けられるようにする。また、働きながら学べる、日本版デュアルシステムなどは、大変良い制度であると思われるが、言葉の壁や文化の壁などを抱える、外国人への配慮が必要である。</p> |
| | 要望理由 | <p>現在の若年雇用対策はフリーターの正規雇用促進が大きな柱となっているが、中学・高校を卒業することが、若年層の自立を促進する上で不可欠である。中学を卒業していない青年が、中学校卒業資格を得るために中卒認定試験を受けるか、夜間中学を卒業するかである。公立の夜間中学は関東、関西の一部に見られるが、全国でも8都府県35校しかなく、中部圏には存在しない。このため、学習希望者の要望に応えていない。また、若年層の自立を促進するための日本版デュアルシステムなどは大変良い制度であるので、外国人の若年層への配慮が必要である。</p> |



| | | |
|---|------|--|
| ⑤ | 要望事項 | 外国人学校の学校教育法上の位置づけの改善 |
| | 要望内容 | 一定の要件を満たす外国人学校を、学校教育法第1条に定められている教育機関に準ずる教育機関と位置づける新たな体系を創設し、設置基準・教育内容の認可基準を設けるべきである。法令の位置付けがない外国人学校を事実上は教育機関として扱っていることについて、その矛盾についての改善を求める。また、日本で暮らすすべての学齢期の子どもがおかれていたる教育環境について、文部科学省が確実に現状把握をするためにも、法的な根拠を設ける必要がある。 |
| | 要望理由 | 「経済的、社会的、文化的権利に関する条約(国際人権規約A規約)」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、学校教育法第1条に定める教育機関は日本で暮らす外国人児童生徒の受け入れを無償で行っているものの、外国人学校を選択する外国人児童生徒も少なくない。ところが、外国人学校は、学校教育法第1条に定める教育機関には該当していない。また、学校教育法第1条に定められていないため、外国人学校を卒業しても、公立高等学校の受験資格が得られないことも多く、円滑な高校進学に結びつかない。また、日本で暮らすすべての学齢期の子どもがおかれていたる教育環境について、文部科学省でも把握ができていない。 |

| | | |
|---|------|---|
| ⑥ | 要望事項 | 外国人住民の台帳制度の創設 |
| | 要望内容 | 総務省「地域における多文化共生推進プランについて」(総行国第79号 平成18年3月27日)では、「入国した外国人の地域社会への受入主体として、行政サービスを提供する役割を負うのは主として地方公共団体」であると述べているが、外国人住民に対する行政サービスの基礎となり、その権利の行使と義務の遂行を確保し、社会参加を促進するための法律がない。また市町村間を移動することが多い外国人住民の記録は全国で共通のものであることが望ましく、現行の住民基本台帳法のシステムへの近接化も含め、行政事務上の負担や、経費の負担が最小限となる方法を考慮すべきである。 |
| | 要望理由 | 外国人登録制度の目的は、「外国人の公正な管理」とされている。実態をみると、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができない、職権によるデータの消除ができないなど、市町村における外国人住民の実態把握と行政サービスの提供に支障が生じている。総務省は2006年3月に多文化共生推進プログラムで、「外国人労働者政策あるいは在留管理の観点からの検討だけではなく、外国人住民を生活者・地域住民として認識する観点から多文化共生の地域づくり」を検討するよう求めており、それに応える制度の創設が必要である。また第154回衆議院予算委員会第二分科会(平成14年3月1日)で当時の片山虎之助総務大臣の答弁があるが、未だに法律が定められていない。 |

| | |
|------|---|
| ⑦ | <p>要望事項 外国人雇用状況報告データへの市町村からのアクセスについて</p> |
| 要望内容 | 外国人住民の台帳制度を創設する際は、法務省入国管理局が厚生労働省から入手した外国人雇用状況に関する情報を、市町村が持つ外国人住民に関するデータ（氏名、生年月日、性別、住所）と一致させて、外国人住民の勤務場所に関する正確なデータとして、市町村がアクセスできるようにするべきである。 |
| 要望理由 | 外国人登録データの就業場所に関する情報は、証明等に基づかないため、必ずしも正確ではない。その場合には、外国人雇用状況から得られたデータを介し、市町村が正確な情報を入手できるようにすることは極めて重要である。内容が誤ったままでは、外国人住民に対する地方税の課税や国民健康保険などの保険料の徴収も困難になり、的確な行政サービスの提供ができない。この問題に対する解決策としては、市町村が、外国人雇用状況データへアクセスする仕組みを設けることが不可欠である。 |

| | |
|------|---|
| ⑧ | <p>要望事項 日本人と外国人の混合世帯の正確な把握と台帳への記載</p> |
| 要望内容 | 地方自治法及び住民基本台帳法、外国人登録法を改め、日本人と外国人の混合世帯を住民基本台帳または外国人住民の台帳のいずれかの台帳に正式に記載することとし、混合世帯の構成員を正確に把握できるシステムの構築が必要である。 |
| 要望理由 | 平成17年の国勢調査の結果では、外国人のいる一般世帯は790,252世帯、1,736,285人で、そのうち外国人と日本人がいる世帯は257,577世帯、811,990人である。国際結婚は17組に1組と増加傾向にあり、日本人にしか住民基本台帳を適用できない現在の制度は、実態に合わなくなってきた。このため、児童手当や国民健康保険など、世帯単位での把握が必要とされる行政事務に多大な支障をきたしている。 |

| | |
|------|---|
| ⑨ | <p>要望事項 外国人登録事務の電子システム化</p> |
| 要望内容 | 日本国内での移動が多い外国人に関する、外国人登録事務を法的な根拠を持って、全国統一のフォーマットを使用して電子システム化し、即時にデータのやり取りが行えるようにする。その際には、個人情報保護の観点からも、住民基本台帳法の運用と同程度のセキュリティ対策が講じられる必要がある。 |
| 要望理由 | 外国人登録法では、電子情報ではなく、紙媒体を使用して市町村相互又は関係省庁間で文書のやりとりを行っているため、情報を把握するまでに時間がかかり、即時対応ができていない。外国人住民に対しても日本人の住民基本台帳法による制度と同様な利便の提供が可能なシステムの整備が必要である。これは総務省の新電子自治体推進指針の取り組みを推し進めるものもある。また、事務量やコストを考え、無駄のない方法をとるべきである。 |



| | | |
|---|------|--|
| ⑩ | 要望事項 | 外国人住民の台帳制度の創設に当たっては職権修正を導入する |
| | 要望内容 | 外国人住民の台帳制度の創設に当たっては、出入国管理行政や雇用関係行政などから信頼できる情報が入手されて外国人の登録内容に誤りがあると判明した場合には、市町村の職員が職権で登録内容の修正を行えるようにして、その正確性の向上に務めるべきである。 |
| | 要望理由 | 登録のデータの内容が正確であることは住民サービスを行うための基本となる。もし、正確でないことが判明した場合には、関係行政機関との情報の融通によって、内容を修正できるようにすべきである。内容が誤ったままで、外国人住民に対する地方税の課税や国民健康保険などの保険料の徴収も困難になり、的確な行政事務の遂行ができない。 |
| ⑪ | 要望事項 | 労働者を社会保険・雇用保険に加入させない事業主に対する措置 |
| | 要望内容 | 厚生年金保険法、健康保険法及び雇用保険法において、事業主が本来加入させるべき労働者をこれらの制度に加入させていない場合には、罰金又は過料を設けて、その加入を促進すべきである。また、社会保険庁が行っている外国人の社会保険加入状況の実態調査の結果とそれによる成果についての具体的な実績を公表すべきである。 |
| | 要望理由 | 外国人労働者のなかには、社会保険や雇用保険加入を避けるために、敢えて2ヶ月の雇用契約とし、1日の空白のあとに同様の契約を繰り返している場合が少なくない。こうした行為が横行していることから、何か加入のインセンティブを考えられると良いが、考えられない場合はこれらの行為に対する罰則を新設すべきである。外国人の社会保険加入の実態が把握されていないために、効果的な加入促進対策が取れない。社会保険事務所や公共職業安定所では取り組みを行っているという回答をいただいているが、具体的に何件くらいの事業所に対し、どのような働きかけを行われたのかが見てこない。 |
| ⑫ | 要望事項 | 国の制度の多言語化による周知の徹底 |
| | 要望内容 | 例えば10月から施行された「外国人雇用状況報告」の制度通知については、それを周知するためのチラシやパンフレットに多言語のものが用意されていない。全国各地では外国人の起業者が増えており、外国人の経営する人材派遣会社や学校、託児所をはじめ、「一人親方」的な事業所や店舗も数多くあることから各省庁で多言語による周知への取り組みをすべきである。 |
| | 要望理由 | 現在、翻訳が無いものについては、各市区町村がそれぞれ翻訳作業を行っているが、正確性の課題や、時間と労力が二重、三重に使われていることなど、地方分権改革推進のための基本原則（2）にある、「無駄と重複を排除した…」という考え方方に反している。地方での独自性が求められるものについては地方で翻訳を担当するが、国の制度の通知で全国統一して周知されるものは、国で翻訳したものを作成して全国に配布することが正確で、効率的である。これは国が行う調査などにも言えることであり、多くの事例が考えられる。 |

| | | |
|---|------|--|
| ⑬ | 要望事項 | 保護司業務に関する通訳者の育成 |
| | 要望内容 | 保護司の通訳業務については、更生保護という重要な役割を理解した、専門性の高い通訳者が求められ、外国人が保護司になれないのであれば、通訳者の育成や認定などを行い、地域での活躍を期待したい。 |
| | 要望理由 | 保護司は法務大臣から委嘱を受けた国家公務員の立場ではあるが、無給で更生保護活動に従事している。近年、日本語の理解が難しい方への相談業務などのケースがあり、保護司が対応に大変苦慮している。市町村の通訳には専門性がなく、是非その分野の専門家を育成する必要を感じる。 |

| | | |
|---|------|---|
| ⑭ | 要望事項 | 外国人の入国審査について |
| | 要望内容 | 人権上の課題もあると思われるため、判断が困難な部分も多いが、日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。また、保証人についても、その果たす役割について見直す必要がある。 |
| | 要望理由 | 自分の名前すら書けない人が、異国の中でも生計を維持して行けるのかは大きな疑問である。人権上の課題もあると思われるため、判断が困難な部分も多いが、現状では渡航費用を借金して入国してくる人も多く、実際に職を失った定住資格の外国人も増加しつつあり、当地に、親族の少ない外国人の場合、このままでは生活保護の申請等自治体の負担が懸念される。そのため、日本での生計維持能力に関しては、より厳格な入国の審査が求められる。保証人も実質的には機能しておらず、役割についての見直しが必要である。 |

外国人集住都市会議みのかも2007 報告書
2008年(平成20年)3月発行
編集・発行 外国人集住都市会議
<http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/>

事務局／美濃加茂市役所経営企画部地域振興課
多文化共生室
(2007年4月～2009年3月)
電話／0574-25-2111

